

平成30年第2回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成30年6月14日（木）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	6月14日 午前9時00分宣告（第2日）			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	板倉浩幸
	3番	飯田雅広	4番	石原裕介
	5番	水野智見	6番	戸谷裕治
	7番	伊藤俊一	8番	黒川勝好
	9番	中村英子	10番	佐藤 茂
	11番	吉田正昭	12番	奥田信宏
	13番	安藤洋一	14番	高阪康彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政推進策室	室長	黒川 静一	次長兼ふるさと振興課長	伊藤 保光
	総務部	部長	岡村 智彦	安心安全課長	高塚 克己
	民生部	部長	寺西 孝	次長兼健康推進課長	佐藤 正浩
	産建設業部	部長	伊藤 保彦	次長兼土木農政課長	伊藤 光彦
		次長兼まちづくり推進課長	肥尾建一郎		
	上下水道部	次長兼水道課長	伊藤 和孝		
	消防本部	消防長	伊藤 啓二	消防署長	後藤 邦彦
	教育委員会事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼教育課長	鈴木 敬
		給食センター所長	寺本 章人	生涯学習課長	松井 督人
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議事務会局	局長	小島 昌己	書記	飯田 和泉
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

日程第1 一般質問

番号	質問者	質問事項	
1	飯田雅広	町立図書館と子育て支援の連携と充実を……………	34
2	戸谷裕治	観光行政を問う！！……………	49
3	中村英子	「愛知・名古屋アジア大会」への参加について……………	61
4	板倉浩幸	①学校給食の「いま」を考える件……………	72
		②蟹江町の清明塚について……………	82
5	伊藤俊一	今須成線の早期開通を願って……………	90
6	松本正美	①防災・減災対策について……………	97
		②突然死ゼロを目指した危機管理体制は……………	112

○議長 奥田信宏君

皆さん、おはようございます。

平成30年第2回蟹江町議会定例会継続会を開催をいたしましたところ、定刻までにご参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

議会広報編集委員長から広報掲載用の写真撮影をしたい旨の申し出がありましたので、一般質問をされる議員の皆さんは、昼の休憩中、本会議場にて写真撮影を行いますので、ご協力をお願いいたします。

また、西尾張シーエーティーヴィ株式会社から、本日及び明日の撮影、放映許可願の届け出がありましたので、議会傍聴規則第4条の規定により許可をいたしました。

板倉浩幸君の2問目の一般質問に関する資料が議員のタブレットにアップされておりますことをお伝えいたします。

議員の皆さんにお願いがあります。

本日、申請に基づき、出席議員へのタブレットの持ち込みを許可をいたしております。議員の皆さんは、傍聴人の方々に誤解を与えない利用形態をしていただきますようお願いいたします。

また、一般質問をされる議員の皆さん、答弁をされる理事者の皆さんに、議長と広報編集委員長からお願いいたします。

一般質問を行った後、議場で読み上げた質問書及び答弁書の原稿の写しを事務局へご提出をいただき、広報及び会議録の作成にご協力いただきますようお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 「一般質問」を行います。

順次発言を許可をいたします。

質問1番 飯田雅広君の1問目「町立図書館と子育て支援の連携と充実を」を許可をいたします。

飯田雅広君、質問席へお着きください。

○3番 飯田雅広君

改めて、おはようございます。

3番 飯田雅広です。

質問に入る前に、観光交流センター祭人がオープンしました。しかし、蟹江町の公式ウェブサイトのトップページから祭人のウェブサイトへのリンクがありませんでした。政策推進課長に相談したところ、すぐに対応していただいて、蟹江町の公式ウェブサイトのトップページから祭人のウェブサイトへすぐ行くことができいております。迅速な対応ありがとうございます。

また、この6月議会より無会派になりました。旧民進党に所属していた愛知県内の地方議員は、国政の動向とは関係なく、新政あいちとして固まって、それぞれの地域に根差した活動を行っていくことになりまして、私も新政あいちに加わり、蟹江町議会においても会派名の変更を届け出をさせていただいたんですけども、議会運営委員長のご反対もあり、お認めいただけませんでした。なかなか会派名に関してのしっかりとした規定もない中で、納得はしておりませんが、6月議会も目前に迫っておりますので、時間もありませんでしたので、無会派で議会活動を行っていくことになりましたので、今後もしよろしく願いいたします。

それでは質問に入ります。

私は本が好きで、電車で通学、通勤していた際には、かばんに1冊ないし数冊の書籍を必ず忍ばせておりました。小学校のころは学校の図書館をよく利用しておりました。中学校、高校生になると試験前に図書館で勉強し、大学ときは、資料を探しに県図書館や大学の図書館へよく通ったことを思い出します。先日も調べるものがありまして、県の図書館へ行ってまいりました。

私の経験からも、文化的な都市基盤としての図書館は必要不可欠な施設であり、蔵書数が14万7,000冊を超えた充実した図書館を持っている蟹江町は恵まれた環境にあると言えます。今後ともぜひ充実した図書館運営に励んでいただきたいと心より願っております。

さて、今回の質問でまずお伺いしたいことは、当町の図書館設置の意義と目的であります。当町においても人口減少と、それに伴う税収低下は確実に予想される場所です。その中で、漫然と公共施設を運営していくことは納税者の理解を得られません。

例えば、国会図書館ではあらゆる刊行物を収集、大学図書館では研究基盤整備、他の公立の図書館においては郷土史研究の拠点など、それぞれ目的を与えられているものもあります。

そこで、まず2点お伺いいたします。

当町の図書館は町民文化力向上以外に何を目的としているのでしょうか、具体的に教えてください。

次に、また、その目標達成の指標はどのような数字からはかることができるのでしょうか。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、議員からのご質問にお答えさせていただきます。

1 問目の図書館の目的についてであります。

図書館は、利用者が読書に親しむとともに、歴史や地域文化を伝える場所であり、情報を収集し、提供するといった生涯学習の場として重要な施設であると考えております。その中でも主要な目的としまして、個人や集団が持つ教育や情報及びレクリエーションや余暇活動を含む個人の成長にかかわるニーズを充足させるために、情報資源とサービスを提供する場所と考えております。

また、子供たちやその親御さんたちに対する図書館サービスは重要な位置にあり、広範囲にわたる情報資料を収集し、童歌や読み聞かせに関する行事を開催するなど、多様な活動を展開することにより、読書の機会や喜びを提供しているところでございます。

小さな子供から高齢者まで、多様な目的を持った方々全てにご利用いただくことができる図書館を目指しております。さらに、町内小・中学校と連携をとり、子供たちへの読書活動の推進を図っていく所存であります。

続きまして、2問目であります。目標達成の指標についてであります。

先ほど申し上げましたとおり、図書館には町内外からそれぞれ多様な目的を持った方々が来館されており、達成の指標としましては入館者数や貸し出し数で見ることができると考えております。

現在のところ、前年度比1%増を目標としておりますが、インターネットの普及により入館者数は減少傾向にあるものの、多くの方々に図書館資料を提供することができ、将来的にも充実した図書館サービスを展開してまいる所存であります。

以上であります。

○3番 飯田雅広君

ありがとうございます。

日本の図書館の数は、先進8カ国の中で人口当たりで最も少ないと言われております。蔵書数で比較すると非常にすぐれております。例えば、人口当たりの図書館数が最も多いと言われているドイツと比較すると、日本の図書館数は1館当たり平均蔵書数が11万6,500冊であるのに対し、ドイツの図書館は1館当たり平均1万4,500冊と、約8倍の差があります。

図書館の数が多いと同一書籍を購入してしまうことや維持管理に経費がかかる等で、図書館の数を減らして蔵書を集中させるということは理にかなっていると私は考えます。当町も図書館を1カ所に集約して多数の蔵書を蓄える非常に効率的な運営を行っています。

また、蔵書数は、冒頭に申し上げましたとおり14万冊以上で、国内の平均11万6,500冊を上回っております。当町は人口約3万8,000人と決して大きくない自治体規模に対して、実にすばらしい図書館を有していると誇ることができます。当町の文化啓発に対する熱い取り組みをうかがえるところであります。

しかしながら、いたずらに蔵書数を誇っても、町民に活用していただかなければ意味がありません。そこで3点お伺いいたします。

1点目、現在、ふだん利用者の方の目に触れることができる図書館の開架書庫に展示されている冊数は、概算でどれくらいでしょうか。

次に、閉架書庫及び倉庫等、ふだん利用者の方の目に触れない場所に収蔵されている冊数はそれぞれどれくらいで、蔵書数に対する割合はどれくらいでしょうか。

次に、閉架書庫及び倉庫に保管されている図書はどのように活用しているのでしょうか、

お答えください。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

図書館の蔵書数関係のご質問にお答えいたします。

平成29年度末現在で所蔵されております図書は約14万8,000冊です。開架書庫に10万7,000冊、これは全体の約72%、閉架書庫のほうに当たりましては4万1,000冊ございます。これは全体の28%になっております。

閉架書庫にあります図書の活用ですが、閉架書庫にある資料につきましては、利用者が直接手にとることはできませんが、自宅のパソコンやスマートフォンからのインターネット検索や、館内にある蔵書検索機で検索が可能となっております。

利用者から要望があった場合には、職員が閉架書庫まで図書をとりに行ってお渡ししております。また、貸し出し可能な資料であれば予約することも可能となっておりますので、ウェブからの予約や、館内にあります蔵書検索機からでの予約、また窓口予約などの方法によって、閉架書庫にある図書も開架書庫にある図書と同様にご利用していただくことが可能となっております。

以上です。

○3番 飯田雅広君

当町、図書館の蔵書は十分に充実しているということですがけれども、毎年、年800万円以上の予算を図書購入費に充てて意欲的に充実に取り組んでいらっしゃると思います。平成27年度では4,361冊、平成28年度では4,457冊と、この2年間だけでも8,000冊以上を購入しています。

では、この図書の購入指針について4点お伺いいたします。

1点目、図書購入の判断はどのような観点から行われるのでしょうか。図書を購入する際には、どの図書を購入するのかを決定するのは誰なのでしょう。どこかで協議するのでしょうか、職員の一存で決まるのでしょうか。あるいは、町民の皆様からリクエストを募集していますが、そこを含め、購入の決定の時期等々、購入決定に至るプロセスをご説明願います。

さらに、近年雑誌の休刊が多くなっておりますけれども、その場合、似たような内容の雑誌があった場合にはそちらに変更するのか、そういったものの判断もどのようになっているのか教えてください。

次に、蔵書数はどれくらいを目指しているのか教えてください。

次に、漫画に親しんでいる方がふえています。図書館も勇気を奮って漫画を充実させ、図書館に足を向けさせることについてはどのようにお考えかお答えください。

次に、電子図書によりさらなる蔵書数の増加を目指し、図書館に電子図書の導入をしてはどうでしょうか。各小学校の授業にも利用できると思います。ぜひ電子図書の導入に向け検

討すべきではないでしょうか。これまでに電子書籍図書館を検討したことはあるか教えてください。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

では、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、図書購入の判断の関係であります。

まず、図書購入につきましては、一般書と児童書の割合や分類ごとの購入計画を立て、教育委員会及び社会教育委員会におきまして、その計画に対して承認をいただいております。

選書につきましては、主に株式会社図書館流通センターから毎週発行されております新刊案内リストから選書し、発注しております。そのほかに、毎日の窓口業務の中で、レファレンスサービスを行ったときに必要とされた資料、ベストセラーや受賞作品なども内容等を検討した上で購入しております。また、利用者からのリクエストも積極的に取り入れ、内容をよく検討した上で購入予定リストを作成し、発注するという流れとなっております。より新しく質の高い資料を提供することができるよう調査検討し、購入しております。

続きまして、蔵書数はどのくらいを目指しているかということです。

毎年の図書の増加につきましては、購入図書は、先ほど議員からありましたように、平成27年度は4,238冊、平成28年度4,306冊、平成29年度4,203冊でございました。しかし、購入した数がそのまま増加しているのではなく、老朽化や破損などにより除籍する資料もございまして、正確な増加数は各年度により異なっております。

現在のところ、図書館の開架と閉架の収容能力を踏まえた上で、資料の所蔵数は18万冊程度を目標としております。

続きまして、漫画の関係であります。アニメや漫画を初めとする日本のポップカルチャーは、日本国内のみならず海外においても若い世代を中心に人気を集めています。また、特に人気の高いものにつきましては、歌舞伎の演目にも登場し、日本を代表する文化の一つとなっております。

蟹江町図書館におきましては漫画コーナーがあり、児童書によく見られる学習漫画を含め約1,100冊が配架されております。内容としましては、藤子・F・不二雄、長谷川町子、手塚治虫などの図書であり、世代を問わず数多くの方に読み継がれている作品を中心に収集しております。

また、多くの方々に利用していただく図書でありますので、しっかりとした装丁の資料であることも重要視しておりますので、コミック本におきましては現在のところ購入に至っておりません。しかし、今後は利用者のニーズに応じ、資料内容をよく確認した上で検討してまいりたいと思っております。

続きまして、電子図書についてです。

電子図書につきましては、新しい媒体として大変魅力的なものであるとして検討してまい

りました。図書として発行されているものは多いのですが、導入するに当たっての準備につきましては、導入経費、毎月、月ごとに払うリース料などの必要があるもの、またタイトルにかかわる費用、コンテンツ料などのことを考え、現在のところ導入を見合わせているところでございます。

以上であります。

○3番 飯田雅広君

書籍の選定に関して、2点再質問をさせていただきます。

まず、1点目ですけれども、町は第4次総合計画の重点プログラムとして協働のまちづくりを掲げており、横江町長の政策の中でも、協働地域づくり支援事業は最も重要な事業の一つという認識であります。

この事業は住民による団体等が主体となり、まちづくりを進展させていきますが、その団体の一つである終活・相続ネットのメンバーで執筆した書籍がことしの2月に出版されております。ご存じだったでしょうか。これですけれども、町長見たことがありますか。これ出ているんですけれども。

蟹江町にゆかりのある団体だけでなく、町との協働で地域課題の解決を図っている団体でもありますので、この書籍を図書館に置いてもらいたいなと思い、リクエストをしてきたんですけれども、受け付けていただけませんでした。株式会社図書館流通センターのリストにないということだそうです。硬直した考え方というか、融通のきかなさぐあいに少々残念に思った次第です。

協働地域づくり支援事業の団体が出版している書籍がありますので、蟹江町の図書館にふさわしいと思うんですけれども、そのあたりどのようにお考えかお聞かせください。

漫画に関してですけれども、世代を問わず多くの方に読み継がれている作品ということで、先ほど藤子・F・不二雄先生や長谷川町子先生の名前が挙がりましたが、例えばその系統で言うとしたら、アニメで同じ曜日の前後で放映されている「ちびまる子ちゃん」や「クレヨンしんちゃん」がないのはおかしいんじゃないかなと思います。また、1980年から連載されて、先日まで「ドラゴンボール超」のアニメが放映されていた「ドラゴンボール」や、1997年から連載されている「ONE PIECE」など、世代を問わず多くの方に読み継がれている作品もあります。

フランスなどで行われているジャパンエキスポの模様を皆さんテレビで見たことがあると思いますけれども、ジャパンエキスポは漫画、アニメ、ゲーム、音楽、この音楽もビジュアル系やアニメソングなどの大衆文化、また、ここに書道、武道、茶道、折り紙などの伝統文化を含む日本の文化をテーマとして行っておりますけれども、例えばこのジャパンエキスポのアニソンのライブ等を見ると、「ドラゴンボール」や「ONE PIECE」等のコスプレをして、例えば「マジンガーZ」の主題歌を歌ったりという外国人の方をよく見ます。

そういった点からも、「ドラゴンボール」や「ONE PIECE」などはもはや、先ほどもあったとおり文化だと思しますので、ぜひとも図書館に置いていただきたいと思います。

また、「はだしのゲン」等々、戦争を考える作品も幾つか置いてあります。私としては、そういった本当に伝統的な漫画もいいんですけども、例えば、私が高校生ぐらいのときによく読んでいました、かわぐちかいじ先生の「沈黙の艦隊」という漫画があります。これは、潜水艦戦を描いた戦記物に核戦争や国際政治等の問題提起を絡ませ、当時各方面から注目を浴びた作品になります。核兵器というものを考える上においても、中高生に読み応えがある漫画だと思っておりますので、ぜひそういったようなものも置いていただきたいと思っております。

ぜひとも漫画、コミックをぜひ配架していただきたいと思っております。その上で、例えば漫画の貸し出しは禁止して、漫画を読みに行く図書館に来ていただいて、例えば帰宅の際に何か違う書籍を借りていただくということもできると思っておりますので、そのためにも漫画の充実が必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。お答えください。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、議員のほうから図書館のリクエストをいただいたということですが、リクエストにつきましては、受け付けの基準、ちょっとルールというものがあります。例えば、あまり専門的なもので、今後の需要がないものですか、すごく高額なもの、それから1冊でおさまらずにずっと続いてしまうようなものですか、そういったものはちょっと受け付け、検討してもちょっとそのご要望に応えられないような形になると思えます。

また、いわゆる年間物、それからあと新聞、雑誌などの継続物ですね、先ほど言いました、それから全集、そういったもの、ルールの中で受け付けしないものも決まっておりますので、そういったものを検討してもらうことになりながらの受け付けになりますので、議員のほうからもリクエストしていただいたんですが、その場できつと受け付けをしないというわけではなく、検討させてくださいというお話だと思いますので、もう一度確認をお願いいたします。私どもも確認いたします。

それから、漫画の件ですけども、一応こちらも、今のところリクエストとして住民からの要望があまりそんなにたくさんお声がないものですから、全く否定しているのではなく、そういったお声も考慮しながら、購入に向けて、前向きというところとちょっと何か怪しいですけども、そういった検討をさせていただきたいという回答でございます。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

なかなか漫画、コミックに関しては難しいかもしれないんですけども、例えば先日、3月末、神奈川県の大和市の図書館へ視察に行った際も、結構まああの漫画コーナーがあっ

て、例えば「頭文字D」とかという漫画もあります。「頭文字D」って皆さんご存じですか。公道を改造車がドリフトする漫画ですけれども、そういった漫画も置いてありますので、ぜひご検討いただきたいなと思います。

続いて、衛生面についてお聞きします。

兵庫県の豊岡市では、本の中身のごみの確認や汚れの拭き取りは、ふだんから返却のたびに行っているんですけども、髪の毛が入っている、たばこのにおいがするなどの苦情があることから、衛生面に配慮し、ブックシャワーを設置しているそうです。

ブックシャワーとは、紫外線を使って書籍を殺菌消毒し、本に風を当てて、挟まったごみやにおいをとる機械です。これにより、腸管出血性大腸菌、黄色ブドウ球菌、インフルエンザウイルス、カビ菌といったウイルス、雑菌を1分間で99.9%以上除去することができ、特に幼児や子供向けの絵本などには効果が期待されていることから、小さなお子さんの保護者からも一定のニーズがあると思われます。実際、豊岡市以外にも大阪府寝屋川市、東京都調布市、徳島市など、自治体で導入が進んでおります。

蟹江町図書館には除菌ボックスが導入されているとのこと。こちらは紫外線により本を除菌するものですが、ブックシャワーは紫外線による除菌にあわせて、送風によるごみの除去と消臭効果もあるため、機能的によりよいブックシャワーを導入したらどうかと思います。

蟹江町の除菌ボックスも、入ったところの壁の裏側にあるので、本当に目立たない場所にあります。この質問をつくるときに初めてこれがあることも実は知りました。そういったアピールもやはり足りていないと思いますので、これを機に、ブックシャワーを図書館サービスの向上のために蟹江町の図書館に設置する考えはあるかどうかお聞きいたします。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、ブックシャワーについてのご質問にお答えさせていただきます。

図書館には毎日多くの方が来館されており、資料は多くの方の手に触れることで、ウイルスや雑菌がついたり、書架に長く置いてある資料にはほこりなどがついている場合がございます。きれいな状態で図書館資料を提供するためには消毒をする必要がございます。そのために、図書館内には、先ほど議員が申されたとおり、正面玄関付近に除菌ボックスを設置し、利用者に自由にお使いいただいております。

使用方法は、箱形の除菌ボックスの扉をあけ、図書を入れ、ボタンを押すことにより、除菌効果のある紫外線を当てて45秒で除菌することができ、利用者自身で簡単にお使いできるものとなっております。ブックシャワーのように風を当てて図書に付着したごみやほこりを除去することはできませんが、図書の表面の除菌は可能となっております、多くの利用者に有効に活用していただいております。

以上です。

○3番 飯田雅広君

近年、本当に除菌というか、衛生面になかなか敏感になっている時代でありますので、ぜひとも町の図書館をアピールしていただくためにも、ぜひぜひ導入していただきたいなと思っております。

それでは、町長の図書館のあり方に関するご所見をお伺いいたします。

その前に、私、私見を述べさせていただきますと、私は誰でもが無料で図書を借りることができる公共施設としての図書館は維持すべきであると考えます。しかし、その運営を行政が行う必要は専らなくなってしまっているのではないかと考えます。

書籍が高価であった時代や少数しか印刷されなかった時代、もしくは流通が未発達で書籍が手に入りにくかった時代においては、町民文化力向上のため、行政が積極的に蔵書を蓄え、それを開放する必要性がありました。しかし、現在は流通も発達し、近隣の書店で買い求めることができますし、取り寄せも可能です。希少な書籍もインターネットを介して入手できるようになりました。もっと手頃な価格で書籍を読みたい場合は、中古書店に行けば定価の半額以下で購入することもできます。

また、一般の消費ルートに乗りにくいような需要の少ない、しかしながら文献的価値のある書籍を蓄えることが目的とするならば、そのような図書館を目指すのも一つではあると考えますが、恐らく町民のニーズとは合致しない図書館になるでしょうし、それは専門の図書館に任せる仕事であると考えます。町民憩いの場の創設が目的であるならば、図書館の目的からは少々逸脱していると感じます。

このような観点から、私は図書の管理に対して、指定管理者制度を導入してもいいのではないかと考えています。指定管理者によって、より安価なコストで同等のサービスを町民に提供できるようになることが考えられます。また、民間の柔軟な発想で、より充実した新しいサービスも提供できると思います。先ほどの漫画、コミックもすぐさっと入ってくるかもしれないです。

大切なことは、町民が必要としている図書を蓄え、それを無料で開放することであり、運営する主体ではありません。必要な部分は行政が担い、それ以外に関しては指定管理者制度を導入してもいいのではないかと考えます。

そこで、町長に2点ご所見をお伺いいたします。

1点目、行政が図書館を直接運営しなければならない意義に関して、どのようにお考えでしょうか。

2点目、図書館の管理について、指定管理者制度を導入することに対してどのようにお考えでしょうか。お答えください。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、すみません、まず担当のほうからただいまのご質問にお答えさせていただきます

す。

近年、愛知県内の図書館の中には、指定管理者制度を導入している図書館がふえております。図書館サービスや運営面全体を民間委託することによって、地方自治体としては経費削減や運営の合理化などが見込めるといった意見がございます。

またその半面、民間委託になると、来館者数や貸し出し数の確保などという成果主義、成果重視となりがちであり、読書に親しむとともに歴史や文化を伝え、利用者にとって生涯学習の場所となるといった本来の図書館サービスの目的がおろそかになる可能性があるという指摘もございます。

蟹江町としましては、利用者にとって質の高いサービスを継続して提供することが重要であり、専門的な知識を持った職員を配置し、利用者の多様化するニーズに応え、総合的に検討した上で責任を持って運営していくことが必要であると考え、現在図書館を公設公営にて運営しております。

また、指定管理者制度ですが、蟹江町の図書館は公設公営で運営しておりますが、愛知県内の図書館の中では指定管理者制度を導入している図書館がふえており、近隣では津島市立図書館とあま市美和図書館に加え、平成29年4月から愛西市中央図書館が導入いたしました。

また、複合館としての機能を有効に活用されている図書館として、平成25年に開館しました一宮市立中央図書館や、平成26年に開館したおおぶ文化交流の杜図書館がございます。

また、全国で初めて、TSUTAYAを展開しているカルチュア・コンビニエンス・クラブが運営する図書館として平成25年に開館しました佐賀県武雄市の図書館におきましては、書店と図書館のバランスの問題から、図書館資料における質の低下や、公共施設としての公平性を欠いているなどの指摘があり、市民からの批判が高まりました。このため、同様にカルチュア・コンビニエンス・クラブ運営の公立図書館を計画していました小牧市では、平成27年10月に住民投票の結果、委託が否決され、計画が白紙に戻っております。その後、直営での運営方針に至ったという経緯もございます。

近年の傾向としましては、総合的な施設利用や民間委託がふえております。しかし、導入直後は目新しさもあり注目されることもございますが、さまざまな問題を含んでおります。蟹江町としましては、これらを参考にしながら、今後の方向性につきまして検討を重ねていく必要があると考えております。

以上です。

○町長 横江淳一君

それでは、飯田議員の質問にお答えをしたいと思います。

おおむね、担当者が今答えたのがおおむねであります。直接運営、そして指定管理者制度、2つをまず1つの答えとしてさせていただけるとありがたいと思います。

実は私も、数年前であります、多分某地方自治体へお邪魔をしたときに、指定管理に移行

をされました。そのときに、非常にこれはすばらしいシステムだなというふうに実は感じて、所内で、全てのところではないんですけども、マネジャーを集めてお話をさせていただいたことがあります。

それから、まずちょっと経過を見て判断しようじゃないかということでありました。1年間は順調に推移をしたというふうに聞いてございますが、2年目から、指定管理者の質にもよりますけれども、非常に公共性が失われたということで、急遽職員を投入して、逆に費用がかさんでしまった。そして、その後にその自治体が合併をしたということで不問に終わってしまった例が実はございます。

それと、もう一つ、佐賀県の武雄市というところが、先ほどちょっとお話がありましたCC、カルチュア・コンビニエンス・クラブを導入して、TSUTAYAさんと、それからスターバックスコーヒー店と、行かれたかどうか知りませんが、その後、実は県の町村会で私がリクエストをして行ってまいりました。フェイスブックをつくられる非常に斬新な市長さんでありまして、勉強にはなりました。ある意味、その継続性を近年問いましたんですが、ちょっと機能がまた別の方向に行ってしまうという結果もありますので、非常に成功例とうまくいかない例がはっきりしているんじゃないかなと。それはやっぱり地域性によるものじゃないかなと、こんなことを思っています。

当蟹江町は決して直接運営に固執しているわけではございません。しかしながら、公共性を保つ意味でも、やっぱりしっかりと論議を重ね、審議を重ねて、住民の皆様のニーズに合うような、そんな方向性を持っていきたいというふうに思っております。決してやらない理由を述べているわけではなくて、やる方向性が見つかれば、議員の皆様方ともしっかりと協議をし、前に進めてまいりたいというふうに今現在では考えてございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○3番 飯田雅広君

町民のニーズに合わせてまた進めていっていただきたいなと思います。

最近では読書離れという言葉も出てきております。本を読む人がどんどん少なくなっています。情報機器の扱いになれている若い世代は、本よりも手軽にできるネットで情報収集をする割合がふえてきているのが最大の理由ではないでしょうか。また、社会人の方は、お仕事や人付き合いで忙しくて、なかなか読書の時間がとれないということもあると思います。

本を読まない人の中には、本を読む時間がない、または面倒くさい、ネットやテレビで十分と思っている方も多いでしょう。しかし、読書量の差は年収の差に通じるという説があるように、本を読む人と読まない人ではさまざまな点において違いが認められ、読書をしている人のほうが有利になることが多いそうです。読書を通じて身につくのは語彙力、文章力、記憶力、集中力、想像力、情報処理能力などたくさんの能力です。能力が鍛えられるということは、すなわち脳が活性化するということですから、無理に勉強などをしなくても、自分

の好きな本を読むだけで脳のトレーニングにもなりますので、例えば老化現象やアルツハイマーなどの予防、防止することができると思います。

また、子育て期の親が子供に本を読ませたい理由は、よい習慣の一つである読書を身につけてほしいからです。ある程度の年齢になると読むという行為からは逃れられなくなります。学生時代の勉強はもちろん、社会人になっても読まなければいけない本や書籍はたくさんあります。幼少期から読書を避けていると、そういったときに苦痛になってしまいます。子供が自発的に本に向かうようにするために蟹江町ができることとは何でしょうか。そこでお聞きいたします。

本の貸し出し年間目標をお聞きします。設定されていますか。設定されていれば何万冊か教えてください。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

ただいまのご質問にお答えいたします。

年間貸し出し点数につきましては、平成27年度25万6,975点、28年度24万9,745点、29年度25万2,974点となっており、平成28年度には減少したものの、平成29年度は前年度比約1%増加しております。

今年度の貸し出し点数としましては、館内イベント開催回数の増加など利用者サービスの向上を図り、来館者数の増加につなげることにより、昨年度から約1%増の25万5,000点を目標としております。

以上です。

○3番 飯田雅広君

ずっと25万点でここ4、5年は推移しているということですね。1%増の25万5,000点を今年度は目標としているということですがけれども、本当はもう少しというか、倍とか50万冊とか100万冊とかというのを目指してほしいと思います。

というのも、私としては、蟹江町は今後子供を核としたまちづくりを推進していただきたいと思っております。子供を核としたまちづくりを推進することで、例えば年収700万円前後の子育て世代を呼び込むこと、その方たちに選んでいただける町になると考えています。その層の方たちは子育てに関心が高く、そして教育熱心です。子供が大きくなるにつれて、どこでマンションや宅地を購入するのかを検討される際に、蟹江町のやっていた施策が魅力的に映るはずだと思っております。そして、その方たちが蟹江町を選んできれば地価が上がり、固定資産税収入が伸び、町の財政は好転します。

この本の貸し出し目標は、教育熱心なメーンターゲット層に訴えたいという戦略的な側面を持っていただきたいと思っております。そして、豊富な本を無料で読める環境の充実こそ子供の貧困対策にもなると思っております。町民ニーズと時代のニーズに応えていけば、人が集まり、その結果税収が上がり、その果実をさらなる市民サービスの拡充に回せる。結果として、貧困

状態に取り残される子供たちも減らすことができる。これが私の考える蟹江町の目指す好循環になるのではないかと考えます。

さらに、子育てに関心が高く、教育熱心な層に訴えかける政策として、習い事補助金を支給することを検討してはいかがでしょうか。

千葉県の南房総市では、小学生塾代補助事業として、2015年6月に習い事補助金を創設し、スタートしました。これは地方創生交付金を活用し、市の予算も活用して行っている事業で、学習塾や文化、スポーツ教室などで利用できる補助券を発行する形で実施をされていました。この事業の目的は、学力及び学習意欲の向上、個性、才能を伸ばすことを目的としており、地方創生の観点から、やはり人口減少に歯どめをかけたいというのが目的のようです。

習い事補助金制度は、子供たちの挑戦できる環境の手助けができる蟹江町を目指すだけでなく、蟹江町で習い事の事業を起業したいと思っている経営者予備軍の方にも魅力的な補助ではないかと考えます。そこでお聞きいたします。

蟹江町として、定住促進と産業の振興につながっていくことが見込まれる習い事補助金制度をどのようお考えか、お聞きかせください。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

習い事補助金制度につきましては、以前、まちづくりミーティングにおいてご質問いただきましたが、現在、この制度を行っている自治体は、先ほど議員からありましたように、大阪府大阪市、あと千葉県南房総市などがあります。

この習い事補助金制度とは、子供が学習塾などを利用する場合に、その料金の一部または全部を補助し、子育て世帯の経済的負担を軽減することにより、子供の学習環境を確保し、子供の学力及び学習意欲の向上を目的として実施されている制度であります。全国的に見ても実施されている自治体は少数ですが、先進的な制度であると思います。

子育てしやすい町を目指す蟹江町としましては、今後、愛知県下及び近隣市町村の動向を注視しながら、また、予算を伴うものでありますので、財政担当と相談、連携しながら調査研究をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○3番 飯田雅広君

近隣市町村の動向というのも今お答えでありましたけれども、近隣市町村より先に行くから意味があるのではないかなというふうに考えております。子育て世代と起業する人を呼び込む施策ですので、近隣市町村が先に行っていて、後追いでは効果が半減します。マスコミも初というものが好きですから、愛知県初、または東海地方初ということになれば注目もされると思います。

習い事補助金制度は、現状の町民の皆様向けのサービスという面はありますけれども、そ

れだけではなく、住民増に寄与し、将来的にも税収を安定させる効果が期待できると考えております。ぜひ取り組んでいただきたく、もう一度お答えいただきたく、お願いします。

○町長 横江淳一君

今、担当が申しあげました習い事制度、これは去年のタウンミーティング、飯田議員も一緒におみえになったというふうに思います。そこで私がお答えをした答えでありますけれども、蟹江町、子育てに力を入れたい、これは当たり前で言うまでもありません。がしかし、習い事というのは本当に多種多様ございます。それを全てどうだということでは多分ないとは思いますが、実際、公共のお金、地方自治体の皆さんからいただく税金を使うということになれば、当然公平性をまず最初に考えなければいけないということがございます。

まず、子育てに対しては、やらなければならないことを優先順位の順にしっかりとやっていくべきだというふうに私自身は思っています。決して皆様方がおっしゃったことに対して全否定、否定から入っているわけではございません。はなを切るのがいいとか、先頭を切らないのがだめだとかいう考え方ではなく、蟹江町に合った子育て方式が必ずあるというふうに思っています。

そういう意味で、まずは学校のエアコン、そのときも確かそんなお話をさせていただいたと思います。空調設備をしっかりと整える。それからトイレの改修をし、まずは学校での生活を快適にしようじゃないか。それから子供に対する医療費の拡充、そして当然高齢者も含めてでありますけれども、そのような施策をまず最初にしっかりとやりながら、その学習支援についてもしっかりと検討させていただきますと、そういう答えだというふうに私は記憶をしておりますので、決して全否定したわけではございませんので、また皆様方、支援事業に参加をしてみえる皆様方からの提案だというふうに私は受けとめておりますので、ぜひともまたお力添えいただければというふうに今現在は考えてございますので、よろしく願いしたいと思います。

○3番 飯田雅広君

また、ぜひとも進めていただきたいと思います。

最後に、今担当課長からも財政面の話もありました。最後に資金面についてお聞きします。

図書館を含めて、町民ニーズに添えていくには財源が必要になります。正当な方法としては、魅力あるまちづくりをして住民の増加を図り、税収をふやすことですけれども、一方でふるさと納税という仕組みもあります。今後、税金に頼らない施策として、ふるさと納税もいいんですけれども、なかなか蟹江町の特性として、ふるさと納税を期待するのは難しいと思います。

そこで、今、クラウドファンディングというものがあります。クラウドファンディングを活用して地域振興に生かそうという仕組みが広がっていくと予想されております。そこでお聞きいたします。

蟹江町が今後行っていく事業に関して、クラウドファンディングを新たな財源確保の手段として活用することは検討しているのか、お聞かせください。

○総務部長 岡村智彦君

ただいまの質問のクラウドファンディングを新たな財源確保の手段として活用することを検討しているかということについてご答弁申し上げます。

今現在、新たな財源確保の手段といたしましては、クラウドファンディングの活用というものは考えてはおりません。しかし、国・県の動向や実施団体の意見等、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

今議員が言われましたふるさと納税の対象事業のクラウドファンディングとなりますと、ガバメントクラウドファンディングというのがあるんですが、愛知県下では犬山市、碧南市、知立市というところがそちらの対象になる事業ということを行っているということで、またこちらにつきましても情報収集ということで努めていきたいと考えております。

以上です。

○3番 飯田雅広君

クラウドファンディングに関しましては、財源確保ということもありますけれども、一方の側面としてマーケティングの能力もあると思います。こういうものをやるよ、お金を出していただく。お金を出した人は注視して経過を見ていきますし、何かでき上がれば当然来ていただけるので、財源確保という面もあるんですけども、マーケティングという側面もぜひ注目していただいて進めていただきたいなというふうに思っております。

最後に、町長にお聞きいたします。

子育て支援といってもさまざまな事業が考えられますけれども、教育に力を入れることによって定住者の増加を図ること、具体的には、今ずっと言っておりますように、読書の活性化、習い事補助金の創設と、そしてそれを行っていく上におけるクラウドファンディングというものを使っての財源確保に関して、町長のお考えを再度お聞かせください。

○町長 横江淳一君

クラウドファンディングのことにつきましては、これはここだけで簡単に答えられるような問題では多分ないと思います。十分ご理解をいただいていると思います。

先ほどの税収の増加、これちょっと話があればですけども、税収については当然地方税という形で、今蟹江町皆さんからいただいているわけでありまして。固定資産税、それから町県民税であります。しかしながら、今注目されておりますふるさと納税、これが非常に厳しい状況になっているのは議員各位全てご認識いただいているというふうに思っております。数千万円減免している割には、蟹江町に魅力がないのか、私の蟹江町に対する思いが薄いのか、非常に厳しい状況にあるのも事実でございます。

まずはクラウドファンディングをやるベース、この蟹江町のこの事業に、この共同体にお

金を出してもいいよというような魅力のあるまちづくりを並行にやっていかなければいけないというのが私の考えでございます。

過日、某市長さんとお話をさせていただきました。そのときに、一事業をクラウドファンディングをお願いして、当然金融機関が中に入りますので、その勉強も実はさせていただきました。とても魅力のある事業だなど。目標金額をしっかりと決めながら、住民の皆さん、当然議会の皆さんにも理解をしていただきながら、その事業を進めたいということをおっしゃいました。

まだ今ここで公言できる状況ではございませんが、飯田議員が今おっしゃったようなことをしっかりと参考にさせていただき、早い時期にそういう手法が受ければいいなと、こんなことを今現在思っているのが私の答弁でありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○3番 飯田雅広君

先ほど雑誌の休刊がふえているという話をしました。一方で、休刊した雑誌の復活というものもあります。詳細は控えるんですけども、ある企業が野球関係の雑誌の復刊を目指しています。では、どうやって復刊するのでしょうか。出版に必要な諸経費の一部をクラウドファンディングで募っているそうです。このケースがうまくいって、読者による募金、出資で雑誌が立て直されるということになりますと、今後の雑誌の復刊の新しいモデルケースになるかもしれません。

クラウドファンディングは今注目されております。蟹江町もぜひ新たな取り組みとしてクラウドファンディングを取り入れて、住民サービスを充実し、定住者の増を目指していただきたく要望いたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長 奥田信宏君

以上で、飯田雅広君の質問を終わります。

質問2番 戸谷裕治君の「観光行政を問う！！」を許可をいたします。

戸谷裕治君、質問席へお着きください。

○6番 戸谷裕治君

6番 戸谷でございます。議長の許可をいただきましたので、観光行政を問うを質問させていただきます。約7点ぐらいでございます。よろしくお願い申し上げます。

当町も夏から秋にかけて、各地域で盆踊りや夜店、そして須成祭を皮切りに各地域で秋祭り、住民の皆様にとっては大変忙しく、また楽しい日々が続きます、これから。

また、新しく観光交流センター祭人がオープンいたしました。観光交流の中心にしたいと行政はお考えでしょう。しかし、観光とはその町の歴史、文化、自然などを紹介することにより多くの来町者がみえる。また、こんな環境の町に住んでみたいと多くの人に思ってもらえるPRをすることが観光行政であると思います。

観光交流センターは観光の起爆剤の一つにはなるでしょう。しかし、蟹江町の成り立ち、歴史、文化などが一番わかるのが歴史民俗資料館であると思います。また、町民全体が観光にかかわるためにも歴史民俗資料館の役割は重要だと考えております。

この施設は教育関係だから、施設の使い方は今までどおりでいいと思われているのか、それとも交流センターとのマッチングを考えておられるのか、これからの歴史民俗資料館の運営をどのようにされていくか、まずお尋ねいたします。

○生涯学習課長 松井督人君

失礼いたします。

では、今議員から質問いただきました歴史民俗資料館をどのようにしていくのかというご質問にお答えをさせていただきます。

新しく観光交流センターがオープンし、今後資料館はどのようにしていくかというご質問ですが、観光交流センター祭人は5月にオープンをいたしました。2階には須成祭や町内の祭り等を紹介、展示するミュージアム等の機能を備えております。この施設は町の観光に関する情報発信を行うとともに、観光拠点施設としての機能もあるということでございます。センター、こちら祭人を訪れたことをきっかけに、資料館にも足を運んでもらうことができればと考えております。

歴史民俗資料館には4,000点以上の実物資料を保有をしております。学術的に貴重な資料もたくさんございます。その中から学芸員がテーマを決め、資料を調査し、その研究成果としての展示を行っております。当町の資料館は文化財保護施設でもあり、今埋もれています歴史や文化の発見につなげるべく、今後も資料館の活動の充実、発展を推進してまいりたいと考えております。

平成30年3月に策定をされました観光交流センターを活用した観光・産業振興計画の中にも学芸員との連携がうたわれております。資料館としましても、センターと連携をとりながら、蟹江町の歴史、文化の情報発信をしていく所存でございます。

以上です。

○6番 戸谷裕治君

ありがとうございます。

観光交流センターは名前が祭人となっておりますよね、愛称が。祭人となる以上、やっぱり祭りに特化しているかなという印象を受けます。そしてまた、蟹江の特産品とかをご紹介いただいているんですけども、やっぱり歴史、文化、町の成り立ちなどを紹介していただくには歴史民俗資料館がどうしても役に立っていただかないと、重要な拠点になっておると思いますので、このマッチングはこれからますます重要になってまいりたいと思います。

今までやっぱり人が少し少なかったですね、観光客の人たちが立ち寄るのが。これが少し入っていただけるような状況をつくっていただくことを要望いたします。このところ、や

っぱりプロジェクトマッピングとかそういうのを観光交流センターでは用意されましたのですけれども、そういうものも歴史民俗資料館には必要になってくるかなと思っております。それは費用もかかることですから、おいおいということでしょうけれども、そこら辺は考えていかないと、やっぱりある程度魅力ある資料館にしていかなないと。

各博物館とかそういうところは、そういうことに力を入れ出しておりますので、各都市の。そして、そういう資料館みたいなことは結構人気が出てきておりますので、再度力を入れていただきたいと。それは要望として終わりにさせていただきますので。

それとまた、教育長に、きょうはお名前は出していなかったんですけども、前からの質問で、せっかくユネスコの文化遺産に登録された須成祭がありますね。前もお話ししましたけれども、南の子供たちは見たことがない子が多いですよね、ほとんど。ユネスコの文化遺産だ、文化遺産だと、町のほうで自分たちで一生懸命盛り上げておいて、だけれども、その後がほったらかしのような気がします。

やっぱりそういう、せめて小学校の高学年ぐらい、宵祭が難しかったら朝祭でも見に行かすとか、そういう施策はとっていかないと、蟹江町の中の祭り、それが蟹江町の須成の祭りになってしまうからね。蟹江町の祭りとして受け取るような教育もしていかなないと。ユネスコというか、世界的なことですから、そこはせっかく蟹江町にあるんだから。そういうので、そういう要望なんですけれども、一度考えて、前から、もう5年ぐらい前から言っていますよね、これは。

○教育長 石垣武雄君

須成祭を子供たちが実際に見るということで、以前そういえばご質問いただきました。あの時は宵祭ということ、夜ですので子供たちにとって、逆に子供だけではということ、保護者の方と一緒にということ、学校のほうにもお話をし、そして、できるだけ親子一緒に見学に行くということをお願いしたところであります。

バスを出すにもなかなか夜のことで、今言われた朝祭についても、これは朝のこと、また日曜日ですので、一度だけれども、そういうようなことも含めて再度考えてみたいと思いますが、実際に今、資料館の学芸員が学校のほうに出向いて出前授業ということ、そういうことで、須成祭もそうですけれども、例えば蟹江小学校にお邪魔すれば、須成祭のこともありますし、地元の祭りのことも紹介してほしいという要望があって、今出前授業に大分出かけております。

そんなことも含めながら、全然ないがしろにはしてはおりませんが、一応そういう、特に実際の当日については、もう少し時間をいただいて、ちょっと考えてみたいと思います。

○6番 戸谷裕治君

ありがとうございます。

ただ、今回、観光交流センターができましたもので、そこを朝祭だったら利用していただいて、子供たちに特化してそこを貸していただくとか、そういう方式をとられたら別にいいのではないかなと思うけれども、そういうことも考えられる一つの手ですよ。

今、早朝のこととおっしゃったけれども、朝7時から少年野球とかやっていますから。教師の皆さんが大変なんだろうなどはお察ししますけれども、ユネスコの文化遺産を京都へ見に行くのではなしに、蟹江町にあるんだったらそれでもいいんじゃないのということを考えていただかないと、地元の人が知らないユネスコの文化遺産を、皆さんが町外へどんどん売り込むなんてなかなか難しい。やっぱり地元の人がこういうのがあるよというのが、地元の人がやっぱりPR隊みたいなものですから、観光行政というのは、そういうことも考えていただきたいと思います。これは要望です。なるべく早く実現いたしますことを望んでおります。

次に、当町には公共機関の駅が3つございます。そして国道1号線、県道尾張中央道があります。交通的には大変恵まれた町ですが、車で観光するには余り適していない町であります。蟹江町は歩くか自転車で観光するには最適な、最高の町であると思います。

しかし、名所旧跡等への案内看板が少な過ぎます。せめて町の管理する町道に看板等の設置をもう少しできないでしょうか。これをまず一つお聞きしたいと思います。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

案内看板の設置についてということでご質問がございました。

現在、蟹江町役場庁舎を初めまして、まちなか交流センター、蟹江城跡公園、近鉄蟹江駅におきまして、町内の観光案内看板を愛知県の観光施設費補助金を活用しまして設置してございます。

また、今年度におきましては、昨年度整備をさせていただきました観光用駐車場、須成区の東お宮に観光案内看板を設置して、同補助金を得て設置する予定でございます。また、佐野七五三之助の墓や蟹江城跡公園につきましては、蟹江堤防からの案内看板を設置させていただいているところでございますので、昨年度作成しました、議員がおっしゃいましたように、サイクリングマップを作成しましたので、町内の名所旧跡等につきまして、蟹江川を中心としまして周遊できるようにしてございますので、そちらを活用していただきまして、散策していただければというふうに思っております。

以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

ありがとうございます。少しは案内看板がふえたと思っておりますけれども、もう少しふやしていただきたいなど。

それで、私が一番要望したいと思っておりますのは、まず当町は蟹江川を中心に成り立った町であります。そして、蟹江川を中心に西と東に名所旧跡がずっと散在しております。です

から、堤防を利用できないかと。各橋が堤防にかかっておりますよね。その堤防の近くに、堤防に、道路によく標識を張ってありますよね。案内板みたいなこと。あれ車が走ったり歩いたら消えてしまうもので、堤防だったらそれが物すごくいいのかなと。そして各橋の近くで、例えば須成神社あっちとか、弥富・名古屋線、あそこの橋の左岸のところに散髪屋さんがあります。その散髪屋さんの、例えばですよ、堤防のところにあちらですよとか、何メートルぐらいとか、そういう標識ができないかなと。そして、例えば新記念橋のあたりから鹿島神社はあっち方向ですよとか、こういうちょっと探しながら歩いてもらうのもいいんですけども、方向性は出してあげると。何個目の橋を曲がって右ですよとか、そういう簡単なものですけども、やっぱり蟹江川を中心にでき上がった町だからできるんじゃないかなと。

ただ、あとは県との調整とかいろいろなことがあると思いますけれども、工作物は余りでかい工作物をつくってくれと言っているものではない。道路に張ったりするようなものをつけていただきたいというもので、そうすると、各橋々にいろいろな名所旧跡を案内できるようなことができるんじゃないですかと思って質問していますので、お答えお願いいたします。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

議員のご質問の堤防への看板設置ということでございますけれども、歴史民俗資料館、また観光協会とも相談をさせていただきまして、今後必要箇所につきましては検討していきたいというふうに思っておりますし、これにつきましては管理をします、議員がおっしゃいましたように、愛知県の管理でございますので、県とも調整をさせていただきまして、検討を進めたいというふうに思っております。

以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

今なぜ蟹江川かと申しますと、JR蟹江駅、そして近鉄蟹江駅でおりられた方をご案内するときに、この道を西へまっすぐ行ってください、蟹江川がありますと。物すごく簡単なので、そこへぶつかりますとそこに方向が書いてありますと。物すごい案内看板としては楽に人に勧められる。蟹江町の中心街を歩いていただくには蟹江川に行ってくださいというような、ここを真っ直ぐ北へ行って左ですよとかいう説明ではなしに、西へ真っ直ぐ行ったら川にぶち当たりますよと。そこには案内板が張ってありますとか。そういうのがやっぱり観光行政の一つじゃないかなと思うんですけども。でかい道路に大きな看板をつけろというわけじゃなしに、堤防にそういうことをやっていけたら楽しい町になるんじゃないかなと思います。何とぞこれは実現できますよう、よろしく願い申し上げます。

次は、3月議会の予算関係でも少し質問いたしましたけれども、観光交流センターに行くとき3台のレンタサイクルがあります。しかし、当町はやっぱり観光には歩くか自転車が最適であると考えられますので、やはり各鉄道駅前にレンタサイクルを設置できないか、そういう質問なんですけれども、よろしく願いいたします。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

J R、近鉄の駅前駐輪場に貸自転車の用意ということでございますけれども、蟹江町は電車では名古屋駅から J R 関西線、近鉄名古屋線を利用しまして10分ほどでお越しをいただけます非常に便利な交通手段にすぐれた立地でございます。その最寄り駅の駅前駐輪場に貸自転車があって、誰でも自由に利用ができれば、徒歩以上に周遊エリアが広がりまして、蟹江町のより多くの観光スポットの散策や町内の飲食店への立ち寄りも期待ができると思います。

先般オープンをしました蟹江町観光交流センターでは、3台ではございますけれどもレンタサイクルを配備をしました。この施設を起点としまして自転車での周遊を推奨してございます。台数は少ないですが、今後必要に応じまして増台していければなというふうに思っております。

また、このたび自転車周遊マップ、先ほど申しましたけれども、周遊マップを作成しましたので、蟹江町へお越しをいただき、このマップに紹介してございます飲食店、神社仏閣へめぐっていただきまして、蟹江町の魅力を満喫していただければ幸いです。

今後の町内にあります駅前駐輪場の貸自転車の運用につきましては、観光交流センターのレンタサイクルの利用状況を見つつ考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

そうしますと、今レンタサイクルがたくさん出るようになったら設置するというのでいいのかな。今、そういう感じでしたよね。利用状況を見て、たくさん出たら出しましょうという、それでいいですか。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

交流センターのほうで利用が多ければ駅前にレンタサイクルができる、できないというところは、これは駐輪場のほうの管轄しております土木農政課とも検討しまして、あと駐輪場のほうのスペース的なもの、また人件費等もございますので、そのところはまた考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

世界中を見ていただきますと、大都市でも自転車がふえてきております。そして、今はスマホの時代でありまして、登録も簡単にされております。例えば、シンガポールでしたら自転車は全部乗り捨てですよね。それもスマホでパチッとやるだけでキーがあきます。そういう方法ももうでき上がっていているところもありますので、それは国でやられているところですけども、台数が少なくても、そういうことをされると盗難予防とか保険とか、全部それがスマホでできる時代になっているもので、そういうことはもう簡単にできますので、せめて観光交流センターに行くのに遠いじゃない。今、駐車場があそこで困っているんでし

よう。だったら、駅から自転車で行くという手段も考えると、観光交流センターが案外とうまく使えるんじゃないかなと思って質問差し上げています。これは要望ですのでお答えは要らないです。皆さんおわかりだと思っておりますので。

次は、JR、近鉄、名鉄等のハイキングに町民の皆さんがたくさん参加する方法を考えるべきではないでしょうか。まず、ハイキングの現状をお聞かせください。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

JR、近鉄、名鉄のハイキング等の現状について、ふるさと振興課のほうからお答えをさせていただきます。

昨年度におけますJR、近鉄、名鉄のハイキングは6回開催をされました。ハイキングコースの内容と天候にもよりますが、1,000人または2,000人を超える参加がございまして、大変多くの方が蟹江町に足を運んでいただいております。この参加者の中には蟹江町の方も多くございまして、蟹江町の再発見をしていただいております。

このイベント企画につきましては、観光協会、鉄道事業者とも連携をしまして、新しくオープンをしました観光交流センター祭人もコースに加えるなど、今後は魅力のある内容にしていきたいと思っております。

周知につきましては、鉄道事業所、役場、まちなか交流センターのラック等への配架で、今後は竣工しました観光交流センター、秋にオープンします多世代交流センターでも配架をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

すみません、ちょっと今、お聞きするのを忘れたんですけれども、町内で参加されている人数は余りつかんでいないですか。町内の方が参加される人数というのは。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

町内、町外というところでの分けにつきましてはちょっと把握はしてございません。スタートのところでスタートマップ、地図をお渡しをしていくのでございますので、我々スタッフが箇所箇所接待をさせていただくんですが、そのところでお話をしながら、町内の方だな、町外の方だなというようなことで把握しているだけで、数としては把握はしてございません。

○6番 戸谷裕治君

私はある場所に立ったりするもので、そういうときご案内するのに、町内の方だったらわかるんですけれども、圧倒的に少ないですね。

これ、次は一つのアイデアですけれども、ハイキングは健康にも関連しますので、そこで町民の皆さんがより多く参加していただくために、健康マイレージと組み合わせることはできないでしょうか。町民の皆様も名所旧跡を歩くことにより、町の歴史、文化に触れていた

だけのし、町への愛着、町への誇りなどを再認識していただけたらと思うんですけれども、そういう機会でもあります。歩くことにより健康の一助になる、また健康マイレージ制度のPRにもなると思いますが、これはいかがですか。

○民生部次長兼健康推進課長 佐藤正浩君

健康推進課からお答えいたします。ハイキングの参加者にさらなる健康づくりの情報のご提供をという観点で、健康推進課よりお答え申し上げます。

今、議員おっしゃられたように、私ども今年度も今月1日から、キラッとかにえ健幸マイレージ事業をもう既に実施しております、いろいろなところにこういったチラシをお配りしております。おっしゃられるとおり、ハイキングのような歩く運動は、我々の推進しておりますこの事業と大変親和性が高いというか、相性がよいと思いますので、こういったイベントで私どもの健康マイレージ運動のご紹介の機会を頂戴できるのであれば、ぜひ宣伝させていただきたいと思います。

決められた目標を達成することによってポイントがたまり、そのポイントを達成された方にはこういった「まいか」というカードをお配りして、協力店のご協力によりましてさまざまなサービスを受けていただくこともできますので、励みにもなりますので、こういった機会があれば私ども積極的に参加させていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○6番 戸谷裕治君

ありがとうございます。

ぜひどんどんPRしていただきまして、町民の皆さんがたくさん歩かれるようにしていただく機会だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、町民の皆さんが本当に蟹江町のことをわかっていただけたらというのが大事ですから、やっぱり皆さんもご存じのように、町内と申しましても大体6割方がもう新しい人たちの町になってきておりますので。ですから、そういう人たちが本当に蟹江町をどう思っておられるかというのは、僕は不安なときがありますから。そういう人たちは、案外そういう人たちのほうが健康には気を使われて、歩くとかそういうことをされますので。そして、歩くというのは家族で歩けますから。ですから、そういうのは利用させていただきたいですね。

そして、やっぱり健康を売り物にしていきたいんだと、マイレージを始めたんだと、町民の皆さんは歩かれると、楽しみながら歩いてマイレージがたまりますよという、こういうPRは行政としてしていただきたいです。これは担当、担当でちょっと分かれていますので、やっぱりこれ一体感がちょっと必要だと思いますので、ふるさとの次長にもお願いしておきたいです。やっぱりこういうことがありますよと。そうすると、町民の皆さんも歩きましょうというようなことをやりましょうよ。お願いします。

次は、最近、行政間ではよく広域連携という言葉が聞かれますが、観光も広域連携で考え

るべきでないでしょうか。ここで私が申し上げる広域とは近隣市町村のことであります。

最近では地方創生等の政策により観光に目を向ける町がふえております。しかし、どうも私は、市町村が自分のところだけがよかったらというように見受けられることが大いにあります。

例えば、この近隣の市町村で少し例を申し上げますと、例えば織田信長ということを行いますと、愛西の勝幡で生まれたんじゃないかとか、今そういう議論があります。勝幡で出生したかということで、勝幡城で。蟹江には信長街道があります。蟹江に来て、その信長の家来の前田利家の奥さんのおまつというのは七宝町のお寺の出身だとか。これで一つの点が線につながりますよね。これは広域でそういうのを一つ案内みたいなものをつくっていただくと、今回愛西に行ったけれども、一遍信長街道へ行ってみようかとか、こういう連携がこれから必要になってくるんじゃないかなと。

そして、飛島のほうでも今度JTBの下請の、下請というか子会社のほうがやられますよね、何か。観光行政という。そのときに、やっぱり飛島さんにあつて蟹江にはない。だけれども、飛島さんにはないけれども蟹江にあるというのがあるじゃないですか。飲食店が多いとか。こんなだったら広域で、やっぱり我々協力しますよとか。こういう点から、自分のところのエゴだけじゃなしに、点から線に変えていってやっていくのはいかがでしょう。

これはただ単に次長の考えだけではいかんもんで、その次に町長にも少しお答え願いたいと思います。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

ふるさと振興課といたしましては、広域連携につきましてですが、観光協会と連携をしまして、例年東京で開催をされております「町イチ村イチ」や、愛知県内では愛知県市町村駅伝、また、親交のある市町村での各種イベントへブースとして出店をして蟹江町をPRしてございます。町内の名産品、また、かに丸くんグッズ等の販売によりまして観光のPRに努めてございまして、今後もさらに行っていきたいと思っております。

しかし、蟹江町の所在地すら明確にわからないケースも、まだまだ認知度不足でございまして。今後は蟹江町が単独でPRするだけではなしに、今議員がおっしゃいましたように、地域の近隣市町村と連携をとって行うことも有効な手段なのかなというふうに考えてございまして。

今年度、海部地域の市町村、観光協会及び商工会とで構成をします海部地域観光ネットワーク協議会という組織がございまして。そちらのほうで、広域観光を推進するため、海部地区のマップの作成を計画をしております。これは、各市町村の窓口配布ではなく、各種イベントでの啓発や主要駅、隣接県の観光協会での配布に努めていく予定でございまして。

また、名古屋市に隣接をしますあま市、大治町、蟹江町、飛島村との4市町村で構成しますAOKTとしましても、28年度から各市町村の観光及び産業振興も含めました地域間交流

事業を実施して広域観光を推進してございます。

昨年度、29年度におきましては、須成祭の朝祭に、この4市町村の中で交流を深めた事業をやっておりますし、大治町でのつるし飾り体験も蟹江町からも参加をさせていただきました。平成31年度には、蟹江町の観光交流センター祭人のほうへ見学に来ていただきましょうという計画になってございます。

以上でございます。

○町長 横江淳一君

戸谷議員のご質問にお答えをしたいと思います。

連携については今担当が申し上げましたとおりでありますし、広域連携の重要性は十分理解をしているつもりでございますし、これからもどんどん進めていかなければいけない。28年度から、先ほど言いましたように、あま市、大治町、蟹江町、飛島村協同連携の事業をスタートさせていただいております。

これ、もともとつくったきっかけが、名古屋市に隣接する町ということで、なんで弥富市が入らんのだとか、なんで愛西市が入れてくれないのというようなリクエストもあったのも事実であります。そうではなくて、たまたま町村会の際のつながりの中で、名古屋市との連携事業の話し合いをしているときに、地下鉄6号線の延長はどうだったとか、飛島にすれば302号の接続はどうなんだとかいう、それぞれの皆さんいろいろな行政の問題を抱えておりました。その行政の問題はやっぱり地方自治体同士が話をしなければいけないものだと思いますし、我々はそうではなくて、広域行政の中でつながるものはないのかな、名古屋市さんと、ということでスタートさせたのがAOKT事業であります。

それだけではなくて、特に観光事業に蟹江町が特化をして、まさに今戸谷議員おっしゃったように、歴史、文化の本当に色濃い町であります。そういう意味で、先ほど織田信長を例に出されました。源義朝、頼朝、そしてその奥さんの、木曾義仲の奥さんの話も出てきます。ただ、諸説ございますので、それを点として線に結びつけるのがどうだと言われる方も中にはございますので、慎重にそこはやらなくてははいけない。ただ、それぞれいろいろなところでいろいろな歴史を持ってございますので、これはもうもちろん前に進めてまいりたいというふうに考えております。

観光交流センターができたことによって、今までの民俗資料館、そしてまちなか交流センター楽人も巻き込みまして、ここから情報をしっかりと発信をしていきたいと思っておりますとともに、先ほど言いましたイベントも、一過性のものでなくて恒久的に続けていけるような、そんな施策もこれから考えてまいりたいというふうに今現在では考えてございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○6番 戸谷裕治君

ありがとうございます。

まさに町長がおっしゃったとおり、そういう観光行政というのは広域でやっていかないとだめだと思われているみたいですから、それは我々も大変望んでおりますので、よろしくお願い申し上げます。

先ほど、そして、ちょっとふるさとの次長とはちょっと考え方が違ったんですけども、ふるさとの伊藤次長がおっしゃっていたのは、観光で広域で出店等をされてPRしていますよとおっしゃっていましたが、そうじゃなしに、さっき例えて申しあげましたよね、信長のこととか。これが点が線でつながるでしょうというような。そうしたら、地域の掘り起こしとかがまた広域でできるでしょうというような質問を差し上げておるので、なるべくでしたら、先ほど町長がおっしゃった名古屋のことですけれども、名古屋の連携のことも、例えば前田利家だったら荒子だし、こういうぐあいにつなげていけると、皆さん歩く場所もふえるじゃないですか。

だから、自分たちが今度蟹江に来てくださいと言うんじゃなしに、そういう大きなマップを、それと物語のあるマップをつくっていただきたいなと思います。やっぱり物語はみんな惹かれるから、そういうマップが必要かなと。

それと、余談になりますけれども、地域情報誌の「カヤット」、ことしの5月、6月号はすごくうまくまとめてあってわかりやすい。すばらしいよ。学芸員さんも参加されたんでしょうけれども、本当にすばらしく、やっぱり民間は大したもんだなと。わかりやすく組み立ててありました。あれはぜひ皆さん読まれてやっていくと蟹江町の歴史もわかるし、いろいろなことがわかると思います。ああいう、無料ですから、ああいうのはどんどん行政としてもお使い願って、もうこの広域でどんどん宣伝いたしましょう。よろしくお願い申し上げます。

そうしましたら、次に入ります。

この7番目は、12月議会でちょろっとお話したことですけれども、群馬県の高崎市が絶メシという政策をされております。絶メシという政策はどういうものかというのは少し前にお話いたしましたもので、これはまず、ここに各個店、小さなお店があります。そこが味がいい、評判がいい。だけれども、我々と一緒に年齢が来てしまったと。あと5年とか10年しかもたないと。そのときに、市民の人からの声で、ここは残してほしいと。なしになったらだめだと。そうすると、行政のほうの中継ぎみたいな双方向でやっているんですよね。そこにレシピを教えますと。レシピを教えるというと習いに行く。そうしたら、年齢が来るとこの店譲るよということも出てくると。そうしたら個店が残ると。個店のある、小さな店がたくさんあるところは、やっぱり蟹江町もそうですけれども、多かった時代は、もっと何かにぎやかなような気がした。人も歩かれるし、いろいろな店があって。そういうことをされている。それが、高崎市が、行政がバックアップをしてやられているということで。

それで、やっぱりその辺のちょっとご感想を述べていただきたいなと思ひまして、よろしくお願ひ申し上げます。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

高崎市の取り組みについての感想をということでございます。

全国的に飲食店を初めとしました個人商店につきましては、高齢者問題及び後継者不足というところで、廃業せざるを得ない店舗がふえているのが現状でございます。

先ほど出てございます群馬県高崎市につきましては、過去から現在に至るまで、群馬県下でも県内有数の商業都市として栄えてきてございまして、さまざまなグルメが存在したというふう聞いております。そこで、今回の取り組みにつきましては、プロのグルメライターで編成をされました絶メシ調査隊が絶メシリストというものを作成をしまして、高崎市の絶品グルメ情報を紹介したり、グルメサイトを運営をされておるといふものでございます。また、将来的に後継者がいない店などにつきましては、店舗または伝統の味を継承いただける後継者をつなげていこうというような取り組みをやっているものと把握してございます。

蟹江町におきましても、商店が廃業していくことは同じような状況下でございます。蟹江町の将来を見据えて、空き店舗対策にも取り組んでいく必要があると考えてございます。

このような状況下、今年度、げんき商店街推進事業を活用しまして、蟹江町商工会の一番街発展会が今後の空き店舗対策の一環としまして後継者育成プロジェクトに取り組んでいただいております。これは高崎市の蟹江町版でございまして、蟹江町では、飲食店のグルメだけではなく、すご腕、サービスを守ろうというような取り組みになってございまして、手始めに一番街地域内を中心としまして、今後は地域外へも対象を拡大していくというような計画を持ってございます。

このようなすばらしい取り組みでございまして、効果的に広く周知しなければなりません。現在ではPR、周知という面ではなかなか不足であると感じてございます。町としましては、できることを商工会と連携を図りながら啓発に努めていきたいと思っております。

あす、こちらのほうのPRとしまして全戸配布で出して、こういった蟹江町での取り組みにつきましてやっぴいこうということでございますので、少し静観をしていきたいなというふうにお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

ありがとうございます。

商工会から発展会の取り組みというのは、これも一つの最初の出だしかもしれないですけども、前例として高崎市が行政がバックアップしているというのがありますもので、やっぱり一商店街ではなかなか広がりがないかもしれない。せつかくやり始めたことを、やっぱり行政がどういふぐあいにバックアップできるかという体制も整えていってあげないと。行

政というのはそういう役割だと僕は思います。

今、次長がお答えになったけれども、いい取り組みだとおっしゃったんだから、そのいい取り組みをつぶさないようにするのはやっぱり行政の役目であると思いますので、そのバックアップをいかにできるかというのが問われると思います。

せっかくこういう絶メシとか、こういうのはこれから若い人がレシピを習って起業される場合もあるし、50過ぎた次のことを考えるような世代がまた起業したいと、蟹江町で。そういうチャンスでもあるもので、起業のチャンスでもありますから、そういう捉え方もしながらやっていただきたいなと思っております。

きょうはいろいろちょっとご質問いたしましたけれども、行政の柔軟な対応、観光行政なんて特に、行政の型にはまった考えでやりますとややこしくなってしまうのが観光行政だと思います。町長は頭が柔軟だからまだいいと思いますけれども、本当に下の人たちが、これはいかなのじゃないか、悪いんじゃないかと結構皆さん言われるから、私たちは枠にはめられておりますとか、それに一步出ることを考えていただきますように、観光行政は特にそうですよということを申し上げて、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長 奥田信宏君

以上で、戸谷裕治君の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。10時50分に再開といたします。よろしく願いいたします。暫時休憩とします。

(午前10時36分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時50分)

○議長 奥田信宏君

それでは、質問3番 中村英子さんの「「愛知・名古屋アジア大会」への参加について」を許可をいたします。

中村英子さん、質問席へお着きください。

○9番 中村英子君

9番 中村です。

それでは、通告してあります項目の愛知・名古屋アジア大会への参加ということについて質問させていただきたいと思います。

正式には愛知・名古屋アジア競技大会ということだと思っておりますけれども、そのような正式名称で大会があるということなんです。少し最初に経過を申し上げますが、ちょっと先の話でありますけれども、2026年にこの愛知・名古屋アジア競技大会、第20回ということです

が、開催されることになっております。これはもう既に決まっております。決定事項であります。この大会もオリンピックと同じように4年に1回開催されまして、ことしはインドネシア、ジャカルタで開催されて、次は中国、杭州というふうに予定され、それで、その次に愛知・名古屋で開催するという運びになっているものであります。

そこで今、愛知県と名古屋市はそれに向けての準備のために推進室というものを設置いたしまして、着々と、目に見えておりませんが、今準備を進めているということでありす。

この競技数ですけれども、大変多くて、大会によっては違いますが、一応20回は36競技というのが予定されていると思うんです。そこで、早々と今の段階で、既にそれぞれの競技会場を候補を挙げて調整しているところであるというふうに思います。最終的には大体ここ2年間ぐらい後までには決定していきたいというのが方針のようであります。

大変に大きな大会で、開催されれば盛り上がるものだと思うんですけれども、この大会にどのように蟹江町は関係していくことができるのか、またあるいはできないのかというような視点で質問をしていきたいと思ひます。

最初の質問ですが、今言った経過のもとで、愛知県のアジア競技大会推進室から、実施競技に関する提案募集についてという問い合わせが各市町に送られていたと思うんです。その問い合わせの中身は、競技会場について市町村からの提案を募集しますというようなものすけれども、このような愛知県からの問い合わせに対しまして、蟹江町としてどのような回答をされたのかということをもまず一番初めにお伺ひいたします。

○生涯学習課長 松井督人君

では、お答えをさせていただきます。

平成28年11月2日付文書で、愛知県振興部アジア競技大会推進室長から、第20回アジア競技大会に係る実施競技に関する提案募集等についてという文書が送付をされてございます。内容につきましては、今議員がおっしゃられたとおりに、開催場所についての問い合わせでございました。県内競技団体へのヒアリング結果を参考にしつつ、愛知県で競技エリアの国際基準適合性を確認した上で選定をしていくと文書の中にはございました。

蟹江町にございます社会体育施設につきましては、こちらの競技が開催できる該当する施設はないという判断をさせていただきます、募集に対する応募はしてございません。

以上でございます。

○9番 中村英子君

当たり前を考えれば、大変に大きな大会でありますので、蟹江町内の今ある施設で対応できるものはないというのは当たり前のことで、ないんですけれども、しかし、これは単純にのっけから、施設がないから、新設するのも難しいし施設もないのでということで、もうのっけからそのような回答をしたというふうに今お聞きするんですが、回答に当たって、どの

部署が中心になってどのような検討をしたのか、また、その範囲、どういう人たちがどんなふうな検討のもとにしたのかということをお伺いしたいと思います。

○生涯学習課長 松井督人君

では、お願いいたします。

担当部署は教育委員会生涯学習課で担当させていただいております。対象となる室内競技は水泳を初め24競技、屋外競技はアーチェリーを初め13競技、こちらの会場について、国際基準に合致する施設かどうかを判断をさせていただきました。

以上です。

○9番 中村英子君

今の質問は、どういう人たちが相談したのかということを知りたいんです。どのような人たちがどういう検討をしたのかということを知りたい。

○生涯学習課長 松井督人君

先ほども申し上げましたように、町内の施設で開催できるということがまず考えられませんでしたので、生涯学習課内で判断をさせていただいております。

以上です。

○9番 中村英子君

では、課内だけで、一部の課だけでこのことについて回答して、どこにも何の相談もせず一課で行ったと。それはもう施設がないんだから、国際基準に該当するような施設がないんだからという、そういう思い込みという言い方はおかしいですけども、そういう判断のもとにその一つの課で、数人だと思ってしまうんですけども回答したと。

何か答弁ありますか。

○教育長 石垣武雄君

生涯学習課が一番のもとでありまして、そこが検討をしながら、これ教育委員会の施設というか担当ですので、私どももその報告を受けまして、そして実際にその事務局というか、室からありました要件、その1、そしてその2、観客席も含めて、そういうものを総合的に一覧表にさせていただいて、その報告を受けながら、現在のところでは残念ではありますが、これは難しいということで担当に報告をさせていただいたところがあります。

ただ、実際の競技は難しいんですけども、といいますのは、観客席がありませんので。ただ、広さがある施設はありますので、ですから、練習会場だったらいいだろうというようなことで教育委員会として判断をし、そして、それを町の考えという形ではありますが、報告をさせていただいたところがあります。

○9番 中村英子君

では、教育委員会判断というような理解でいいかと思うんですけども、では、こういうようなやりとりが、将来行われる大きな大会でのやりとりが庁舎内にあったというようなこ

とについて、議会議員にご報告したりだとかお知らせしたりとかというようなことはされていなかったと思うんですけれども、そういうことは議会は何も知らないの、問い合わせがありました、そういうふうにご報告しましたというふうなことで、一般論で考えれば、そんなものはできっこないわさみたいなことで片づけられるような問題ですけれども、議会に対してもそういうふうにご報告というのは何もしていないんですけれども、これもちょっと問題かなと思うんですけれども、議会に対する報告ということについてはどのようにお考えですか。

○生涯学習課長 松井督人君

失礼いたします。

先ほどから述べさせていただいておりますように、現存の施設でできるものがないという判断をまず最初にしてしまいましたので、議会への相談、報告等は行っておりません。もし仮に、少し頑張ることができる、ここを何とか議会のほうにご相談をさせてもらって何とかできるという場合でしたら、まずご相談をさせていただいておったかなということは考えております。

以上です。

○9番 中村英子君

今いただいた答弁では、教育委員会判断だというようなお話でしたが、町長は、ではこの大会についてどのような捉え方をしているのか。町長は行政のトップとしてのお考えもあるかと思しますので、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○町長 横江淳一君

では、ご答弁をさせていただきたいと思っております。

私も教育長と同じでありまして、担当に施設の、県からそういう、競技大会推進室だったですかね、そこからこういう要望が来ておりますということは決裁のときに見せていただきました。決裁のときであります。

観客席がないということ、広さは十分あるんですけども、室の言っている条件には合わないということで、断念をさせていただくということで判断をさせていただきましたということで、納得はしました。

ただし、先ほどちょっと教育長が答弁させていただきましたように、練習場として使っていただけたところはあるんじゃないのということで、そのことについては数カ所、こういうところでしたら練習、交通アクセスが非常にいい町でありますので、ぜひともお越しをくださいと。練習でよければ使っていただければという、そういう回答を、ご質問の答えをさせていただいたというふうに記憶をいたしております。

ただ、議員さんに相談をしたかどうかということについては、もしもその練習場がうまくいけば、当然皆様方にもお知らせをしなければいけないですし、まだまだその段階ではひよ

っとしたらなかったのかな。前もって相談をとというようなことを今、中村さん、おっしゃったんですが、ちょっとそのところが不適切だったのかなということは今若干思っているわけでありませけれども、できれば本当にうちとしても、フットサルが正式なあれになるかわかりませんが、ありますし、来ていただければ、なぎなた国体のこともありますので、実際蟹江町で何か使っていただけるようなことがあれば、本当に利用していただくとありがたいというように思って、そういう答えをさせていただいたのも事実でございます。

以上です。

○9番 中村英子君

この大きな大会の競技会場ですけれども、一つの競技会場、スポーツの種類によってそれぞれ規模というのは違うんですけれども、メジャー的に知られている一競技会場はどれほどの規模が必要かということなんです。本当にこれは巨大な施設が必要なんです。

もちろん競技をする会場というのが必要ですので、競技をする会場と観客席、観客席はもう当然です。これは施設によって違いますので、県のほうも何千あればいいというような言い方ではなくて、施設に合わせてという考え方でおっしゃっていましたが、これも3,000席から5,000席ぐらいは必要であろうということなんです。それに付随して、選手控室とかウォームアップエリア、それからプレスルーム、またドーピング検査室といったもろもろの設備が必要でありまして、競技会場の倍ぐらいがもしかしたら要するような巨大な規模のものなんです。駐車場も考えてみますと、大型バスが何台も入らなければいけないとか、普通乗用車で来る方もいますので、1,000台ぐらいの駐車場も必要だというような、本当に大規模なものなんです。

ですから、これに該当するといったら、皆さんがご存じのように、愛知県の体育館、またガイシホールだとか豊田スタジアムだとか、ああいうものがあるでしょうし、それだけかと言えさうでもなくて、人口30万人ぐらいの都市でありますと、一宮の総合体育館、これもバスケットボールで手を挙げているということなんですけれども、また岡崎市とか刈谷市とか、そこら辺が持っている施設なども利用されるようでありまして、候補の中に入っており、調整中であるということなんです。

こんなにも巨大なものが要るわけですから、実際のところ町内の施設で、今ある施設をそのまま利用できるなんていうものは全くないわけですね、施設に関しては、現在はですよ。新設するという気があれば別ですけれども、現在は無いわけです。

では、ちょっとその周辺を含めて考えてみるとどうかということなんですけれども、この尾張部には周辺を含めて、じゃ、どういう競技会場が手を挙げることができるのかと思っているんですけれども、これも全くないんです。全くこれも対象になっているものがないんです。一部、稲沢市がボウリング会場、稲沢のボウリング会場として今、稲沢市のボウリング会場、グランドボウルとか何とかいうお名前なんですけれども、非常に大きなレーンが、数

多いレーンを持っておりますので、この稲沢のボウリング会場が今候補として検討中になっていますが、セキュリティーの問題があるようで、もしかしたらここも使えないかもしれないしというような状況に今なっているんです。

そうしますと、稲沢からずっと飛島に至るまで、この地域では何一つの会場もないということになってくるんです。名古屋市とか、全部名古屋市内とか、今言ったように中核都市ぐらゐの都市ではそういうことがありますけれども、全然こちら側はこの大会が行われても一つの会場もない。何もないというような状態になっているんです。

そこで、ここにいらっしゃる市町村長ですけれども、町長も先ほど、自分はAOKT何かいいまして、この地域も一応スクラムを組んでいろいろなことを発展のために取り組もうというようなことでやっているというお話もありましたけれども、では、この関係の市町村長で少なくとも連携しながら、1会場ぐらゐこちらに持ってこようではないかというような提案も含めて、何らかのアクションなり相談なり話題なりというようなことがありましたでしょうか。お伺いをしたい。

○町長 横江淳一君

海部郡は4市2町1村が一つのくくりになってございます。市長会でいいますと尾張9市というのがまた大きく広がりますけれども、土地改良区の区割りだとかそういうことに対して団体が若干違ってきますけれども、近隣の市町村首長さんで、特にこのアジア大会の会場についてのお話し合いをさせていただくことは今まではございません。

ただ、そういう大会が来るので、何か一つ我々も貢献できるといいよねという話についてはちょっと前にしたことはございますけれども、正式な場所でこれをどうだということは今現在聞いてはございません。

以上です。

○9番 中村英子君

なんでみんなで何とか引っ張ろうよというような前向きな話になっていかないのかな。そのときそのときで、他人事で大会が終わればいいのかという話なんですかね。

なんで、その人たちも自分たちの地域のためにそういった話し合い、それからまたここには県会議員やら、それからまた国会議員やらいるわけですから、県会は決議もしているんですね。この大会に対して誘致する決議もして、そういう態度を示しているわけですが、そういう方々、みんなこの地域で何かしていこうというようなつながり、発想というものが全くないのか。本当にちょっと情けない感じもしないでもないですが、恐らく何の相談もしていないと、そういうご答弁だったと思います。

この大きな大会に乗っていくということは、非常に宣伝効果というのもありますし、大会期間中や前後も含めて経済効果があるということはもちろんですけれども、これをきっかけにして新しい施設の建設とか、スポーツの振興ということに本当に大きく役に立つことがあ

るんですね、やり方によっては。それによって活性化したり地域の発展を促していくと、そういう手法というものがあると思うんです。その手法が頭にあれば、これをきっかけにして何かしようよというようなことがどこか一つでも出てきたらいいんじゃないかと思うんですけれども、それは全くなかったというような今の答弁です。

非常にいい例がお隣の弥富ですね、旧弥富町なんですからけれども、当時弥富町でしたけれども、愛知国体というのが1994年、平成6年の秋に開催されました。それも今からもう本当に25年近く前のことであるんですけれども、当時の弥富町がなぎなたの会場になりました。それで、そのなぎなたの会場になったということにあわせて近鉄弥富駅が整備されたんです。橋上化されたんです。これは国体のおかげというか、国体というものを利用してという言い方ですけども、駅舎が大変立派に整備されました。この平成6年9月ですけども、これは誰でも知っている話ですが、こういうことなんですよ。

単に施設があるかないかということではなくて、波及していくということでもありますよね。ですから、この弥富町はこの国体開催を利用して、本当だったらというか、余り言い方はよくないかもしれませんが、弥富町単独ではできないような駅舎の橋上化というものの整備を、当時の愛知県や近鉄のふだん以上の協力を得てなし遂げたと、こういうことでもあります。

大事なのはこういうことだと思うんです。その当時の蟹江町、何も手を挙げていないんです。何もしていません。私も何もしないんですかと聞いた記憶がありますけれども、何も手を挙げていなくて、何もやっていないんです。ですから、何か他人事みたいで、どこかで大会をやっているわで終わってしまったんです。

ですから、こういうふうはこの大会を利用して波及効果をもたらすということを考えると、蟹江町としてもそういう面からの検討、そしてまた周辺のAOKT、そういう人たちも本当にこのことは受け取って検討すべきことであって、これは首長の私は仕事ではないかなというふうに思うんです。そこがやられていないということは、本当にこの地域というのとは何と何なのか、何かゼロメートル地帯と一緒に、さまざまなことが落ち込んでしまうというようなことになってくるのではないかと、そういうふうを感じざるを得ないんです。

1つご提案的なことを申し上げたいんですけれども、スポーツクライミングという競技についてであります。このスポーツクライミングというのは、2020年に東京オリンピックが開催されますけれども、ここに新たに追加された競技であります。アジア大会でも認定されているスポーツなんです。このスポーツは比較的新しいスポーツで、3種目からなっているんですが、その3種目あってスポーツクライミングという名前なんですけれども、その3種目の中で、ボルダリングという競技がありまして、これがテレビでもされておりますけれども、メダルが期待できると言われている、今注目が新たに集まっているスポーツではないかというふうに思います。

あまりにこれは人気が出ておまして、競技人口も今後は柔道より多くなるのではないかと、いうふうに予想されている競技であります。これは子供から高齢者まで幅広く参加できて、健康の増進にも役立つものであるということなんです。人気が出てきておりますので、今現在は民間のレジャー的なボルダリング設備が少しずつふえてきているということでもあります。レジャー的に規模の小さい、遊び感覚でやるような施設が少しずつできているということで、愛知県内にもできていますし、岐阜県には何か大きいある会社が、本格的に大きなものを設置したというようなニュースもあります。

そのような状況で、余り知られていないわけですが、この競技の大会ができたり、常設的な公共施設というものも現在ないわけです。拠点となるような施設というのは数少ない、本当になような現状なんです。メジャーなスポーツを考えてみますと、もうメジャーなスポーツは公共施設も充実し、参加者もふえておりますので、それなりのことはもうどこでも行われておりますので、それと同じことをしても太刀打ちできないわけですが、この新しいスポーツというものを上手にうまく取り込むと、先進地として売り出すことができるかもしれないのではないかと私は思うんですが、先手必勝みたいなことですね。

今このアジア大会では、この競技は、ポートメッセの建てかえに合わせて仮設で競技会場をつくる案があるんです。それも仮設なんです。東京オリンピックでも仮設ということで行われるというふうになっていると思うんです。この仮設で行われるということは、素人考えですけど、これは技術的なことなのでよくわかりませんが、取り外しが簡単だということではないかと思うんです。このスポーツの設備としては上に高いんです、大きな体育館があるわけじゃなくて、よじ登るわけですから上に高くやっていくんですが、幅も一定幅はもちろん必要ですけど、上に高くやっていくというような壁をつくるんです。登る壁面というか、壁をつくると。壁を設定するということでもありますので、上に高いということがあるんです。幅もある一定が要りますけれども、しかし巨大な体育館が要るということではないですから、比較的扱いやすい設備ではないかなというふうに私は思うんです。

このように、スポーツクライミングということについて、通告書にもどうなんだということで私書いておきましたので、町長も職員も勉強してくれてくれると思っておりますので、このスポーツクライミングという競技について少しお話を伺いたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

今ご質問のスポーツクライミングについては、後ほど担当のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思っておりますが、その前に、少しだけご理解をいただきたいことがあります。

何かといいますと、先ほど私が申し上げました生涯学習課が、事務局ですね、推進室に送ったものでありますけれども、聞かなかつたということが、これは弁解かどうかわかりませんが、実際に28年11月2日に発送されています。受け付けが28年11月4日、そして2日後の

11月4日に来たんですけれども、メールでもありましたが、締め切りが28年11月28日ということで、1カ月もないんですね。ですから、いろんな考えもそのあたりで集中して検討したわけでありまして、正直言って、担当としてはやはり現存するものをまずチェックして、どうするかというようなことで判断したところでありまして、聞かなかったというのは弁解かどうかわかりませんが、そのような短い時間で回答しなきゃいけない、県の推進室は、多分まず現存を調べるというような方向で出されたのかなとは思っております、このあたりについて、ちょっと残念であったなということは思っております。

では、続いて担当のほうからお願いします。

○生涯学習課長 松井督人君

失礼いたします。スポーツクライミング、議員もおっしゃられたように、その中に3つの種類がございます。リード、それからボルダリング、それからスピード、この3つを合わせましてスポーツクライミングという種目でございます。アジア競技大会におきましては、ことし開催されますインドネシアの大会から正式競技として採用をされております。20年の東京オリンピックでも正式種目として採用されるなど、最近よく耳にする競技でございます。多世代交流施設の建設計画にあわせましても、ボルダリング壁の設置の案がプロジェクト会議のほうでも出ておりましたけれども、実現には至っておりません。町としましては、今のところ会場建設の計画はございません。しかし、スポーツクライミング、ボルダリング等、今後発展しそうな競技については、調査研究は継続して行っていきたいと考えております。

以上です。

○9番 中村英子君

蟹江町は、希望の丘というのをつくっておりますよね。この希望の丘をこういったスポーツ施設に具体的に利用していくというのも、一つの考えかと思うんです。この大きな大会がありますので、その大会をきっかけにしてここにボルダリングができるような、常設的なものをつくっていくことができれば、非常にスポーツに町民の多くの目が行きますから、その競技を楽しみますし、町民の健康増進にもつながってくるというふうに思うんです。

それで、メダリストが来て練習するようなことがあれば、本当に子供たちに、この意欲とか夢とか希望とかというものも与えられますし、1つの競技が町に定着しますと、町全体がその競技のファンになって応援する、選手の名前もわかって、一緒になって応援するといって盛り上がり、そこから会話や交流が生まれて、本当にスポーツでのまちづくりというものは大きくなっていくのではないかなと思うんです。ですから、ここをうまく利用しながら、その方向をやっぱり少し検討をしていただきたいと思います。

それで、大会開催中というのはそれで難しいというお話もありますし、難しくても、ではその大会後に仮設の設備を譲り受けると、それを利用して、全部ではなくても一部のボルダリングだけでもいいんですけれども、一部だけでもその大会で使ったものを譲り受けて、そ

して、愛知大学側と私どもの管理する生涯学習課のほうと愛知大学の学生課、それから総務課と、年に2回ほど打ち合わせをさせていただいております。愛知大学の学生とスポーツの関係で直接の連携といいますと、昨年行われました駅伝大会、希望の丘を会場として行われました駅伝大会のときに、駐車場の整理、コースの整理等のボランティアについて、愛知大学から20名ほどの学生を派遣していただいて、実施をしております。スポーツに関しては、今のところそれぐらいしかございませんので、この先もう少しスポーツについて連携ができるようなことがありましたら、愛知大学のほうと協議をして、これからも進めていきたいなという考えではございます。

以上です。

○9番 中村英子君

ありがとうございます。

だけれども、担当者は行けないんですが、これは政治的配慮というのが必要なんです。これは担当部局だけでやれと行ったって、やれるわけがないんです。だから、町のトップとか、あと周辺の自治体の長がこれをどういうふうを利用して、どんな利益をこっちにもたらそうという発想がないとできないんです。もしかしたら、うまくいけば道路のことだとか、地下鉄もではやるだとか、いろんな発展を持つようなことを最初にやっていかないことには、これはやれないんですよ。担当課がやります、やりませんという話ではないんです。

ですから、首長というのは、施設がないでいいわと、どこかよそがやるんだということではないんです。ちゃんと自分たちの問題として捉えて、これをきっかけにして、どのようにこの地域にスポーツの振興を図るか、あるいは波及効果として道路を引っ張ってくるだとか、地下鉄を引っ張ってくるだとか、この地域の会場を1つつくることによってできる効果、そういう物事のやり方というのが必要だよと、そういうことを申し上げていますので、これは町長を初め、周辺の市町村長に私はもう物を言う時間がありません。それから県会議員、あるいは国会議員、私は物を言うときがないんですけれども、そういうものの中で、地域の発展ということをやっぱりやって、会場の1つでもつくって、こうしていこうよということがなければおかしいということを申し上げておるんですけれども、それについてお考えがあればお伺いいたします。

○町長 横江淳一君

大変申しわけございませんでした。やる気は十分ございます。市町村長との話し合いは、今のところはないというお話をさせていただきました。正直者なので、そのとおりに話をさせていただきましたが、まさにそういう一遇のチャンスがあれば、我々もしっかりとそれに取組んでいきたいと、その気持ちは変わりませんので、素晴らしい提案をいただきました。しっかりとこれは町村会並びに市長会にも提案をさせていただき、前向き、前向きは余りだめですね、前に向かっていきたいというふうに思いますので、また適切なご助言をいただけ

ればありがたいと思います。よろしく申し上げます。

○9番 中村英子君

最後ですけれども、また、参加の仕方ボランティアということもあると思うんです。そのボランティアは東京大会にも募集しておりますが、経費をほとんど自分で持つというような話で、難しいということです。でももしこれを、ボランティア参加に対しても、自治体が積極的にではボランティアを出すよと、費用の一部は負担しますよというようなことがあったとすれば、またそれも一つのかかわりだと思いますし、東京大会を経験した人が、そのボランティアがアジア大会でまたその経験を広げたり、参加者をふやしていくと、これも一つの参加の仕方だと思うんです。ちょっと目には見えないんですけれども。

いずれにしても、きょうの質問は、これを見逃すなということ私を言いたいんです。これをきっかけにして、やれることをやるという創意工夫をきちんとして、大分先のことですけれども、それに向けてただ素通りをしてはなりませんよということをお願いして、質問を終わります。

○議長 奥田信宏君

以上で中村英子さんの質問を終わります。

質問4番 板倉浩幸君の1問目、「学校給食の「いま」を考える件」を許可いたします。

板倉浩幸君、質問席へお着きください。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉浩幸でございます。

1問目として、「学校給食の「いま」を考える件」と題して、学校給食について伺っていきます。

学校給食の戦後の出発点である1946年、次官通達「学校給食実施の普及奨励について」では、学校給食が全児童対象であることを明らかにし、栄養、必要量、給食費、国庫補助金等について規定、教育的効果についても述べています。その後、戦後出発当初の学校給食費は無償だったこともあり、急速に広がりましたが、財政確保が難しくなる中で、1952年に給食中止の危機に見舞われます。しかし、継続を求める世論の高まりなどにより、継続されることになったものの、有料化をせざるを得なかったという経緯があります。

学校給食は、食糧難の時代から食育という新たな役割を付加した今日まで、紆余曲折を経ながらも、給食を食べる子供たちの笑顔とともに、学校教育の欠かせないものとして意義を高めながら位置づけてきたことは、紛れもない事実であると思います。貧困世帯での子供は十分に栄養がとれず、その後の健康な生活にかかわるような状況から、子供を守るために学校給食を行うことは、どのような子供の食事も確保する点で、広い意味での社会保障と言えます。給食は子供の貧困に対して、食事という現物を支給する制度として有効であります。今日においても、なお経済的な理由によって生じる子供の食生活の格差は大きく、学校給食

という公共費にはその格差を縮小する機能があります。そこで初めに、保護者が給食費を払わない、また払えない、未納についてお尋ねをいたします。

給食費未納問題は、2005年ごろからクローズアップされ、文科省も2005年度に久しぶりに給食費未納の全国調査を実施しました。この結果、小・中学生全体の1%に当たる約9万9,000人が給食費未納であり、未納総額は年間約22億とわかりました。蟹江町においても、29年度で過年度分を含めると、約70万円であります。

そこで、お聞きをいたします。給食費未納の児童・生徒も含め、全員が学校給食を食べられていますか。また、給食費未納の児童・生徒への学校、当町の対応は、就学援助を勧めるなど、どのように行っているのか、答弁をお願いいたします。

○給食センター所長 寺本章人君

今の議員の質問に答えさせていただきます。

まず、学校給食につきましては、給食費が未納でありましても、全員が食べている状況でございます。また、就学援助につきましては、教育委員会教育課において対応に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

次の質問をしてから、少し再質問をさせていただきます。

学校給食の助成ですが、当町において、給食費への町独自の補助などの施策があるのか、お聞かせください。

○給食センター所長 寺本章人君

議員の先ほどの質問でございますが、町独自の補助でございますが、現在、児童・生徒1人当たり1食30円の補助をしているところでございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

学校給食の補助、町も30円補助しているということなんですけれども、これは答弁も含めてまた後でも質問をいたします。

給食費未納ですが、愛知自治体キャラバンの自治体アンケートで、給食費未納の対応において、学期ごとに学校を通して通知また勧めに応じた保護者から、児童手当の一部を給食費として徴収しているとアンケートに答えておりますが、このことについての答弁をお願いいたします。

○給食センター所長 寺本章人君

ただいまの議員の質問でございます。

まず、給食費の徴収方法でございます。

学校でPTA会費などと同時に口座引き落としをされ、学校から給食センターのほうに納

入金額が伝えられるという方法をとっております。

また、未納者のうち、同意が得られれば児童手当から給食費を充当しております。児童手当を支給される1月前に未納者への連絡、学校での児童手当からの充当の同意書をもらい、給食費に充てているという状況でございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

徴収方法なんですけれども、今児童手当からの一部をとるという答弁でしたけれども、これについては、税の徴収と違って、あくまで差し押さえではなくて、保護者から同意を得て児童手当から徴収するというので、強制ではないですね。間違いないですね。その点、もう一度お願いいたします。

○給食センター所長 寺本章人君

先ほどの議員のおっしゃられるとおり、保護者から同意書をいただきまして、給食費に充当しているというところでございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

もう少し未納について伺いをいたします。

学校給食費未納の対応ですが、先ほどの文科省の調査でも、原因について学校がどう認識しているかという問いでは、保護者としての責任感、意識の欠落が約61%、保護者の経済的な問題が約33%でした。しかし、これはあくまで学校から見た保護者像であります。家計管理に問題のある保護者かもしれませんし、本当にお金があるのに払えないのか、それとも経済的困窮や病気などを抱えている中で、どうしても給食費の支払いがおくれがちになっているのかは不明であります。

未納の理由を判断するのは簡単なことではありません。ある自治体の調査では、支払いのおくれの7割が給料日前でお金がないという理由を挙げております。学校給食費未納は、学校から見えにくい事態かもしれませんが、このように、給食費未納は学校から見える子供の貧困シグナルと見るべきとも考えます。学校の担任の先生が保護者とどのような対応をし、また話をして対応しているのか、再度答弁を求めます。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

学校の先生がその家庭の経済的なものを細かく知るということは、非常に難しいと思います。恐らく、そういう児童の生活面を含めた上でのお話をさせてもらう中で、親御さん、保護者がもしそういうことを許すというか、話してもいいよという判断をされれば、そういう話はされると思うんですが、もしそういうことがなければ、先生のほうからそんなに積極的に経済状況を聞くということはありません。ただ、そういうお話をさせていく中で、先生なりの把握というか、家庭状況がこういうふうじゃないかなという想像はされると思います。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

直接保護者と話をし、担任の先生も理解できるところはわかるし、未納の対応を、本当に経済的に苦しいのか、横着して払わない人も中にはいるかと思いますが、その辺、学校の先生は仕事も多いですが、貧困のシグナルかもしれませんので、対応をよろしく願いをいたします。

それでは、次に、学校援助で給食費を本当にカバーできているのかをお尋ねいたします。

低所得者層には生活保護や就学援助制度があるので、給食費の負担はないのではないかと、意見も聞きます。この点についての考えをお聞かせください。

○給食センター所長 寺本章人君

ただいまの議員の質問にお答えさせていただきます。

対象者が要保護の家庭につきましては、全額補助をされており、保護者の負担はございません。また、準要保護の家庭は、平成30年度から全額町から補助されており、保護者の負担はありません。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

ことし、30年から準要保護も給食費全額補助ということで、僕も追及してようやく実現したと思います。

現在の日本では、生活保護の捕捉率、生活保護を利用できる人のうち、現に利用している人の割合は2割程度とされています。8割が貧困でありながら生活保護を受けていないのであります。また、就学援助制度の生活保護に準ずる程度に困窮しているという、先ほどありました準要保護認定基準が、生活保護の基準額の1.0倍の自治体もあれば、1.5倍の自治体もあります。制度自体に大きな格差があり、蟹江町においては1.2倍であります。

そこで、お聞きをいたします。就学援助制度は、保護者が申請をしなければ利用できません。周知また申請方法はどうなっているのか、また、児童・生徒で就学援助を利用している割合もお聞かせをください。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、就学援助についてお答えさせていただきます。

今年度、平成30年度から新たになりましたが、新たに入学される児童・生徒の保護者に対しましては、1月号の広報ですとか、町のホームページに就学援助についての記事を掲載し、周知をしております。また、就学時健診や入学説明会の際にお渡しします冊子に、就学援助制度の記事を掲載し、その制度についての説明をさせていただいています。

継続して就学援助を受けられる方に対しましては、毎年2月に翌年度の申請についての案内を申し上げておるところであります。申し込みは4月末までとなっております、期限が

到来する前にまだ申請書が未提出になっている方につきましては、再度の案内を差し上げているところであります。

そのほかの方々につきましては、毎年町の広報4月号に、就学援助について記事を掲載するとともに、先ほど申しましたホームページ、それからくらしの便利帳などに掲載することにより、全世帯への周知を図っているところであります。

それから、割合についてであります。平成29年度の小学校での割合は5.7%、中学校では10%、合計で7.1%となっております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

ありがとうございました。

周知が徹底しているか、本当に届いているのか、そこで少しお伺いをいたします。

必要な人に必要な情報が届き、申請できる状態であるのか、経済的に困窮をしている家庭は、こうした自分にとって重要な情報を知ることができない情報弱者であることも多いものであります。また、制度を知っていても、学校に収入を知られたくなくて申請しないなどといった事情の家庭もあります。就学援助そのものを知らない家庭もあり、所得的に就学援助の対象であるのに申請していない家庭の相談もよくあります。

ある住民の方なんですけれども、毎年申告、僕も相談に乗って、所得的に対象者であるのに、就学援助の申請をしていないということがよくあります。就学援助は今申請していますかと聞くと、いや、全然していないとこういうことで、多分所得的に対象であるので、教育課のほうへ行って申請してみてもどうだということを言って、結果を聞いたら対象であるということで、就学援助をもらえて大変喜んでおります。そういうことで、制度の周知は本当に大丈夫なのか、その点について、教育長でもよろしいですし、再度お願いをいたします。

○教育長 石垣武雄君

先ほど担当が申し上げたとおり、いろんな場面を通して保護者の方々にお知らせをしているところでありますが、今議員がおっしゃられたように、対象者であるのにというようなところがなかなかこれは難しいかと、今おっしゃられたように、後押しをしていただいて申請をされたということではありますが、そういうあたりについて、私聞きませんが、その方は本当に知らなかったのかどうかということもあるんですけれども、学校の特に教頭先生が全体のそういうような係になっておりますので、状況、担任の先生のそういう子供たちとのかかわりの中から、もしあったらそれをこちらにも教えていただいたり、学校のほうも声をかけようということも話しておるわけではありますが、それが今100%と言われると、ちょっと自信がないんですけれども、すみません、そんなことです。

○2番 板倉浩幸君

先ほどの件は、就学援助制度そのものは知っているんだけど、自分の所得で対象にな

るということを知らなかったという相談者でした。

それでは、次に、就学援助制度は、保護者が一旦納付をし、あとから還付されますので、当面のお金のやりくりには保護者の皆さん苦勞をしております。もちろん、就学援助制度の拡充や使いやすい制度にしていくことは大事なことでありますが、先ほども例を挙げましたけれども、申請主義である以上、必要な子供たち全てに給食費などの支援が行き渡るわけはありません。

そこでお聞きをいたします。低所得者層を就学援助制度でカバーしているのが、私は違うのではないかと思います。いかがでしょうか。答弁をお願いいたします。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

就学援助金は、1学期分は7月に、2学期分は12月に、3学期分は2月に支払われます。申請者は4月中に申請書を提出するということになっておりますので、4月に提出したにもかかわらず、その年度のその方の所得要件が確定する時期が遅いため、実際に手元にお金が来るのが2カ月から2カ月半程度おくれることがございます。その間にお支払いしなければならぬことがありましたら、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、児童手当などを一時的に利用していただくなど、弾力的な運用をお願いしているところであります。

再度になりますが、就学援助の制度につきましては、町の広報、ホームページ、くらしの便利帳、それから就学健診時、入学説明会などの機会を捉えまして説明をさせてもらっておりますので、学費等に未納があり、児童手当から充当することを希望した方々には、再度その制度について説明させていただきながら、弾力的に運用していきたいと考えております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

就学援助制度、確かに便利な制度であります。それに近い人が就学援助をもらえない、本当に困っている家庭も多くあります。そこでですが、学校給食の無料化についてお伺いをしていきます。

義務教育は、これを無償とすると憲法にもあり、給食費負担がなくなれば、実質的な義務教育無償に一步近づくことが期待されます。無償化は国で取り組む課題ではあります。医療費については子供の命にかかわることだからと、多くの自治体も助成制度に賛成されたと思います。給食も栄養バランスのよい食事をとることが命と健康に直接結びつき、育ち盛りの子供たちにとっても重要なものです。こうした観点で、この点についてどう考えているのかお聞かせください。

○給食センター所長 寺本章人君

先ほどの議員の質問にお答えをさせていただきます。

給食費の無償化につきましては、大変難しい問題だと捉えております。学校給食法第11条

第2項に、学校給食を受ける児童・生徒の保護者の負担にするということが明記されております。保護者負担とされている学校給食費が主として食材料費である以上、直ちに無償にすべきとは言いがたいと考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

今、学校給食法という話が出ました。学校給食法の食材費を保護者の負担とする規定であるということが先ほどの答弁でしたけれども、その学校給食法には、経費以外の学校給食に要する経費は、学校教育法第16条に規定する学校給食を受ける児童または生徒の保護者が負担をするとあります。そこで、私も文科省に確認をしたんですけども、今の学校給食法の食材を保護者が負担する規定については、法の規定はあくまで負担のあり方を示したものであり、補助金を出すことによって実質無料化にすることを禁止するものではないと言われました。そういうことで、学校給食法でだめだというわけでは、法律では義務教育は無償とするとありますので、その点について問題はないと思います。

次ですが、給食費の無償化が全国的に広がり始めています。厳しい地方財政状況にもかかわらず、給食費の全額補助を実施している自治体は全国で83市町村に上っております。このうち、ほとんどの自治体がここ6年ぐらいで実施をしております。これは保護者負担軽減や少子化対策など、地域の活性化を目指す施策としてだけでなく、子育て支援や給食を教育の一環と捉える食育推進を理由にした自治体がふえてきていると、自治体職員の声でもあります。

愛知県内では給食費無償化はまだありませんが、大口町では給食費半額補助、岩倉市では義務教育の第3子以降を無料として、蟹江町においても、答弁があったように1食30円の補助を実施しておりますが、消費税増税分を公費で負担する一部の補助であります。確かに、一部の補助を実施している市町村も少ない中、当町においての補助金30円は評価できる点でもあります。子供の医療費助成制度は、当町においても中学校卒業まで実施をされており、これからは子供の貧困対策として、少子化対策としても、全ての子供の健やかな成長のためにも、学校給食の無料化を進めていくべきだと思います。

そこで、お聞きをいたします。先ほどもありました学校給食法は、食育の推進を掲げています。憲法26条は、義務教育はこれを無償とするとしています。日本の全ての子供たちが教育として学校給食を保障されるためにも、国が責任を持って学校給食費を無償にすることが緊急の課題ではありますが、そのような中で、独自に無償化に取り組んでいる自治体がふえてるのであります。義務教育無償化の原則に従って無料化を、町独自の補助などの施策の考えはないのか、答弁をお願いいたします。

○給食センター所長 寺本章人君

ただいまの議員の質問に答えさせていただきます。

先ほど議員もおっしゃられたとおり、給食費につきましては、愛知県下では、岩倉市が第3子からの給食費の無料を行っているところではございます。それ以外の自治体では、全ての自治体ではございませんが、公費補助を行っているところではございます。こちらについては、金額の差もございます。

当町におきましては、1食あたり30円の公費補助を行っており、保護者の給食費の負担を抑える施策を行っているところでございます。今後は、社会情勢や近隣の市町村の状況を注視しつつ、動向を見守りたいと考えますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○2番 板倉浩幸君

それでは、少し教育長にお尋ねをいたします。

学校給食費に対して、先ほど私も言いました、経済的に困難なご家庭には就学援助制度が確かにあります。そこを前進して、義務教育は無償という憲法26条の原則からも、学校給食費の無償化を検討する時期ではありませんか。この点についてお聞かせください。

○教育長 石垣武雄君

私の立場と言ったらおかしいんですけども、給食費の無償化ということではありますが、先ほどの憲法とか給食法とかいろいろなことがあります。やはり私の今の考えは、後で言われたことではなくて、やはり食材というか食べるものについては、保護者負担ということが一番原則というか、もとだというふうに捉えております。

最終的には、本当に義務教育の無償化が給食費も無償なのかどうかというあたりも、これは国のほうでの判断ということもあろうかというふうに思います。自治体においては、私どもはそれはそれとしながらも、補助をどのように考えていくかというあたりでいけたらと、実際に近隣のところでも、補助を1円も出していないところもあるんです。1食10円のところもあります、15円もあります。そう言ってはいけませんが、蟹江町は大分出しているんじゃないかなということを思います。

といいますのは、小学校が今大体2,000人弱、中学校が1,000人、3,000人と考えますと、1日9万円です。8万5,000円から9万円ぐらい。1カ月にするとこれがどうなりますか。9万円の大体20回ないですから、百五、六十万円。ですから、税金というか、この自治体の、うちの蟹江町でも、私自身もその補助について町長さん、あるいは町のご理解をいただきながら、1年間で今の段階で1,500万から600万円、食材費として補助をしておるところです。

ベースは、やはり無償化については、これは国のほうでもし考えていただければ、国のほうからもその自治体に補助が出るんじゃないかなと思わないでもありませんが、私どもも今そういうあたりで、全体に対してはまずは補助をとということで取り組んでおり、また町としてそんなことを進めているところではありますが、近隣で比較してはいけませんけれども、評価をしていただけたらありがたいなとは思っております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

確かに、自治体によって10円のところもあるし、1食10円、20円のところもあるし、月に大体600円の補助、それぞれの自治体でばらばらですが、その中でも無償化をやっていたり、第3子を半額、無料にする自治体もやはりある中で、検討する時期ではないかと教育長にお尋ねをいたしました。

では、町長に少しお尋ねをしていきたいと思います。ちょっと教育長と重複するかもしれませんが、お願いをいたします。

学校給食費の保護者負担を全額補助している自治体では、保護者から負担軽減がされ、大変喜ばれているとの反応があるとのこと。経済的に困っているご家庭への支援として、就学援助制度がありますが、就学援助の対象にならない家庭でも、給食費無料化になれば負担が軽減され、大変喜ばれる家庭も多くなるのではないのでしょうか。給食費、対象ではないけれども、家計自体が火の車状態の家庭もたくさんあります。ある意味これも見えない貧困ではないかと、貧困につながるのかと思います。そこで、町長にこの給食費無料化についてお願いをいたします。

○町長 横江淳一君

それでは、板倉議員のご質問にお答えをしたいと思います。

今教育長が、教育委員会からの立場としてお答えをさせていただきました。ほぼそのようでありますので、よろしく申し上げますと言えばそれだけの話に終わってしまいます。しかしながら、ご理解いただきたいのは、平成26年から27年、2カ年にわたって15円、30円、額の大小はありますけれども、これは、実は消費税がこれからどうなるんだということをしっかり見させていただくということで、まず30円とさせていただきました。それでも29年度ベースではやっぱり千五、六百万円、30年ベースでも一応千五、六百万円の公的なお金がこれに出ていくわけでありまして。それがいいか悪いかというのはちょっと置いておきまして、国の施策の中で、私は義務教育は完全無償化にさせていただければ、我々も助かりますし、少子化対策としてこれは本当にすばらしい施策だというふうに思います。

ご存知のように、来年10月に消費税が10%になります。いろんな状況が起きると今言われておりますが、その動向をしっかりと見ながら、我々も補助のほうを考えなければいけない時期が必ず来ると思っています。岩倉市の例だとか大口町の例は、首長さんから実はもう数年前に聞いてございます。それはそれで、いろんな事情があるというふうに理解をさせていただきました。当町といたしましては、この施策をこの先皆さんに喜んでいただけるような、そしてしっかりとした子育てが蟹江町へ来るとできるよと、教育もひとつ優しいよと言われるようなそんなまちづくりの中で、一つのアイテムとして、これから皆さんと協議をしながら前に進めることをお約束させていただきます。よろしくお願いたします。

○2番 板倉浩幸君

今消費税の話も、確かに来年10%、あくまでも予定で、そのときにまたどうなるのかという問題もあると思います。

蟹江町において、給食費無料化に必要な予算は約1億6,000万円ぐらいであります。そこですが、私としての提案として、例えばまず第2子、第3子には半額や無料にするなどの検討をしてみてもいいのではないかと思います。これについても町長、お願いをいたします。

○議長 奥田信宏君

板倉君、まだ質問がありますか。

(「これが最後です」の声あり)

最後ですか。それでは、横江町長。

○町長 横江淳一君

再度ご答弁をさせていただきます。

経済状況等々、これから本当に流動的な時代が続くと思っております。消費税増税につきましても、ほぼ決定だというふうには私は思っております。そういう意味で、第2子、第3子と今具体的におっしゃいましたが、今現在、ここでしっかりとした具体策を持っているわけではございません。

ただ、最後に、冒頭に申し上げましたとおり、義務教育の無償化について、我々としては、国にやっぱり積極的に陳情をしていくそういうグループをつくってみたり、給食費の減免、そして給食費の補助金を出しているいろんな事例をしっかりと勉強させていただいて、蟹江町で子育てをするにはこれくらいのものがあるのかなというような施策をこれから進めたいというふうに、先ほどご答弁させていただきましたので、重ねてそのような施策が前にできれば、我々としては皆さんとともどもまたご協議を願うことがあるかも知れません。そのときにはよろしくお願ひしたいと思います。

○2番 板倉浩幸君

ありがとうございます。

給食費の無料化を実施する自治体は、保護者負担の軽減という目的のほか、町に子育て世代を呼び込む目的で実施をしているところが多いと聞いております。町に子育て世代を呼び込む目的であるならば、蟹江町にも必要ではないかと思っております。義務教育は無償という憲法の観点からも、子育て応援からの観点からでも、ぜひ給食費の無料化に取り組むべき課題だと強く要望を申し上げまして、質問を終わります。

○議長 奥田信宏君

以上で板倉浩幸君の1問目の質問を終わります。

遅くなりましたが、お昼の休憩に入ります。そして、再開は1時10分再開いたします。

(午後0時08分)

○議長 奥田信宏君

午前に引き続き会議を始めます。

(午後1時10分)

○議長 奥田信宏君

引き続き、板倉浩幸君の2問目、「蟹江町の清明塚について」を許可いたします。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉浩幸でございます。

2問目として、「蟹江町の清明塚について」と題して、安倍清明また清明塚について伺っていきます。よろしくお願いいたします。

初めに、担当課長にお聞きを少ししたいと思います。

清明塚について、私が通告書を出して、それから課長は清明塚の現地に見に行ったのでしょうか。お聞かせをください。

○生涯学習課長 松井督人君

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

申しわけございません。私自身、現場へ足を運ぶことはございませんが、写真にて現場の確認をさせていただいております。今後につきましては、担当する施設等なるべく足を運んで、現場の確認をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

本当に、質問をするということで、担当課長もやはり、民生のことを質問するなら現場とは関係ないんですけども、ある地域のことについてお聞きをするのであって、やはり現場を見て今の状況がどうなっているのかを確認してもらいたいと思っております。

先週、ちょうど草を刈って、今草はありませんけれども、ついこの間まで草がぼうぼうでありました。そういうことも含めて現場を見ていただきたいと思います。その点について、副町長、これからもそういう質問通告を出したときに、やはり現場の担当課長が見に行くのが普通だと思います。その点について、何かありましたらお願いいたします。

○副町長 河瀬広幸君

板倉議員からご質問がありましたこの問題につきましては、当然、私は担当課長として現場は見るべきであったというふうに思っています。そこは私の指示も達していなかった、ただ、私も現場についてはよく朝散歩しますので、よく把握しております。板倉議員がおっしゃるように、今までは草ぼうぼうだったものを最近シルバーさんが刈られて、今はすっきりとした、きょうタブレットでお示したようになってきているということを私も理解していますし、それに関しましては大変申しわけなかったと思っております。

○2番 板倉浩幸君

ちょうど本当に草が刈られて今きれいになっています。

それでは、質問を伺っていきます。

最初に、晴明塚の由来について少しお話をしていきたいと思います。

蟹江町の晴明塚がいつできたかは定かではありません。天保12年、1841年、蟹江町新町村絵図にも晴明塚が記載されております。それをここに晴明塚で、その上が……すいません。地蔵寺があります。このように、天保12年に蟹江町の新町絵図にもあるとおり、晴明塚が記載されているとおり、それ以前にできたものだと思います。

改訂増補蟹江史譚、昭和2年によると、天文9年、1540年に設立された地蔵寺の門を入った西のところに、面積1畝、99.1375メートルで高さ9尺、約2.7メートルの晴明塚があり、晴明は名高い山伏で、塚の中には晴明が持っていたというほら貝や剣などがおさめられていると伝えられています。地元の言い伝えでは、晴明塚ができた天正年間1573年から1591年であり、当地の火伏せの祈祷をして去った後に、彼の持ち物であったほら貝や刀、あるいは馬を埋めて建てられたといえます。また、塚ができたのが天正年間だとすると、蟹江合戦のあった天正12年、1584年と同じころであるためか、塚に埋まっているのは蟹江合戦の戦死者の骨であるという伝説もあります。ほかに、この塚にまつわる話として、塚に生息している樹木を切ったりすると、した者には交通事故に遭うなどのたたりがあると言われてしています。

現在、塚にはほこらと石柱があるが、石柱は昭和30年ごろに地元の方たちが立てたもので、ほこらも近世に建てられたものであるという。大正14年ごろには塚の周りはイチジク畑で、塚の小高い丘の上にあり、地蔵寺から頂上までの道が続き、周りには溝が掘ってあったと言われます。塚の南西に日吉神社があるが、その神門が京都の神明神社と同様の五芒星であり、これが日吉神社のもので、今移転して新しいところに移ったんですけれども、ちょうど五芒星があります。日吉神社から見て塚が鬼門にあることから、神社と塚に何らかの関係があると考えられ、日吉神社の創立の時期と重ね、天正年間には晴明塚ができたものだという。しかし、晴明の存在年代は延喜21年、921年から寛弘2年、1005年であるため合致しないので、訪れたのは晴明の弟子ではないかと考えられます。もしくは、蟹江の近くでは甚目寺町に寛和元年、985年、晴明が訪れたという記録もあり、蟹江もそのころ晴明が訪れたとも考えられます。

安倍晴明については、蟹江史譚には名高い山伏としてあるが、平安時代中期の陰陽師であり、父の益材が助けたキツネとの間にできた子との伝説があります。天文博士となり、子孫は土御門家となり、その道を伝えています。晴明についての伝承などは、日本各地に数多く、尾張地方で晴明が訪れたとされる土地は、蟹江町、甚目寺町のほかに、江南市、名古屋市西区、名古屋市中区、名古屋市千種区などがあります。以上が晴明塚の由来であります。

そこで、お尋ねをいたします。安倍晴明について、由来もお話をしましたとおり、平安時代中期の陰陽師であり、父の益材が助けたキツネとの間にできた子との伝説があり、晴明が尾張地方で訪れたとされる土地に蟹江町があります。また、彼の持ち物だったほら貝や刀、

あるいは馬を埋めて建てられたのが清明塚とされています。そこで、安倍清明が訪れたとも考えられる蟹江町であるが、この安倍清明、清明塚をどう考えているのかお聞かせをください。

○生涯学習課長 松井督人君

では、失礼いたします。

まず、清明塚をどう考えているのかというご質問にお答えをさせていただきます。

清明塚は、議員が説明をしていただいたのと多少かぶるところがございますが、蟹江新町の地蔵寺の西にございます。地元の方の伝承などによると、平安時代の陰陽師である安倍清明が火伏せの祈祷をしたとされるため、新町には火事が少ないと言われていたそうでございます。江戸末期の蟹江新町の村絵図にも清明塚の記載がございます。残念ながら、それ以前の記録は確認できておりませんので、地元の方の伝承に頼る部分が多く、本当に清明が訪れたのかははっきりしない点も多くございます。しかしながら、地元の方が伝承されているということを重要視をさせていただきまして、町有地でもございますので、定期的に草取りや樹木の剪定を行い、管理をしていく考えでございます。平成29年度末には、説明看板が老朽化しておりましたので、資料館、生涯学習課のほうにて説明文をふやしたものを新調をさせていただきます。

以上、よろしく願いいたします。

○2番 板倉浩幸君

初めに、清明塚についてお互い、僕もそうなんですけれども、認識し合うために質問をさせていただきます。

次に、現状をお尋ねをいたします。

先ほど答弁があった清明塚の立て札なんですけれども、ちょうど最後のページに皆さんのお手元はあると思います。まず29年度予算でできたということよろしいですか。ちょっとお願いいたします。

○生涯学習課長 松井督人君

そのとおりでございます。看板につきましては、29年度予算にて修正をさせていただきます。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

次に、現状についてお伺いをいたします。

平成7年8月、町の文化財保護審査会で議論したと聞いています。間違いがないのか、また議論した内容についてお聞かせをください。その後、どのような整備を行ったのかも聞かせをください。

○生涯学習課長 松井督人君

お答えをさせていただきます。

平成7年8月の文化財保護審議会についてですが、確かに晴明塚等の取り扱いについてということが議題に上がりました。晴明塚とともに、町内の蟹江城址、源氏塚についての現状を確認をし、今後の取り扱いについて議論がされております。先ほど申しましたとおり、記録として残された資料が余りないこともございまして、蟹江城址や源氏塚と同様に管理をしていくという結論が出されております。その後、それまで児童公園の飛び地として児童課が管理をしていたところですが、歴史民俗資料館へ管理がえをし、平成8年度には蟹江新町晴明塚環境整備工事として雑木の撤去、それから剪定を行い、擬木フェンスで周囲を囲い、整備を行っております。そのときに説明看板の設置もしております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

当初、晴明塚草取り管理していたのが地元だと聞いております。町所有地のため、町に算定してほしいという要望があって、そのときに今後の管理として町の審査会で議論したということなんですけれども、そのときに、その審議会で文化財として指定をして管理をするのか、指定をせずに管理をしていくのか、ちょっとその点の答弁漏れなのか、お願いをいたします。

○生涯学習課長 松井督人君

平成7年8月の審議会では議題に上がったところについては、先ほども申し上げたとおり、記録として残された資料が余りないということで、史跡としての指定はしないということで終わっております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

文化財というのか、その辺の指定をせずに管理をしていくということで審査会で決まったんだと思いますけれども、今後の管理として指定をして管理をする考えがないのかお聞かせをください。

○生涯学習課長 松井督人君

今後の管理といたしましては、平成7年に審議会にて議論がなされておりますので、それを覆して指定をするということではできかねないかと考えております。ちなみに、あま市にも晴明塚があり、江戸時代の書物等に記録があるそうですが、こちら指定にはなっていないと聞いております。もし今後文化財の洗い出しをする中で何か新しく資料が出てくることがありましたら、議論させていただくことになるかと存じますので、よろしくお聞きしたいと思います。管理につきましては、先ほどと同様に町有地ですので、今後も適切に生涯学習課のほうで管理をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

確かに、愛知県内にも清明塚がほかにも、特に甚目寺にもあります。そこも答弁あったように、文化財の指定をしずに管理をどこもしていると私も聞いております。

そこで、資料が本当に少ないです、清明塚について、安倍清明についてもそうなんですけれども。そういうことで、今回の質問に当たり、先ほどの由来でも地蔵寺、また塚の周りの人たちにも話を聞いてきました。ちょうど清明塚の向かいに私の亡くなった母の兄弟の自宅があります。そういうことで、ちょっと話もいろいろしてきました。そこでですが、由来でも今回事故などのたたきがあるとと言われております。地蔵寺さんからの話にも出てきました。30年前に木を切ったらとか、地元で、ちょうど今の世代はなかなか知らないみたいですが、たたりというのか、悪い……。一世代前の方は特に、亡くなった方も多いですが、そのような一世代前の方からしてみれば恐れられていた塚みたいであります。

もう少し詳しく地蔵寺さんにお話を伺ったところ、地蔵寺の話では、父のころはお参り供養はしていなかったが、私息子にかわって、そんなことはいけないと思い、今はなくなっておりますが、石の上にもほこらがあり、月に一度26日にお参り供養を20年くらいやっておられました。そして、今では2年ぐらい前にお参りも終了してやめられております。そこで、答弁があった清明塚に柵を設けて、立て札の整備等にも地蔵寺がおはらい、またお参りを行い、町関係者も関心があったのか、15人ぐらい来てびっくりしたと言っておられました。

少し質問通告には入れていなかったんですけれども、答えられたら結構ですので、地蔵寺さんが、清明塚は蟹江町の所有地であります、いつ蟹江町の所有地になって、またどうして蟹江町の所有になったのかなということを私に聞かれたんですけれども、ちょっと私も答えられないということで、通告しておりませんが、わかりましたら結構ですので、お願いをいたします。

○生涯学習課長 松井督人君

申しわけございません。今いただいた質問について、いつ町の所有になったのかというのはちょっと今答えを持ち合わせておりませんので、また後ほどきちっとお知らせをしたいと思います。よろしく願いいたします。

○2番 板倉浩幸君

すいません。後でお願いをいたします。

いろいろ今お話をしたんですけれども、そんな迷信がある清明塚でございます。ある人からは、いろいろな面で町に勝手なことをしてくれるなという方もいらっしゃいます。また、地域の方からはもっと清明塚を取り上げてほしいと要望がありまして、私も今回一般質問をさせていただいております。

そこで、お聞きをいたします。蟹江城址や源氏塚などの歴史、文化の観光スポットとしての整備、案内板の掲示などの考えはございませんか。このような源氏塚の案内板、この写真

が源氏塚公園にある道しるべになっております。午前の戸谷議員からも質問あったと思うんですけども、こうやって観光名所の案内がなかなか少ないのが蟹江町でもあります。昔よりはふえてきたと思うんですけども、戸谷議員からも堤防に、道路に案内板をつくったらどうだ。確かに、大きい看板邪魔だと思いますけれども、そういうことも1つの案だと思います。このような源氏塚の案内板がわかりやすいと思うんですが、この点についてお聞かせをください。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

案内板でございますけれども、今のところ晴明塚に関しての案内板としてはございません。今後、つけていく、つけていかないにつきましては、文化財、また観光関係のところから検討したいなというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○2番 板倉浩幸君

次なんですけれども、蟹江町、蟹江町観光協会が発行している観光散歩マップ、これなんですけれども、この中には晴明塚の記載がございます。あります、このように。そこでなんですけれども、特に初めて蟹江町に訪れた町外の観光客には場所がわかりにくいということもよく聞きます。また、観光散歩マップのコースがあるんですが、その中に詳しくはコースにも入っていないのが今のこの観光散歩マップであります。そこで、この観光散歩マップを新しく発行をし、コースに入れる考えがあるのか、また予定があるのかお答えをください。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

観光マップへの記載でございますけれども、こちら観光マップでは、これはガイドボランティア歴史・文化夢案内人さんの協力のもと完成をさせていただいているものでございます。このガイドブックには6つの散歩コースがつけてございます。その中に、木曾義仲と巴御前ロマンの寺コース、寺社・史跡めぐりと温泉コースの2コースが記載されておまして、その中に字句としては書いてございます。しかし、立ち寄りスポットとしての大きな表示がない状態になっております。現在は在庫がございますので、在庫がなくなり次第改正をする際には表示をまた検討していきたいなというふうに思っております。

なお、晴明塚につきましては、このたび作成をしました蟹江自転車周遊マップに「見る、立ち寄る、買う」のジャンルの中にセールスポイントとあわせて掲載をさせていただいておりますので、お願いしたいと思っております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

せっかく確かにこの観光交流センター祭人の自転車周遊マップには「見る、立ち寄る、買う」という欄に晴明塚の記載があり、表示もされております。せっかく観光散歩マップ、確かに今のガイドボランティアの文化夢案内人の人とのコラボもありますが、せっかく観光交流センターできたので、この観光散歩マップも新しく作り直してもっとアピールをしてい

ってはいかがでしょうかと思います。

また、ちょっと次の質問なんですけれども、蟹江町の観光案内のホームページでも、町の新しい案内人ガイドで、先ほど答弁があったかにえガイドボランティア歴史・文化夢案内人の活動ガイドに掲載がございません。観光散歩マップにもコースにもないのが現状です。この点について、再度何かありましたらお願いをいたします。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

ガイドボランティア歴史・文化夢案内人さんの活動でございますけれども、こちら既にガイドマニュアルにも清明塚の解説は取り入れております。観光交流センター祭人がオープンしたことで、今まで以上に町外から観光に来られる方が多くなると予想されます。センターや資料館をあわせまして清明塚等の史跡をめぐりたいというニーズも高まることが予想されますので、しっかり紹介して対応していきたいというふうに思っておりますので、御理解をお願いします。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

それでは、最後にちょこっと町長にお尋ねをいたします。

今ずっと私も由来から現状お話しをしてきました。この安倍清明、また清明塚についてですけれども、ことしの2月の冬季オリンピックのフィギュアスケートで、羽入結弦選手のフリーのプログラムでも世界的に有名になった陰陽師の安倍清明でございます。清明がキツネとの間にできたとも言われ、実在人物かどうかも定かではありません。そんな神秘的な清明塚を歴史、文化の観光スポットとしての蟹江の名所の1つとしての考えをお聞かせをください。

○町長 横江淳一君

るる今担当者がお答えをさせていただきました。蟹江町で生まれて蟹江町で育った私は、清明塚はちっちゃいころから知っていました。本当にイチジク畑がいっぱいありまして、今のように整然とした整備はされておりました。子供のころは、近づくなというふうに言われました。どうしてかという、多分崖になっていまして、地藏寺のところが非常に危険だと。そこで、けがをするからだというふうに理解をしておったんですが、物心つくようになってから、たたりがあるとかいろいろな話があったんですけれども、それはそれとして、1つの歴史の語り部の方の言い伝えも1つの蟹江町の観光資源であるというふうに私も思っています。

観光散歩マップについては、これは先ほど担当者が言いましたように、夢案内人の皆さんと蟹江町を散策しようということが起きました。私が町長になってからでありますけれども、近鉄ハイキング、さわやかウオーキング協力されるようになってから、いろいろな観光名所をつくりましょうということで絶えず刷新をしています。今現在まだちょっと残っておりま

すので、新たにこれつくりかえるということもまたなかなか難しいので、増刷するときには必ずここを入れながら、周囲との、地藏寺との兼ね合い。地藏寺ってしっかり見てもらうとわかりますけれども、浮島山と書いてあるんですね。いわゆるここが島であったということ物語るといふことありまして、非常にそういう意味でいけば盛泉寺さん、それから法応寺さん、お寺が蟹江川の東側にあるというのは、まさにその向こう側は町ではなくて沼、池、昔は海だったんだらうということ想像されるというふうに思っています。観光名所としてではなくて、観光の1つの目玉として、通過地点ではなくて寄っていただいてこういうノスタルジックな歴史を語るのもいいのかな、こんなことを思っておりますので、また皆さんに協力していただくようにしっかりと頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

ありがとうございます。ちょっと答弁しにくい質問をしましたがけれども、今回清明塚について地元、特に新町地域の方から、僕もおふくろが亡くなったときにちょっとお話もいろいろさせていただきました。そのときに、3月議会で確かに蟹江町の観光交流センター、先ほども祭人と言ったほうがいいですね。この議題ばかりだったと。地元として、清明塚というこの神秘的なというか、パワースポットの的なものがあるのに、もっと堂々と取り上げてほしいという、そういう要望があって、私も今回質問をいたしました。その祭人のオープンなんですけれども、蟹江町観光産業振興プロジェクトの目的では、継続的に人を呼び込むことができない現状がありますと書いてあります。しかし、川が流れる風景や歴史ある町には重要無形文化財を収蔵する龍照院や信長街道等の観光資源が数多くあり、開発や掘り起しの余地は十分あると考えられます。当町には町全体を鑑みた観光拠点の施設がないことも1つの要因となっていることから、地域の経済、産業を活性化させるための施設の1つとして観光交流センター祭人が先月オープンをしました。私も、今回この清明塚をいろいろ調べてみると、まだまだ歴史のある蟹江町だと思います。発見されていない資源、名所や旧跡などがあるとされます。祭りや歴史と文化の蟹江町、蟹江町に住んでいるという誇りがまた持つ、住んでみたい、住み続けたい、そんな町にするために、私も町の理事者側も一緒になって頑張っていきたいと思っております。

以上で蟹江町の清明塚についての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 奥田信宏君

以上で板倉浩幸君の質問を終わります。

質問5番 伊藤俊一君の「今須成線の早期開通を願って」を許可をいたします。

伊藤俊一君、質問席へお着きをください。

伊藤俊一君。

○7番 伊藤俊一君

7番 伊藤俊一でございます。

議長のお許しをいただきましたので、「今須成線の早期開通を願って」と題しまして質問をさせていただきます。

一言その前に、6月7日木曜日でございますけれども、当町の藤丸地区におきまして自転車事故が発生をいたしました。1人お亡くなりになりました。お亡くなりになりました方にお見舞いを申し上げるとともに、事故に遭遇された方にもお見舞いを申し上げたい。お悔やみを申し上げたいと思います。

この件につきましては、また新たに条例をつくるとか、何かいい方法をしていかないと、こういった事故はいつ起こるかわからん。大変な問題になるというようなことを思っております。

さて、私は、今須成線の早期開通を願って、平成12年12月議会、そして平成18年6月議会以降、数回にわたりまして質問をしてまいりました。今須成線とは、蟹江町役場より西北の東西に走る県道弥富名古屋線の東東川原交差点より北へJRをまたぎまして、セーヌ蟹江を通り、須成駐在所を直進をし、平成興業のある天王線と交わる道路であります。蟹江町においては、南北に走る道路の整備ができております。今須成線の早期の開通は急務であると考えております。

今須成線がどのような経緯で計画をされたのか調べてみますと、昭和63年、まだ私が議員になる前でございます。一般質問で須成地区の住民から、JRを横切り南へ通行するためにトンネルをつくってほしいという切実な要望が出されました。平成3年6月の定例議会において、東郊線の開通と今須成線のアンダー開通を同時期にできないかと質問が出されました。平成3年12月、議会の全員協議会において事業計画、財政計画が説明をされ、総事業費は約13億円、事業期間は平成4年より平成13年までの10年計画で実施すると町当局より報告があった。平成4年11月に須成の地元公民館において第1回目の説明会を開催をされまして、その内容は、本路線での道路の拡幅計画を説明し、理解を求めたものであります。平成5年1月には、道路の拡幅計画に伴う現況測量の実施について全線の地権者に通知をし、JR南地区の地権者、その当時19名の関係者がありましたけれども、アンダーの計画の旨を伝え、計画書の作成を地元の説明会を実施する旨の通知をあわせて行いました。

平成5年6月の定例議会で、就任間もない佐藤篤松町長は、議会での所信表明の中で、平成10年度を目標に完成したいと述べております。平成5年8月には、須成公民館において2回目の説明会が開催され、現況測量が完成したことにより事業報告がなされました。説明会以降、平成5年度であります。JR北側から須西線までの買収に着手し、平成12年度までの8年間でトータル34筆、2,108平方メートル、地権者27名の方から用地を協力をいただくことになり、残すところ1筆と聞いておりました。この1筆については17年に終わることができまして、JR北側には全て買収が完了をいたしました。JR南側の今地区につきまして

は、平成12年度から用地測量と物件の概略調査に入っており、約1,700平方メートルの用地が買収対象となり、平成14年度より用地買収に入ったということでありました。用地買収だけでも7年か8年かかり、平成22年、23年ぐらいまでかかるとの答弁でありました。

今まで申し上げましたけれども、答弁が非常に二転三転をして変わってきております。平成18年12月議会において、今須成線の天王線より南へ須西線、須成駐在所までの危険な道路について、歩道設置を急げと質問をいたしてまいりました。今須成線の開通を待つことなく、J R北側だけでも危険道路を回避するようにできたことは喜ばしいことではありますけれども、1日も早く今須成線の開通を願い、道路整備をお願いしているところでございます。蟹江町の発展は無論であります、安全で安心のできる、住んでよかった蟹江町と言っていただけの道路行政を進めていただくようお願いを申し上げながら質問をさせていただきます。

私が平成7年に蟹江町議会議員として当選させていただいて24年目に入ります。平成7年から平成30年まで、私、伊藤俊一が一般質問を何回行ったのか、わかりましたらお尋ねを申し上げます。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

ただいまの伊藤議員が平成7年から一般質問を何回行ったかについてお答えをさせていただきます。

平成7年第2回定例会、平成7年の6月議会から平成29年第4回定例会、29年の12月議会までの期間で一般質問をされた回数は、44回、61問の一般質問をされておみえであります。

なお、また今須成線に関する質問につきましては、44回のうち13回、高い関心を持ってご質問をいただいております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

振り返ってみますとね、何回もやらせていただいたということでありまして、そのたびに割りかしい返事をいただきながら延び延びになっている。本当に残念であります、佐藤篤松町長は、当選されて間もなく、10年後には完成させるというようなことを表明されました。そういったことを思いますと、平成7年に私は当選して以来、24年たっておるんですね。町長が言われてからは26年たっておるんですよ。その間にいろいろと質問をいたしまして、答弁もいただきましたけれども、確かにいろいろな努力をしていただいたというふうには思っておりますけれども、なかなか前へ進んでいなかった。須成地域においては、いわゆるJ Rの北についてはもう既にも買収は済んでいる。今地区の買収がやっぱりおくれておることが現状でありますけれども、これからまたそういったことについてはお聞きをしてみたいと思います。

2つ目の質問でありますけれども、J Rをまたぐ工法にアンダーから高架に変わった理由です。これは、そのほうが早く完成することができる。そして、予算的にも相当安価で

きるというようなことであつたと記憶をしておりますけれども、その辺についてはいかがでございましょうか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

J Rをまたぐ工法がアンダーから高架に変わった理由が予算の削減なのか、工期の縮小なのかについてでございますが、今須成線は都市計画街路ではございませんが、役場西側隣接する道路からJ R関西線北の市街地へと、また北へ津島、あま市、稲沢市へとつなぐ主要な道路であることから、関西線の立体交差を含む一体的、連続的に道路整備をする計画が、先ほど議員も言われましたように、昭和63年当時から計画がございました。当初は高架事業ではなく、アンダーの計画でございました。事業費の検討額により計画を見直し、平成7年12月議会の全員協議会におきまして、アンダーから高架事業への計画を見直しをしたい旨の報告をさせていただきました。これは、アンダーと高架事業の事業費の対比額による事業費の削減ということで計画の変更をさせていただいております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

事業費の削減ということ、そして工期の縮小という、工期が早くなるというようなことはなかったですか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

工期につきましては、当時の計画におきましてJ Rをくぐる部分、J Rの箇所だけについては、J Rからの条件としまして2カ年で工事を終了してほしいという条件が出ました。当時のその2カ年で、都市計画街路ではございませんので、財政計画等を県とも相談をいたしましたところ、やはり補助金の少ないということで、2カ年で工事は終了できないということで、全般的な事業費の削減ということでアンダーから高架事業ということで見直しをさせていただいております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

事業費の削減だけではなくて、工期が早まると。アンダーより高架のほうが。そういう話があつたと思うんだけど、それはなかった。いいや、それはまた後で調べておいてください。

3つ目でありますけれども、今までの答弁で何年ぐらいには土地の買収が終了し、工事が完了する予定であると答弁がありましたけれども、詳しくいつごろどういう答弁をしたんだというようなこと、そして平成24年12月議会で産業建設部長、当時水野久夫氏でありましたけれども、そのときの答弁では、現在持っておりますスケジュールの中では、28年、もしくは29年をめどに買収を完了したいというスケジュールを持っておるといふ答弁があつたわけ

でございますが、現在30年でありますけれども、どのような現在進捗状況でありますか、お尋ねをいたします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

まず、ご質問のありました今までの答弁で何年ぐらいに土地の買収が終了し、工事完了かについてお答えをさせていただきます。先ほども議員が詳しくお話をいただきましたので、重複する箇所があるかとは思いますが、よろしくお願いをいたします。

過去の答弁で、平成3年12月議会全員協議会において事業計画及び財政計画を説明を行い、事業費約13億円、事業計画平成4年から平成13年度までの10年計画と報告をさせていただいております。また、平成6年6月、平成5年6月議会におきまして町長の所信表明、また一般質問におきまして平成10年度を完成のめどと答弁をさせていただいております。それから、日付が少し飛びますけれども、平成12年12月議会一般質問での答弁といたしまして、JR南側の用地買収につきましては、蟹江今区画整理事業終了後の平成12年度から測量等を行い、平成13年度より用地買収、物件移転の交渉に入っていく旨の報告、それから開通の見込みにつきましては今のところたっていないが、用地の確保に努めてまいりますと答弁をさせていただいております。

続きまして、平成24年の12月議会において、前産業建設部長の答弁の関係でございますが、当時の産業建設部長の答弁で、平成28年、29年で土地の買収を完了したいというスケジュールをつくっているという答弁をさせていただいております。ただ、現在の進捗状況でございますが、JR南側につきましては全31筆中15筆が買収済みで、16筆が未買収となっております。

今後とも、引き続き地権者の方にお願いをし、早期に用地取得が完了するように努めてまいりますと考えております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

今報告をいただきましたけれども、そんなようなことではっきりどうもしてこなかった。前町長の佐藤篤松さんが、平成10年にはめどをつけたいと。10年計画でめどをつけたいと。平成10年だね、完成を目指すという表明をなさってから、今30年。この間の理事者としての動き方、またそれぞれの立場でどのように前町長の言われたことを思い、また現町長の思いが反映されて今日まで来たかということについてちょっとお聞きがしたいなを、そんなふうに思いますけれども、この辺は副町長、どうですか。

○産業建設部長 伊藤保彦君

ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

平成5年6月に、佐藤前町長のほうが10年間でということのお話を今議員のほうからされました。そんな中で、当時JRとの話し合いの中で、アンダーの場合は直接踏み切りに関係

がないので多少広げてもいいという返事をいただきました。そうなりますと、役場のほうの西側の今源才線、津島蟹江線の幅員が12メートルございます。そんな中で、12メートルのアンダーを8メートルから12メートルに広げてもいいよというお話がございました。その広げていくときに、じゃそのときに北側も一緒に同時に用地買収していったらどうか。用地買収が終わったらすぐにアンダー計画をやっていいよ。その後に南側の今地区をやればいいんじゃないかというお話の中で、10年間でできるんじゃないかなという見通しをつけました。その後に県と調整をする中で、都市計画道路でもない中でアンダーをやるのと道路事業と一緒にやることは、ちょっとそれはやめてくださいという中で、そうしないと補助金が出ないというような状況がございましたので、そういったところから全て終わってから南側を買収というところに入ってございますので、今地区の。時間が今までかかったという経緯がございます。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

そんな話は初めて聞いたよ。これ説明したことある。

○産業建設部長 伊藤保彦君

今までの私の答弁といたしましては、南側の買収についてはあくまでも区画整理後の話をさせていただいておりますので、それ以前の話についてのご答弁はさせてもらってございません。

以上でございます。

○副町長 河瀬広幸君

今、伊藤議員から今須成線の事業計画の話が出ました。もちろんこれは、道路をつくる場合については当然財源問題が一番大きな問題になるわけでありまして、都市計画道路でしたら、これは用地買収を含めて国庫補助の対象になります。ただ、都市計画道路でない場合は、あくまでも町単独費、もしくは県費、もしくは起債を受けて財源を予定して整備をしていくということがございましたので、例えばアンダーによる事業費、そして高架による事業費等々を含めて精査をしてその事業を進めていくという段階できたというふうに私は理解をしております。北側のほうは調整区域でもあり、用地買収については速やかにできたと考えております。ただ、南側に行きますと区画整理事業の兼ね合いがございまして、なかなか用地買収が思うように進まないというのが現状だという認識を持っております。

○7番 伊藤俊一君

今地区の区画整理事業は既に始まっておって、もうわかっておったわけでしょう。わかっておって、区画整理事業が終わらんと買収ができんという話に変わってきたわけだ。それは、もっと早くわかっているんだから、そういうことを言わなければいかんじゃない。我々はそういうことはわからずに、今か今かといって何度も質問をしてきた。このことについてはほ

う思ってみえるかな。

○副町長 河瀬広幸君

事業を進めるに当たりまして、やっぱり一番ネックになりましたのがその点であったのかなと思っています。区画整理事業は、ご存じのように、減歩という土地の提供をしていただくこととなります。区画整理事業、今のほうは多分約3割ぐらいの平均減歩であったんじゃないかなというふうに想定しておりまして、その区画整理事業を始まる段階で道路形態されておれば、これは区画整理に包含して用地買収し、道路をつくるのが可能でありましたが、これも既に仮換地指定も済み、事業進んだ状況の中でありましたので、なかなかその中に道路用地買収を織り込むのは難しいというような条件があったと思います。それを踏まえた上で、区画整理はやるものの、広域的な観点からいけば今須成線は北側へ抜かして幹線道路として利用するべきだという判断のもとに、区画整理をやっている事業の中でも用地買収に協力をお願いしたいことで進めてきたというふうに理解しております。

○7番 伊藤俊一君

私が今言っておるのは、区画整理事業はもう既に何年から始めたの。

○副町長 河瀬広幸君

土地区画整理事業につきましては昭和50年代に始まりまして、こちらは区画整理事業、中央道の関連ということで、まず最初にやりましたが中央道の西側の第一学戸、そして蟹江新田、そして今地区を始めました。そして、最後に第二学戸を終わりましたが、ほぼ第二学戸の終了と同じように今地区が平成11年の8月に換地も終わっております。ですから、区画整理は終わっておりますが、区画整理の中で用地買収については区画整理の換地ということで土地の減歩がしてありますので、その辺の調整が非常に難しかったというふうに理解しております。

○7番 伊藤俊一君

昭和50年に始めた。

○副町長 河瀬広幸君

50年当時ですね。

○7番 伊藤俊一君

50年当時。

○副町長 河瀬広幸君

はい、50年代ですね。

○7番 伊藤俊一君

昭和の時代に始めた。ということは、佐藤篤松町長が当選されて、当選されたのはこれより前じゃないでしょう。平成5年じゃなかった、篤松さん町長になったの。町長になって初めての所信表明でこういうことを言っておる。10年計画。平成10年に完成させたいと言って

おる。私は、その辺の矛盾があるので、その辺はどう思ってみえたのかなと思う。佐藤篤松前町長は、この区画整理が始まっておることを知って答弁しておるわけだ。しかし、今までの答弁だと、区画整理が終わらんと買収ができませんので延び延びになってきた。その辺がちょっとおかしいなと思ってお尋ねしておる。

○副町長 河瀬広幸君

今の議論は、佐藤篤松町長の所信表明がされたときは、区画整理については終わっているということでしたと思います。

○7番 伊藤俊一君

終わっておらせんがね。始めた……。

○副町長 河瀬広幸君

ごめんなさい。平成11年で、区画整理をやっているところでありますけれども、実質は篤松町長もこの今須成線の必要性は認識をしておられて、用地買収するためにはどうしても地権者の協力が必要だと。ただ、そういう中で、お伺いとしては10年の範囲の中でしっかりと説明責任を果たし、用地買収に協力していただくということで私は提案されたというふうに理解しております。

○7番 伊藤俊一君

大分過ぎてしまった話だけれども、一応ね、私の言っておることわかる。町長は当然知っておったわけだ、区画整理やっておることは。だけれども、今の答弁だと、区画整理が終わらんと買収はできませんという答弁じゃないの。違う。

○産業建設部長 伊藤保彦君

平成8年当時も県のほうとも調整をずっとしておる中で、県の指導によりまして区画整理事業と道路整備事業を重複して事業はできないという旨の回答をいただいております、あくまでも今区画整理事業が完了した後にJRの南部分、今地区の用地買収を行うようにという指導がございました。

○7番 伊藤俊一君

それは、佐藤前町長が平成10年に完成させると言った後の話だね。そのことについて私言っておるんだけど、よろしいわ。済んだ話だけれども、そういうことにならんような答弁はやっぱり大事だと思います、これから。これは、さきにやったJR北の地権者なんかは今どう思っただらうと思う。平成10年に完成させるということで一生懸命買収に乗ってくれたわけでしょう。そのことについては一遍よくお考えいただいて、それ以上のことは言いませんけれども、やっぱり今後はね、そういうことのない仕組みをつくっていただきたい。

それと、最後に横江町長さん、佐藤篤松町長から引き継がれて今日まで頑張っていただいておりますけれども、今までの答弁、私の質問を聞いていただいて、今後の今須成線に対するぜひ英断をしていただきたい、そう思います。いかがでしょうか。

○町長 横江淳一君

適切な答弁になるかどうかちょっとわかりませんが、私も平成7年4月2日、伊藤議員と同じく蟹江町議会議員に当選をさせていただきました。このころのお話し合い、若干ちょっと年代差があるので、私の記憶とは若干ちょっとずれている部分がひょっとしてあるのかもわかりませんが、私も先輩議員にお尋ねをいたしました。どうしてアンダーからオーバーにしなければいけないのか。区画整理事業がちょうど始まっているさなかだというふうに私は理解をしておりました。でも、その前後がどうかちょっとわかりませんし、実際すいません。今現在自分がこの立場で決して責任を逃れるつもりはございません。やっぱり、計画というのはしっかりと皆さんにお示しをし、財政計画を立てて、そして承認をいただく。若干のずれはあったにしても、余りにもけたが外れているような計画を立てる、それは計画ではないんだということだというふうに理解をさせていただいております。今後、道路行政、そしていろいろな一般行政も含めてでありますけれども、しっかりと目標、財政計画を立てて、皆さんの前で信憑性のある答弁をさせていただくよう努力をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○7番 伊藤俊一君

今、はっきりとしたお答えいただけなかったんですけども、これからの方針についてはね、示されたと思います。問題は、いずれかの時期にきちっと計画を立てていただいて、いつまでにはこの南北線、今須成線を完成させるというようなお答えを期待をいたしまして、質問を終わります。

○議長 奥田信宏君

以上で伊藤俊一君の質問を終わります。

質問6番 松本正美君の1問目「防災・減災対策について」を許可をいたします。

松本正美君、質問席へお着きください。

松本正美君。

○1番 松本正美君

1番 公明党の松本正美でございます。

1問目の質問といたしまして、防災・減災対策について質問をさせていただきます。

当町は、海拔ゼロメートル地帯にあり、地震発生時には液状化現象に伴う危険度もあり、災害に対する備えを強化することは最重要の課題でもあります。愛知県における明治以後の3地震の災害の歴史を見てみると、1891年、明治24年に、10月に濃尾地震、マグニチュード8.0、死者7,273人、建物の全壊14万余り、内陸地震としては日本最大でありました。1944年、昭和19年12月には、昭和東南海地震、マグニチュード7.9、死者・行方不明が1,223人、建物の全壊1万7,000棟余り。1945年には、昭和20年1月に三河地震、マグニチュード6.8、死者2,306人、住宅全壊が7,221棟、半壊が1万6,555棟などの地震の被害が起きておりました。

過去の歴史から見ても、地震は繰り返して起きていることがわかってまいりました。今後、南海トラフなどの地震が想定される中、いつ大地震が起きてもおかしくない状況にあり、住民の皆様からはいつ何時起こるかわからない自然災害への防災・減災対策の強化を図ってほしいとの要望を多くいただいているところであります。私たち公明党が現在進めております防災・減災アンケート調査の中でも、特に皆様から要望をいただく中から質問をさせていただきます。

1点目に、防災・減災アンケート調査の中で皆様から要望いただく中に、蟹江川に沿った既成市街地での道路の幅員が狭く、その周辺には老朽化した建物や空き家が多くあり、震災による家屋の倒壊など、火災発生時には避難、消火が困難になるのではないかと心配される住民の皆様も多くみえました。当町では、蟹江川に沿った既成市街地における道路整備や空き家対策などの防災・減災対策を今後どのように進めていこうと考えているのか、当町のご見解をお伺いしたいと思います。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

蟹江川に沿った既成市街地における道路整備についてお答えをさせていただきます。

既成市街地における道路整備でございますが、先ほど議員も言われましたように、狭隘道路、幅員が4メートル以下の道路の整備していくことが必要であると考えております。狭隘道路の拡幅は、やはり良好な市街地の形成を促進するとともに、生活環境の向上、災害時に備えるものと考えております。町民の方のご理解とご協力をいただく上で、必要な狭隘道路の拡幅等、整備に関する要綱を作成に向けて現在進めているところでございます。

以上でございます。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

ご質問のございました防災・減災のための空き家対策につきましては、まちづくり推進課よりお答えをさせていただきます。

ご質問にございましたとおり、空き家等の維持管理が不十分な老朽建築物は、火災発生時には倒壊や火災の危険性が高いことに加えまして、衛生面や景観面においても問題視がされてございます。

これらの対策といたしまして、現在策定中の蟹江町空き家等対策計画では、空き家等対策の方針としまして、空き家の所有者に対し空き家の放置のリスクや空き家の責務について町のホームページやパンフレットなどを活用し、啓発を行うことで所有者がみずから適切な維持管理を促してもらうことや、所有者の自発的な除却を促進するために、除却に関する情報提供などの支援を進めることを位置づけてまいります。また、密集市街地におけます空き家除却後の跡地につきまして、用地等の協力をいただければ防災スペースとなるポケットパークの設置等を検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○1番 松本正美君

今、次長のほうからも答弁いただきましてありがとうございます。当町におきましても狭隘な道路があるということで、環境整備を図っていかなければいけないということで今次長からもお話がありました。また、空き家対策においても、オープンスペースみたいな、そういう土地をポケットパークの整備をしていきたいというようなお話がありました。

実は、今神戸市では、密集市街地再生方針に基づいた火災などの延焼を防止することを目的にした、災害時には一時避難場所や消防活動用地、緊急車両の回転地など防災活動の場として、平常時には広場、ポケットパークとして利用しております。建築予定のない空き地を神戸市が無償で借り受けて固定資産税等を免除したり、空き地を町なか防災空き地として整備しております。当町でも空き地・空き家対策に取り組まれますが、空き地を町なか防災空き地として整備をお願いしたいなど、このように思います。先ほどもポケットパークの整備を図っていきたい、狭隘の道路を本当に環境整備をしていきたいというお答えでありましたので、どうかこれしっかり取り組んでいただきますよう要望をさせていただきます。

それと、通告書には載せなかったんですけども、関連するものでここでちょっとお聞きしたいんですけども、このポケットパークの取り組みについて、実はこの6月6日に国のほうの特別措置法が決まりまして、参議院本会議で成立をいたしました。来年の6月までに施行をされるということをお聞きしております。これは、市町村や企業、NPOなどが所有者不明の土地の使用に関する事業計画を都道府県知事に申請し、認められれば最長10年間の使用权が設定をされるというものであります。所有者からの異議がなければ延長可能となっております。これ、こういうことは既に町当局のほうも情報が入ってきているかと、このように思います。公園や広場、そうした駐車場を公共目的として利用ができるということですので、これちょっと副町長さん、もしわかれば教えていただきたいと思います。

○副町長 河瀬広幸君

今、松本議員のほうから防災・減災対策、特に蟹江川の堤防状況を含めた密集地の対策のご質問ございました。

今おっしゃった確かに空地、ポケットパーク等、防災空地としては大変必要なものだと思っております。先ほど議員が言われましたことは、本年6月6日に参議院の本会議で対策法案が可決、成立をいたしました。これは、松本議員がおっしゃっておったとおりであります。名称は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法、非常にややこしいんですが、略して所有者不明地法という話であります。特に、相続関係で所有者がわからなくなっている方だとか、なかなか所有者が特定できない場合に、その空き地の取り扱いが非常に困難になっております。そのことを受けまして、国が法制化をしたわけであります。内容は、先ほど議員がおっしゃったように、都道府県知事の判断、蟹江町でいきますと愛知県知事であり

ますが、判断で、相続など所有者が不明になっている土地を地方自治体が公園や広場、駐車場など、10年間に限り自治体が公共目的で利用できる新しい制度ということで創設されました。これは、中を見てみますと、空き地の利活用を一步も二歩も踏み込んだ内容でございますので、しっかりと勉強していきたいと思っております。まさにタイムリーなご質問をいただきましたので、至急法律の中身をしっかりと精査させていただきまして、この町の空き家・空き地対策に活用していきたいというふうに考えておりますので、ご理解ください。

○1番 松本正美君

どうかこの空き地に活用できると思いますので、特措法もしっかりちょっとまた見ていただいて、活用できるといいかなと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、2点目に、今回の防災・減災アンケート調査の中で、行政に力を入れてほしい要望の中に感震ブレーカーの普及・啓発がありました。これは、阪神・淡路大震災、東日本大震災のとき、電気機具の転倒による火災や停電後の電気復旧時に火災が発生する通電火災が発生しておりました。震災時に電気が原因となる火災対策といたしまして、感震ブレーカーは大変有効であると言われております。

このことにつきましても、平成27年9月議会で提案をさせていただきました。当時の伊藤次長兼安心安全課長は、電気火災対策として感震ブレーカーの普及を図る必要がある。今後は、住民の皆様に関震ブレーカーの普及・啓発を図るとともに、補助制度について検討していきたいとのことであります。町当局は、その後感震ブレーカーの普及、啓発と補助制度の取り組みについて検討されたのかお伺いしたいと思います。

また、防災・減災アンケート調査の中で、浸水対策として側溝の整備で機能の強化を図ってほしいとの要望もいただきます。当町では計画的に側溝の整備が図られていますが、地域によっては旧式の古い側溝もあり、側溝の機能を果たしていないところもあります。住民の皆様からは、最近の大雨で雨水が流れず、冠水して水がなかなか引いていかない。また、トイレの浄化槽への雨水が流れて水が逆流していてトイレが使用できない状況があるとも聞きます。当町では浸水対策といたしまして、側溝整備については冠水の頻度の多いところより大きい側溝への整備を行っていますが、側溝の整備が進んでいない地域もあります。今後、浸水対策というのを大きい側溝への整備計画はどのように考えてみえるのか、お伺いしたいと思います。

○安心安全課長 高塚克己君

質問がありました感震ブレーカーの普及・啓発と補助制度の取り組みについてお答えいたします。

震度5強以上の地震の揺れをセンサーが感知し、ブレーカー等を遮断する感震ブレーカーは、震災時に電気が原因となる通電火災の対策として大変有効であると言われております。また、平成28年に発生した熊本地震においては、電力会社が通電再開を広報車で知らせ、益

城町の消防団はガスの元栓や電気ブレーカー遮断などを呼びかける広報活動を実施したことで、その後の火災ゼロにつながったと聞いております。

蟹江町においては、南海トラフ巨大地震の理論上最大モデルの被害想定で火災消失棟数が600棟と想定されていることから、防災対策としての火災予防が重要となってきます。

感震ブレーカーの普及・啓発につきましては、かにえ町民まつりや地域の防災訓練等で感震ブレーカーの展示を行うなど、設置普及に向けて啓発をしております。町としましては、今後もみずからの命はみずから守るという自助を基本に、住宅の耐震化や家具固定の推進とともに、自宅から避難する際にはブレーカーを落とすことや感震ブレーカーの設置、そしてブレーカーをもとに戻す際には電気機器や配線の安全性を十分に確認するよう防災対策としての火災予防の大切さを伝え、地域の防災力向上を図っていくとともに、有事の際には積極的な広報活動を実施することにより通電火災の減少に努める考えであります。

また、補助制度の取り組みにつきましては、県内で実施している自治体の補助制度を調査研究するとともに、新たな補助制度の制定、家具転倒防止補助金に取り入れるなど検討しているところであります。予算の関係もありますので、今後とも総務課と連携、協議してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

ただいまのご質問の浸水対策における道路側溝の整備についてお答えをさせていただきます。

まず、浸水対策といたしまして、大雨時等の道路パトロールを実施を行い、町内の浸水エリアを図面に落とし、道路の排水調査、測量を行い、側溝の流水の下流域から順に年次計画を立て、側溝の布設替え工事等を実施しております。また、町内からの浸水対策による工事要望箇所につきましても、町内会と調整を行い、あわせて施行をしております。

近年の浸水対策としての側溝の布設替え工事といたしまして、中瀬台団地は平成27年度から実施を行い、423メートル、また平安地区につきましては平成25年度から実施、414メートル、源氏1丁目地区につきましては平成27年度から実施、282メートル、新田下山地区につきましては平成25、26年度実施で300メートル、緑地区、平成29年度実施で65メートルを施行をいたしました。藤丸団地内につきましては、平成29年度布設替えが完了しております。

また、側溝の清掃、側溝内のヘドロの除去につきましては、昨年度13路線、約900メートルの側溝しゅんせつ工事を行いました。

今後とも年次計画を立て、浸水対策に努めてまいりますので、よろしく願いをいたします。

○1番 松本正美君

どうもありがとうございました。

最初に感震ブレーカーのほうなんですけれども、先ほど課長のほうから答弁いただいたんですけれども、災害というのはいつ何時起きるかわからないのが災害であります。確かに、先ほど自分の命は自分で守る、これは防災の鉄則になっています。それは私も承知しているところであります。熊本の例に引かれて、広報活動をしっかりやっていきたい、また補助制度についても検討していきたいというお話でありましたが、いろいろな場面を想定したときに、非常にいろいろなケースを想定した備えというのは、これは一番大事だと思うわけなんです。そういう意味で、災害というのは夜中に起こる場合もあるだろうし、そして災害は留守のときにも起こるだろうし、いろいろな場面を想定していかなければならないなど、このように思います。そうしたときに、ブレーカーの切りかえが困難な場合もあると思うんです。そうしたときに、ブレーカーがあると、設置がしてあると、そうしたことを出る前に、そういう被害がある前に想定できる部分もあると思うんです。だから、いずれにしても、設置をすることによって阪神・淡路大震災みたいな、ああいった大きな災害を防ぐことができるんじゃないかなと、これを思います。この点について、もし答弁ありましたらお願いします。

それと、側溝については、これから下水道が整備が行われて、雨水については汚水として完全に分離をされていくということですので、そういう意味では先ほど調査をされているということなんですけれども、1回住民のアンケート調査をしていただいて、それに応えられるような側溝の整備を、今度は下水道も整備されて、本当に雨水と汚水とが完全に分離されるものですから、そういった整備のことについて今後検討されていることがあったらお聞かせ願いたいと思います。

○安心安全課長 高塚克己君

それでは、ブレーカーの設置の有効性ということで、先ほど私がお話しいたしましたのは、広報活動とかというのも非常に大事だということで、松本議員おっしゃるように、自宅にしなければ有効ではないと。自分でブレーカーを落としたりとかいうことはできないので、補助制度でそういったものをお話だと思いますが、それにつきましては現在、愛知県内54市町村中16の市町で補助制度を取り入れております。この中で、残念ながら需要が余りなくてというところで30年度で補助を終了するようなところもございますので、補助の対象者だとか補助の金額等々をいろいろ調査研究いたしておりますので、今後3カ年計画にものせてまいりまして検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

先ほどのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、下水道が整備されることによって、雨水と家庭排水との分離、それに伴う側溝整備の地域の方でのアンケートということでございますが、アンケートにつきましては、アンケ

ートをとって工事箇所の実施ということは考えてはおりません。ただ、やはり排水とU字溝のヘドロ等の目詰まりで水が流れないということに関しましては、やはりすぐ土木農政課のほうへご連絡をいただきまして、対処できる工事につきましては速やかに対応していきたいと考えております。

それと、町の工事箇所の決定につきましては、やはり町内会からのご要望工事ということで対応をしていきたいというふうに考えております。

それと、先ほどちょっとあれだったんですけれども、冠水してもすぐ前の道路の側溝が直らないよということでございしましたが、これも側溝の前面のU字溝だけを大きくしましたとしても、その一時大きくなった分だけ水がたまるというだけでありますので、その道路の側溝の流水先の下流域から順に側溝を整備してまいりますので、冠水した前の道路の側溝に行き着くまで日にち、時間等がかかるということもご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

どうか感震ブレイカーもひとつしっかりと普及啓蒙、まだ知らない人ありますので、よろしく願いいたします。

それと、先ほどの側溝の件も整備のひとつ、これ皆さんの要望ですので、よろしく願いいたします。

次に、3点目にお伺いいたします。日光川の地震対策についてであります。

愛知県が平成26年5月に発表いたしました南海トラフ地震での尾張西地域での被害想定では、当町は建物の全倒壊や液状化による堤防の沈下など、被災して逃げおくれで犠牲になる人が700人の死者数として想定が示されておりました。このことから考えると、蟹江町を流れる河川堤防の新たな想定からの強化対策として、堤防の液状化対策、耐震化対策は喫緊の課題であります。

私たち公明党の防災・減災アンケート調査の中で、河川で危険であると思われる箇所はどの問いに、住民の皆様からは、日光川の地震対策を図ってほしいとの要望もいただきます。河川堤防の耐震補強対策につきましては、県は平成8年から平成21年にかけて緊急性の高い区間10キロにつき耐震補強を行っていますが、住民の皆様からは、現在日光川の右岸堤防は防災道路整備が行われていて堤防の強化が図られているが、南海トラフの地震の想定を受けて、その後左岸堤防の見直しはされたのか。皆様から地震による堤防の決壊が心配だとありました。

日光川の地震対策における防災リーダーの研修会があり、愛知県の日光川の建設部河川課の話によりますと、日光川水系の河川整備計画は、2011年から2041年までの30カ年計画であり、ことしで7年目を迎えました。この日光川流域は、木曾川と庄内川に囲まれた低平地で、名古屋市を初め12市町村からなる日本一広大な279平方キロメートルで、海拔ゼロメートル

地帯であります。昨今の気象異常で海面上昇と地盤沈下によって海面以下の土地が拡大しつつあり、ここに生活している人口は約90万人を超えているとのことであります。このことから、日光川の防災対策は国・県・自治体にとって大変重要なテーマでもあります。

この日光川は、海拔ゼロメートル地帯の排水という重大な責任を負っております。日光川は、農業用水、悪水兼用水路として発展し、13の法河川を集めています。ここから排水を一手に引き受けているのが日光川排水であります。

巨大地震が想定される中、大事なことは1つ目に、日光川の排水機能を高めることであります。特に、日光川河口閘門改修工事が完了し、排水能力は毎秒840トンから、今回の改修工事によりまして毎秒1,200トンに高められていました。これは、100年に一度の降水確率に対応し、100年間の利用を目指したのもでもありました。2つ目に、地震などによる堤防の崩壊を防ぐ堤防強化工事が求められていました。3つ目に、降雨量に対する内水排水ポンプの排水量の十分な機能が求められていました。このことから、防災リーダー研修会の中でも、地震などによる堤防の崩壊を防ぐには、堤防の強化対策としての堤防の強化工事は重要な課題であると県の河川課のお話でありました。

私たちの防災・減災アンケート調査でも、皆様から要望いただいた中に、日光川の地震対策であります。日光川土盛りの堤防の地震による液状化崩壊を防ぐには、堤防本体の川側と陸側の両側からの鋼矢板打ち込み、サンドイッチ状に挟む必要があるのではないかと。現在、県が進めている日光川の堤防の高さは3メートルあり、堤防の重量を鋼矢板だけでは支え切れないのではないかと。日光川の堤防の安全対策といたしまして、鋼矢板や地盤によってはサンドパイプの打ち込みなど、必要があると考えます。県は、堤防の強化策として、鋼矢板をサンドイッチ状に挟む取り組みや、サンドパイプの工法に取り組んでいく考えはないかと、お伺いしたいと思います。

また、地域住民の移動手段として、広域物資輸送にとっても鉄道が水没してしまうようなことは防がなければなりません。皆様から要望いただく中に、海拔ゼロメートル以下を走る日光川のJR関西線鉄橋のかさ上げをして、広域輸送幹線としての避難や復興の幹線として位置づける考えはないかとお伺いしたいと思います。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

先ほどのご質問でございますが、5問ほどあったかと思えますけれども、よろしく願いをいたします。

まず、南海トラフ地震の想定を受けて日光川左岸堤防の見直しをされたかにつきましてですが、2級河川日光川は愛知県の管理するものであり、県に確認しましたところ、愛知県では東日本大震災の教訓や愛知県東海地震、東南地震、南海地震等被災想定調査、平成26年5月を踏まえて、平成26年12月に策定された第3次愛知地震対策アクションプランに基づき河川堤防等の耐震対策を位置づけ、日光川の左岸堤を含め、最新の知見に基づき耐震対策が必

要な区間について対策を実施してまいりますと聞いております。

それから、次に、日光川の土盛りの堤防の地震による液状化崩壊を防ぐ川側と陸側の鋼矢板のダブルの打ち込みについてでございますが、こちらにつきましても日光川の堤防の耐震対策において想定している地震に対する液状化、側方流動による堤防の沈下の抑制のためには、一般的に鋼矢板を打ち込み等の対策を川側と陸側の両側で実施することが必要であると考えております。

ただ、この対策は長期間の工事対策に必要となります。これは、現地の測量結果、土質調査の結果から耐震対策を行う必要があるからでございます。堤防の状況や地質等により対策が異なる場合があると聞いております。まず、当面川側から先に矢板を打ってまず対策をすとかたというような場所によって対策が異なるというふうに聞いております。

それから、県が進めている堤防の高さ3メートルが堤防の重量を鋼矢板だけで支え切れるかについてでございますが、まず堤防の耐震対策の考えにつきましては、地震による堤防が変形しないということではなく、変形して原形をとどめなくても地震直後の浸水を防御するということが目的としております。

耐震対策に用いる鋼矢板は、現地の測量結果や、土質調査の結果から耐震対策に必要な鋼矢板の長さ、タイプを決定して耐震対策を行っているというふうに聞いております。

続きまして、堤防の強化としてのサンドコンパクションパイル工法の取り組みでございますが、堤防の耐震対策工法につきましては、それぞれの場所の土質条件、現場条件、経済性等から、サンドコンパクションパイル工法も含めた複数の耐震補強工法を比較検討をし、適切な工法を選択し実施してまいりますと聞いております。

それから、海拔ゼロメートルを走る日光川のJR関西線のかさ上げについてでございますが、JR関西線のかさ上げにつきましては、日光川との交差部において河川改修に必要なとなるJR鉄橋の改築と同時に実施することが合理的であると考えております。

河川管理者として、日光川に係るJR関西線の鉄橋のかけかえ実施に向けて、昨年度から地質調査、概略設計の一部に着手しております。今年度においては、残りの概略設計を進めるとともに、また引き続き概略設計を来年、再来年と2年程度継続していくというふうで聞いております。その後、地元計画の説明等、未買収用地の取得、仮線用地の交渉、工事協定をJRとの締結、詳細設計というふうに関後進めていきたいというふうで考えていると聞いております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

ありがとうございました。丁寧に答弁していただきましてありがとうございます。

日光川の特に右岸堤防でなくて左岸堤防のほうを住民の皆様から心配されておるわけなんですけれども、特に観音寺橋から八幡にかけて、耐震補強工事が平成15年から17年にかけて

コンベクションもそうでありますけれども、県には一応県サイドとしての計画をしっかりと持ちでございますので、これからも我々4市2町1村、そして低湿地帯に住まいし我々も一緒になって陳情を県・国に申し上げていきたいというふうに思っております。

日光川の樋門の完成によりまして、1.5倍の排水能力を有しました。ただ、日光川水系には130以上の農業排水も含めた排水機が今現在動いておるわけでありまして、これの点検、整備、更新、これも怠ることはできません。そういう意味で、堤防の強化、排水機の強化、改善、これも含めてしっかりと県・国に要望を申ししていきたいというふうに今現在考えてございます。

以上です。

○1番 松本正美君

どうか日光川の地震対策ということでしっかり取り組んでいただけますようよろしくお願いいたします。

次に、4点目であります、公明党の防災・減災アンケート調査の中でも避難所における安全対策についての意見もいただいています。指定避難所である学校が被災を受けることも考えておかなければいけないのではないかと、住民の皆様から学校の避難所としての安全対策についての意見もいただいています。その中で、避難所である学校のグラウンドは液状化対策は大丈夫なのかともありました。これは、さきの熊本地震で液状化による学校のグラウンドや学校の指定避難所への避難経路の安全確保ができなかったことなどが理由として挙げられていました。

この液状化の問題は、東日本大震災では、千葉県浦安市では多くの学校の避難場所への避難経路が液状化により電柱や建物が傾くなど、避難できる状況ではありませんでした。また、グラウンドからは水が噴き出して避難できませんでした。当町においても、被災状況によっては2次避難に関してふだんから避難経路の安全点検と避難場所への複数の代替経路の確保は重要だと考えます。指定緊急避難場所のある学校のグラウンドの液状化の安全対策として、グラウンドの調査や液状化対策は考えているのか。また、避難経路の安全点検や代替経路の確保はできているのかお伺いしたいと思います。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、ご質問のありました指定避難場所である学校のグラウンドの液状化の安全対策についてお答えさせていただきます。

建物の長寿命化計画を策定するに当たり、平成27年度に蟹江町が校舎や体育館などの施設に関する事前調査を行い確認したところ、本町の小・中学校の校舎などにつきましては地下のかたい岩盤に達するくいなどにより建物が傾くようなことはないと報告を受けております。仮にグラウンドが液状化するようなことが起こりましても、建物の中にいる限りは安全であると考えております。

グラウンドにつきましては、地震の震度により液状化することが予想されております。その対策としまして土壌を改良する方法などがあり、具体的には軟弱地盤に固化材を混合したり、薬液を注入して止水性や強度を増大させる工法、軟弱地盤中に砂や砂利などを圧入して、砂、砂利などのくいを造成して地盤の安定を図る工法などがそれに当たります。いずれも予算を伴うものでありますので、財政担当と相談しながら検討していきたいと思っております。

以上です。

○安心安全課長 高塚克己君

質問のありました避難経路の安全点検や代替経路の確保はできているかについてお答えいたします。

防災・減災のためには、住民の防災意識の向上を図ること、地域の防災訓練の充実を図ることが大変重要であると考えます。特に、自主防災会の訓練は、参加者全員が何らかの役割を持った訓練となり、地域住民の結束を固めることにより防災力を高めるよい機会となります。

本年度も、蟹江小学校区、新蟹江小学校区では、各小学校までの避難誘導訓練、防災BOXを活用した屋上までの避難訓練、体育館を使用した避難所運営訓練が実施されます。源氏才勝区でも、防災BOXを活用した学戸小学校への避難訓練が行われます。また、中瀬台町内会では、昨年は民間企業の協力のもと企業への避難訓練を実施し、ことしは新しく指定避難所となる多世代交流施設までの避難誘導訓練を施設完成後の10月ごろに予定されております。指定避難所に限らず、民間企業への避難など、より安全に移動するため、事前に経路を把握しておくための避難誘導訓練及び防災訓練が各地域の自主防災会によって計画されております。

防災訓練の実施方法は、地域や自主防災会によってさまざまであり、それぞれ地域の実情に合わせて工夫をされておりますが、発災時、瞬時に安全な経路を特定するのは困難であると考えます。町としましては、訓練時、避難経路の把握にとどまらず、危険箇所の把握、複数の経路から安全性が高い経路の選択等を取り入れた訓練を推進していく考えであります。

以上でございます。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

最初に、学校のグラウンドの液状化ということですが、今後検討していくというような話でありましたが、いずれにしても、浦安ではこの学校のグラウンドが全体の70%が地割れ、液状化であったということもお聞きしております。特に、先ほどお話のあったとおり、避難所というのは建物の中におればよいというものではないものですから、多くの方が避難されてきて入れない場合もあるわけなんです。そうしたときに、グラウンドも使用していかなければいけないことも考えていかなければいけないのではないかなと、このように思い

ます。そういう意味では、まずグラウンドの調査を1回やっていただきたいな。どんなような状況であるのかということも把握をしていただきたいなと、この点思います。

それと、今先ほど避難訓練を通して避難経路の安全確保を図っていきたいということでもありますので、どうか今後とも、危険箇所というのは日ごろあるとでもなかなかわからない箇所もありますので、大震災、こういうものが起きてからばたばたしておってもいけないものですから、しっかりと把握をしていただきたいなと、このように思います。液状化によって電柱が倒れることもあるし、そうした場合、電柱がようけ立っておところはやっぱりそういうことも考えて避難経路も考えていかなければいけないんじゃないかなと、このように思います。そうした住民の皆様が本当に避難できるような、そういう体制を組んでいただきたいなと、このように思います。

グラウンドの調査の件、ちょっと答弁ありましたら。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、お答えさせていただきます。

先ほども申しましたとおり、全体的なことをやろうと思うと少しお金がかかるかと思しますので、そこら辺はまた重ね重ねになりますが、財政担当のほうと調整しながらやりたいと思います。

また、全体的にやる前に、例えばそういう先ほどありました避難経路などに導入する部分、動線なんかを優先的にその部分に限り地盤を安定するような方法などもないかというようなこともあわせて考えていきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

○1番 松本正美君

どうかよろしく願いいたします。

時間の関係ありますので、5点目、最後です。事前防災、防災意識の向上のためにも、防災訓練、避難訓練の取り組みは大変重要な取り組みだと私は考えております。私たちの防災・減災アンケート調査の中でも、防災訓練については住民の皆様から、毎年地域で行われる防災訓練は名ばかりでかわりばえがない。いつも同じ訓練が行われていて、イベント的な訓練で終わっている。もう少し地域の状況に合った防災訓練を行ってほしいとの要望をいただいています。

また、防災・減災アンケート調査の中で、災害時要援護者の把握、連携をとってほしいとの要望をいただきます。当町で行う防災訓練や避難訓練は、町内会によって温度差もあるように見受けられます。地区防災計画に取り組んでいる町内会では、防災訓練、避難訓練は、地域の皆様が話し合い、内容も計画されて取り組んでみえます。地域によっては防災運動会を計画し、地域住民が防災運動会を通して地域の課題にチャレンジをしています。

これからの防災訓練、避難訓練は、いざというときに迅速に対応できるようにしておくことが大変重要であります。特に、住民は行政主体の防災から脱却し、みずから積極的に避難

行動や災害時要援護者への支援を、行動を行えるようにしなければなりません。そのためにも、年配の方だけの参加ではなく、若い方にも積極的に参加していただきたいと思います。

住民の皆様が積極的に防災訓練に参加できるような防災意識を高めるためにも、住民への防災アンケート調査を行っていただきたいと思います。この防災アンケート調査については、平成27年の9月議会でも提案をさせていただいたところであります。当時の安心安全課長は、地域防災訓練の後にどういった訓練をやるのがいいのか、アンケートをとりながら今後防災訓練の取り組みについて検討していきたいとのことでありました。その後、防災訓練の課題解決と強化のための防災アンケート調査の取り組みは考えられたのか、お伺いいたします。

また、高齢化とともに避難行動の中で災害時要援護者への支援行動も考えていかなければならないときがきています。このことから、町内会ごとの地区防災計画を作成していただく、その中で災害時要援護者への支援行動をどのように支援していくのか考えていかなければならないと考えます。

この地区防災計画につきましても、これまでの議会の中で提案してまいりました。当町では、地区防災計画を作成している町内会は現在5町内会が取り組んでいますが、全体的にはまだおくれております。防災、減災の取り組みで一番重要なのが、自分の命は自分で守る、自助の取り組みが最も基本となります。その上で、周りの人とともに助け合う共助の精神の取り組みが重要であり、事前防災のための防災訓練、避難訓練であります。事前防災の取り組みからも、地区防災計画の取り組みは、地域の課題を知るためにも、地域住民にとっても大変重要な取り組みであります。今後、高齢化とともに想定されます地域の災害時要援護者への共助の取り組みとして、皆様から要望いただく災害時要援護者の把握、連携、支援行動は大変重要であります。災害時要援護者の把握、連携、支援行動を地区防災計画の中へ取り込むなど、災害時要援護者の支援の取り組みと、なかなか進まない地区防災計画の推進強化について、町当局のお考えをお示してください。

○安心安全課長 高塚克己君

それでは、初めに防災アンケートについてお答えいたします。

防災・減災のためには、住民の防災意識の向上を図ること、防災教育、防災訓練の充実を図ることが大変重要であると考えます。住民の皆様が我が身を守るためには、実際に訓練に参加していただいたことが大変重要であります。防災対策の基本を学んでいただき、それにより防災意識の向上につながると考えます。

ご質問のアンケート調査につきましては、町内会で実施した防災学習会等でのアンケート結果から、内容の精査、学習会を通じた防災に対する意見を踏まえ、次回の防災訓練等に反映させております。また、全町内会に対しましてはアンケート調査は行っておりませんが、昨年度2回の自主防災会会長会議を実施し、地域防災訓練のあり方について意見をいただきました。今後は、地域ごと、小学校区ごとに実施する方向性を示し、29年度の訓練では新蟹

江小学校区、本町連区が合同訓練を実施しました。訓練内容につきましても、実施が困難であった避難所運営訓練を実施し、実りある内容となりました。本年度につきましても、新蟹江、蟹江小学校区で合同訓練を実施予定であります。

今後も、自主防災会会長会議の実施、必要に応じたアンケート調査を実施し、地域の実情に合わせた訓練内容としまして、地域住民の結束を固めることにより防災力向上につなげていきたいと考えております。

続きまして、地区防災計画の推進強化についてお答えいたします。

平成25年6月に災害対策基本法が改正され、自助及び共助に関する規定が追加されました。その際、地域コミュニティにおける共助による防災活動を推進する観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が創設され、平成26年4月1日から施行されております。

蟹江町といたしましては、平成28年度の嘱託員会議で地区防災計画の説明及びひな形の配布、各嘱託員に防災計画作成依頼文を送付し、現在8町内会で作成がされ、複数の町内会で作成中であります。

地区防災計画では、地区の特性に応じた項目を計画に盛り込むことが重要と考えます。各地区の近隣指定避難所、緊急避難場所の明記、避難経路上での危険箇所の明記も大切な項目となります。また、災害時要支援者への支援も明記すべき大切な項目と考えます。これらの項目につきましては、町のひな形にも明記されていますが、今後も地区防災計画を作成される町内会には積極的に助言をさせていただくとともに、現在、3町内会が防災訓練に要支援者安否確認訓練を取り入れ、実施済みであります。町としましても、訓練項目として引き続き推奨していく考えであります。

災害時には、自治体、消防、自衛隊等の公助が行われますが、すぐに全ての地区へは届かない可能性があります。こうした場合、自助・共助による取り組みが大変重要となります。この観点からも、地区防災計画の策定について引き続き啓発推奨して、防災・減災の取り組みを一層強化してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

アンケート調査ということで、まだ町内会全部がそういう動きになっていないものですから、小学校区ごとに訓練を行うというお話でありましたので、全町内会が訓練の後にアンケートをとっていただいて、どんな状況なのかをしっかりと把握していただけるようによろしくお願ひしたいと思ひます。

特に、災害時要援護者の支援というのは、日ごろから顔の見える避難訓練というのは非常に重要になっていると思ひますので、どうか、顔の見える避難訓練をできるように、しっかりと取り組んでいただきたいと思ひます。

特に、地区防災計画がなかなか進んでいないように思うわけなんですけれども、実は、志摩市のほうに視察にお邪魔させていただいたときに、あそこは海辺の近くですので、そういった地区防災計画を立ててみえます。特に、地区防災計画というのは、蟹江町でいえば、町民としての防災の意識の向上、そして、減災への備えであります。これが地区防災計画を立てる上で一番大事なことであります。志摩市ではどのような取り組みをやられていたかというところ、きちんと防災計画をつくる上での記載例だとか、職員が担当地区が決められていて、きちんとそこに張りつけになりまして、アドバイスをしながら取り組みをされてみえました。

やはり、地区防災計画をつくろうと言っても、なかなか前へ進まないものですから、きちんとそういった掌握できるような記載例とか、また、担当についていただいて、こういうふうにするというものをつくっていただくと、もっと前へ進んでいくのではないかなと思います。そういう意味では、特に、地域のいろいろな防災の取り組みをやられてみえる方はいっぱいみえますので、そうした方も自主防災組織も絡んでいただいて、そうした取り組みをやっていけば、もっと前へ進んでいくのではないかなと思います。そういう意味では、地域ごとに温度差がありますので、しっかり取り組んでいけるように町当局も応援をできるような体制をとっていただきたいと思います。

そういうことを含めて、地区防災計画をもとに、災害時要援護者の取り組みが、避難訓練もあわせてできるような取り組みをひとつお願いしたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げまして、防災・減災対策について質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 奥田信宏君

以上で松本正美君の1問目の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

3時35分まで休憩といたします。

(午後3時17分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時35分)

○議長 奥田信宏君

引き続き、松本正美君の2問目「突然死ゼロを目指した危機管理体制は」を許可いたします。

○1番 松本正美君

1番 公明党の松本正美君でございます。

2問目の「突然死ゼロを目指した危機管理体制は」ということについて質問いたします。

我が国では、平成16年に市民によるAEDの使用が認められて以降、急速にその設置が進み、AED、自動体外式除細動器の使用によって救命される事例も数多く報告されるようになってまいりました。消防庁によると、日本では、119番通報してから救急車が現場に到着するまでにかかる時間は、全国平均で8.5分、救命の可能性は、心臓と呼吸がとまってから、時間の経過とともに急激に低下しますが、救急隊を待つ間に、居合わせた人が処置を行うことによって、大幅に向上しているところであります。

突然の心停止で、現場に居合わせた人がAEDを使用した場合の1カ月後の生存率は53.3%、居合わせた人がAEDを使用しなかった場合の11.3%に比べて約4.7倍高くなっております。さらに、1カ月後の社会復帰率についても、居合わせた人がAEDを使用した場合45.5%となり、AEDを使用しなかった場合の6.9%と比べて約6.6倍高くなっているところであります。いまだに毎年7万人が心臓突然死で亡くなっているとともに、学校でも毎年100名近くの児童・生徒の心停止が発生しています。その中には、AEDが活用されず、救命できなかった事例も複数報告されているところであります。

そのような状況の中、既に、学校における心肺蘇生教育の重要性についての認識は広がりつつあり、平成29年3月に告示された中学校新学習指導要領、保健体育科の保健分野では、応急手当を適切に行うことによって障害の悪化を防止することができるとしているところであります。また、心肺蘇生法などを行うことと表記されているとともに、同解説では、胸骨圧迫、AED使用などの心肺蘇生法、包帯法や止血法としての直接圧迫法などを取り上げ、実習を通して応急手当ができるようにすると明記をされているところであります。

2011年9月、さいたま市の小学校6年生の女子児童が駅伝の練習中に校庭で突然倒れ、保健室に運ばれましたが、現場にいた教員は、呼吸があると判断し、心肺蘇生やAED装着が行われませんでした。倒れてから11分後、救急隊到着時には心肺停止状態となっていました。心肺蘇生が開始され、電気ショックも行われたが、救命することはできませんでした。呼吸があるように見えたのは、心停止後に起こる死戦期呼吸であった可能性があります。

二度とこのような悲しい事故を繰り返さないためにも、さいたま市教育委員会は、事故を検証し、遺族や専門家に協力を得ながら、2012年9月に、教育研修のためのわかりやすいテキスト「体育活動時等における事故対応テキスト」を作成いたしました。目の前にいる人が突然倒れた場合には、直ちにAEDを手配し、呼吸を確認して、よくわからない場合には心肺蘇生を行うことが強調されたテキストは、ASUKAモデルという愛称がつけられ、全市立小中高、特別支援学校及び市立幼稚園の教職員に配布をされております。さらに、さいたま市では、2014年度から、市立小中高において、保健学習の授業の中で心肺蘇生法の実習を行っております。小学校の5年生から毎年繰り返し学習をすることは、緊急時に迅速に最善の行動がとれるようにするためでもあります。

また、これまで各市町村の自治体で授業に取り入れてほしいと指導法を全国の学校へ広げ

る取り組みが進められています。しかしながら、全国における教育現場での現状を見ると、全児童・生徒を対象にAEDの使用を含む心肺蘇生教育を行っている学校は、平成27年度実績で、小学校は4.1%、中学校は28.0%、高等学校でも27.1%と低い状況にあります。このことから、突然の心停止から救い得る命を救うためには、心肺蘇生のAEDの知識と技能を体系的に普及する必要があるのではないかと考えます。そのために、学校での心肺蘇生教育は、その柱となるものだと思います。

そこで、当町でも児童・生徒、教職員に対する心肺蘇生とAEDに関する教育を推進するとともに、学校での危機管理体制を拡充し、生徒の命を守るための安全な学校環境を構築することは、喫緊の課題だと思います。

そこで、1点目に、当町の小・中学校における児童・生徒へのAEDの使用を含む心肺蘇生教育の現状と推進の取り組みについてお伺いします。

また、学校での生徒の命を守るための学校の危機管理体制の強化とし、緊急事態への職員への対応能力を高めることが求められています。小・中学校における教職員へのAEDの講習の実施状況はどのような状況になっているのか、まずお伺いしたいと思います。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

現在、蟹江町の小・中学校での心肺蘇生教育の現状についてですが、小学校におきましては、5年生時におきまして、体育の授業の中でAEDの説明や緊急時の対応について学習しております。それに加え、舟入小学校では全児童、新蟹江小学校では5年生、学戸小学校では6年生を対象に蟹江町の消防署職員による心肺蘇生講習を毎年実施しているところであります。また、舟入小学校の5年生と須西小学校の6年生が、着衣泳の授業において心肺蘇生の勉強をしております。中学校におきましては、中学2年生時に保健体育の授業の中でAEDを使用した心肺蘇生法を教員が教えております。

各学校教職員のAEDを使用した心肺蘇生講習につきましては、プールの授業が始まる前までに、消防署職員により毎年実施されております。また、舟入小学校、新蟹江小学校、学戸小学校及び蟹江中学校につきましては、PTA役員の希望者に、教職員とともにAEDを使用した心肺蘇生講習を受けていただいております。

以上です。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

まず、小・中学校で5年生以上をやられているということ。学校によって温度差があるみたいですので、ここのところをどうするかということが今後の課題になりますが、これは次のところでまた質問したいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、ここでお聞きしたいのは、児童・生徒、教職員に対してAEDの講習を繰り返して

行うことが大変重要だと思いますが、この点についてはどのように考えているのか、もし、教育長でもわかれば、お願いしたいと思います。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

先ほども答弁させていただきましたとおり、各小学校におきましては、それぞれのやり方に違いはありますが、緊急時の対応、心肺蘇生法やAEDについて、少なからず学習しております。中学校におきましては、2年生におきまして、保健体育の授業の中でAEDを使用した心肺蘇生法の授業を行っておりますので、小学校から中学校への継続した学習ができる状態になっているところであります。

今後におきましては、手薄となっております小学校低学年につきまして、そういう緊急時の対応ですとか心肺蘇生の学習について、消防署と連携しながら、そういう意識化を図っていきたいと思っております。

以上であります。

○教育長 石垣武雄君

ただいまの松本議員のご質問は、何回も繰り返してということだったというふうに思います。その点については、先ほど次長が申し上げたように、5年生とか6年生とか、学校によってばらばらではありますが、高学年を中心に、まずはそういう講習を行うということで、また次の学年でやるということで、消防署員の方をお願いをしているところでありますので、PTAはそういうことで一緒にやる場合が。先生方につきましても、一度やって、私どもが今やっているように、2年に一度とかいうことではなくて、新しく蟹江町にみえた方をまずやりながら、そして、経験がある人はプールが始まる前にその確認をするぐらい。そんなような状況でありまして、毎年繰り返し同じことを講習をしているということではありません。

以上です。

○1番 松本正美君

そうすると、AEDを使っていくわけなんですけれども、特に、非常時に有効活用ができるように、日ごろから点検はされていると思うんですけれども、この点検管理についてはどのように考えてみえるかお聞きしたいと思います。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

こちらは委託契約になっておりますので、一応業者さんをお願いして、年1回きちんと点検していただいています。

以上です。

○1番 松本正美君

業者さんに管理をお願いしているということで、一応業者さんで管理はされていますけれども、できれば、先生方もきちんと把握をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

特に、29年3月に告示されています、先ほど言いました中学校の新学習指導要領の保健体育ということで、保健分野においても、AEDを含む心肺蘇生法などを明記されているわけであります。だから、そういう意味では、まず先生方がAEDについての心肺蘇生などの救命教育について正しく理解し、教え方についてもしっかり学ぶ必要があると思いますが、この点については、教育長、わかればお願いします。

○教育長 石垣武雄君

中学校におきましては、保健分野という教科書があるんです。教科書で、絵がついて、先ほどの話の心肺蘇生の順番をやりながら、実際に子供たちにもわかるように。だから、途中で、例えば、胸骨は圧迫が1分間に100回ほどです、人工呼吸とか、そういうものが教科書に絵で載っています。そして、AEDも協力者を求めるというようなところでありますので、新しい教科書でありますけれども、当然、先生方はそういう意識の中で、子供たちもそれを目にしますので、意識を持って指導していくという段階に今なって、取り組んでいるというところであります。

以上です。

○1番 松本正美君

しっかり取り組んでいるということではありますが、さいたま市で起きました、小学校6年生の子供さんが心肺停止状態となっていたわけで、それで亡くなられたわけですが、そのとき呼吸があるかないかということで見誤ったということで、こういう悲劇が生まれておるわけなんです。だから、そういう意味では、しっかりと学校の先生方も、授業等も大変ですが、こうした面も含めてしっかり取り組んでいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、2点目に、28年度の学校安全推進計画の調査によれば、愛知県内の学校等で心肺蘇生などの事故が発生しており、AEDを含めた事故発生時における心肺蘇生、AEDの迅速かつ適切な対応が求められております。愛知県の全児童を対象といたしましたAEDの使用を含む応急手当を実施している学校は、小学校で1.9%、中学校で25.3%でありました。一部児童・生徒に実施している学校は、小学校で25.5%、中学校で52.1%、実施していない学校は小学校で72.6%、中学校で22.6%でありました。この調査からも、全児童・生徒を対象とした取り組みや小学校でのAEDの使用を含む応急手当の実習を実施している学校が少ないように見受けられます。

このことから、学校での心肺蘇生教育を実践することは、救命率の向上に役立つだけでなく、命の大切さや人と人とのきずなを考える機会を提供することにもつながります。子供たちはのみ込みも早く、学んだことをすぐに把握して、自分が行動を起こすことの意義などが伝播しやすくなり、救命の連鎖が促進されます。また、心臓突然死のリスクが高い年齢は、50代後半から70代にかけての男性に多く、さらに、自宅での発症が4分の3を占めておりま

す。この環境下でも、心肺蘇生法を行う可能性が高いのは、その家庭内における子供たちである可能性は高くなっているところでもあります。

このことから、小学校での心肺蘇生教育を命の教育として、学校教育の中における教育課程の中に普及させるとともに、小学校低学年、高学年、中学校とステップアップできるような、システムの構築によるレベルのステップアップ化が必要ではないかと考えているところでもあります。小学校から中学校へのステップアップができるようなシステム構築に向け、今後、全町立小学校の全児童が、計画的、継続的にAEDの知識を技能を含む心肺蘇生法などの学習ができるように取り組む考えはないか、石垣教育長にお伺いしたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

学校における心肺蘇生の講習、勉強であります。先ほど次長のほうが申し上げたように、小学校は高学年、そして中学校と行っております。それに、先ほどお話があったステップアップということと、もう一つ、低学年のことが、今お話がありました。実際に、高学年は、今の話で胸骨圧迫とか、そういう講習、AEDもあるということで、実際にAEDは使っておりませんが、そういうことで説明もしながら。ただ、低学年においては、保健分野においてもそういうことは載っておりませんし、今言われたように、高学年で今各学校が行っていますので、今後それに向かっていく形で、家族で何かあったときにどうしたらいいんだとか、そのような勉強というか、そういう危機管理を子供たちに学級指導等の時間を使って話すことによって、高学年が実際に学校でやっているところ。

ですから、実際に、低学年から心肺蘇生の講習を行うことは、今のところは若干難しいかなと思っていますし、学校によってはそれぞれのやり方がありますし、ある学校においては、実際に余りやっていないところもありますので、まずは、高学年を、蟹江町の小学生が、心肺蘇生ができるような講習を全部できる。そして、高学年に向けてのために、低学年、中学年も、例えば、おうちでも、AEDはありませんけれども、家族の方がなったときにどうしたらいいかというの、やはり、命を守る教育ということで考えていくと、子供たちもそういう知識をちょっと持ちながら、そんなふうな生活ができたらいいなと。また、先ほど松本議員も言われたように、中学校においては、AEDも含めて心肺蘇生法の勉強をしていきますので、そんな形を今後もう少し形づくって取り組むような形を考えてまいりたいと思っていますし、学校の校長先生方にもそのような働きかけ、お話もしていきたいと思っています。

以上です。

○1番 松本正美君

ありがとうございました。

特に小学校です。中学校のほうは、そういうふうに取り組んでみえる部分が多いわけなんですけれども、小学校においては、5年生以上ということだそうなので、低学年の方がまだ。学校によっては、まだ取り組んでいないところもあるのではないかと、ちらほら父兄の

方からもお話を聞いていますので、そういった学校もしっかり、全体的に取り組んでいけるようにしていただきたいと思うわけです。

それと、先ほど教育長のお話がありましたように、低学年向けということで、今、救急救命講習では、AEDについても、わかりやすい解説の入ったDVDが出ているわけです。これを見せて取り組むことによって、発達段階でこうしたことに対応できるような知識は、今子供さんは持っていますので、そういったDVDを見せることも一つの取り組みになるのではないかと思います。今、保育園、幼稚園でも、ゲームなんか物すごく、どこでもパソコンでも使えるような子供さんが見えますので、特に、ゲーム感覚と言ったら何ですけれども、DVDなんかを見せるとわかるのではないかなと思います。

それと、小学校におきまして、PTAの集まりとかあると思うんです。そういったときに、児童と保護者が一緒になって、AED使用についての簡単な心肺蘇生教育の取り組みもありますので、そういったことも勉強していくのもいいのではないかと。そういったことによって、積極的にAEDの経験をしていくことによって、そういったことになったときに積極的に使えることができるようになってくるのではないかと思います。そういったことで、しっかりとAEDの取り組みということで、取り組んでいただきたいと思います。

それと、特に、わからなくても、AEDの大切さとか、設置場所などの知識も、低学年の子供さんなんか知っていくことだって、これも一つの取り組みだと思いますので、まず、発達段階に合わせた指導をすればできるのではないかと思いますので、しっかりと低学年に向けての取り組みもやっていただきたいのと、まだ取り組んでいない学校もあるということです。ですので、しっかりその点、今あまり細かくは言われなんですけど、よろしくをお願いします。

次に、3点目についてです。

現在、当町においても、学校や町公共施設などで、緊急時の安全対策としてAEDが設置されてきました。小・中学校のAEDの設置場所は、教職員や児童・生徒にも緊急時にすぐわかるような場所に設置されているのか、設置場所についてもお示してください。

また、当町の住民の皆様が緊急時にAEDが使用できるようにするために、自宅近辺や通勤・通学路など、皆様の身近にあるAEDの設置場所をあらかじめ把握しておくことも重要だと思います。町内のAED設置施設が一目でわかる蟹江町AEDマップの公開の考えはどうか、この点についてもお伺いしたいと思います。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、ただいまありました議員の質問にお答えさせていただきます。

町内の小・中学校の職員室にそれぞれ1台ずつAEDを設置させていただいております。また、今年度から、新たに全小・中学校の体育館にも1台ずつ設置する予定となっております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○消防長 伊藤啓二君

それでは、蟹江町AEDマップについてお答えをさせていただきます。

平成16年7月にAEDの使用が医療従事者以外にも認められたところでございます。本町では、平成18年度から、役場庁舎を初め、全小・中学校、保育所を含む28カ所の公共施設にAEDの設置を完了いたしました。一方、民間施設でもAEDの設置はふえつつあり、消防署が把握している施設では、医療機関を除き40施設に設置をされているところでございます。

現在、蟹江町独自のAEDマップの作成はありませんが、愛知県では「あいちAEDマップ」を作成し、より多くの人にふだんから生活エリアのAEDを把握してもらい、いざというときに利用できるよう、携帯電話やスマートフォンから設置場所の検索ができるようになっていきます。このAEDマップは、蟹江町の最新の公共施設、民間施設の設置場所も確認することができますので、今後は町の広報誌等で「あいちAEDマップ」を紹介するとともに、町ホームページから外部リンクにより閲覧しやすくしたいと考えております。さらに、蟹江町独自のAEDマップを、町ホームページでAEDが設置されている公共施設が確認できるようにしたいと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

設置場所ですけれども、先ほど次長のほうからお話がありましたように、今度体育館にも設置するということですが、特に、学校は、休日でも学校のグラウンドを利用される方が結構見えますので、そうした緊急時のときに、野外に設置ができるようなことも考えていただきたいと思います。もう既に、平成28年4月に、尾張旭市においては、AEDを全小・中学校の野外設置にも取り組んでいるともお聞きしております。当町では、体育館のAED設置に取り組むということですが、野外の場所にも設置するような取り組みはできないのか、教育長、よろしくお願いします。

○教育長 石垣武雄君

建物の外ということですね。現在体育館ということで、よくそういう可能性が起きる、運動する場所ということで、体育館、そして、日ごろの生活の中で、職員室であれば、学校の一番の中心ですので、1時間目から6時間目の中でも先生方が連絡とれると。ただ、体育館外の、例えば運動場のどこかとか、そういうことについては、今のところちょっと考えておりませんし、もしそうなった場合に、やはり、学校の施設内においては学校の管理になるのかと今頭の中で思っているんですけれども、例えば、四六時中使えるとなると、それはどういう使い方が一番いいのかなと思ったり、一応、先生方も、確かに日曜日なんかに見える場合は、職員室に置いてありますし、それから体育館でも、夜、スポーツ少年団とかが体育館を使います。ことしはそこに置きますので、夜の場合の、スポーツ少年団、あるいは体育協

会が使った場合には対応できるわけですが、それ以外については今のところちょっと考えていないんですけれども、そういうことであれば一遍考えてみたいと思うんですが、ただ、これについても安全安心課とのかかわりもあるのかなと今思ったりしております。

以上です。

○1番 松本正美君

先ほど言った尾張旭市は24時間使えるように取り組んでいるということで、体育館につけられるということです。体育館の中につけるか、外につけるかでまた変わってきますので、いつでも対応できるような形をとれば使い勝手がいいのではないかと思いますので、また、一回そらのところも考えていただけるといいかなと思います。いろいろな方が今後利用されますので、そうしたときに対応できるようなAEDの設置場所というのも考えていただくといいかなと思います。

それと、先ほどAEDのマップということで、今、消防長さんのほうからお話がありました。愛知県が出しているAEDのマップを使ってというお話がありましたので、いずれにしても、住民の皆様にはAEDが置いてある場所がはっきりわかるような形でマップができるといいのかなと思いますので、この点についてもよろしくお願いを申し上げます。

4点目であります。

全国各地でコンビニへAEDを設置することで、AEDを使用した心肺蘇生法への取り組みが現在拡大をしております。コンビニは24時間開店しているため、市民の皆様がいつでも緊急時に使用できるというメリットがある。救える命を守るために貢献しているところであります。

愛知県豊川市では、市民の救える命を守るために、コンビニにAEDを設置し、救急車が到着する前に、できるだけ早くAEDを使用した心肺蘇生法へ取り組んでいます。そのほか、尾張旭市や犬山市などがコンビニAEDに取り組んでいます。当町でも、24時間対応できるコンビニエンスストアの事業者とAED設置の協定を結んでいただいて、救える命を守るために、コンビニにAEDを設置していく考えはないかお伺いしたいと思います。

○消防長 伊藤啓二君

それでは、コンビニへのAEDの設置についてお答えをさせていただきます。

蟹江町の救急件数は毎年増加傾向にあり、平成29年中の救急件数は1,756件と過去最高となり、実に21.5人に1人が救急車を使用したこととなります。また、平成29年中の119番通報を受けて救急隊が現場到着までの所要時間は、本町では平均で7.45分であり、全国平均8.5分と比べますと1分以上早く現場へ到着することができ、他市町村と比べエリアが狭いため、比較的早く現場へ到着することができております。

しかしながら、救命率の向上には、救急車到着までに、その場に居合わせた人が速やかに適切な応急処置をすることが重要であります。コンビニエンスストアにAEDを設置するこ

とで、24時間いつでもAEDが使用できるという環境となり、町民に安心感も与えます。AEDの設置につきましては、救命率の向上に大変重要なことでもありますので、既にコンビニと協定をして設置されている市町村の状況を確認しながら、検討したいと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

ありがとうございました。

一回検討するということではありますが、これは、尾張旭市なんかでもコンビニほとんど全部に設置をされています。豊川市でもそうですけれども、そういった取り組みをされております。いずれにしても、蟹江町の公共施設は、夜間とか休日はお休みのところがほとんどです。そうしたときに、緊急時にAEDが使えるということが大事ではないかと思えます。

そこで、町長にお伺いしたいと思います。

当町は、AEDを学校や役場など公共施設に設置はしておりますが、多くの施設は、夜間、休日に施錠されております。緊急時にはAEDを利用できない状況もあり、蟹江町でもAED設置に向けたコンビニエンスストアとの協定を結んでいただいて、取り組んでいただきたいと思えます。AED設置について、横江町長のご見解をお伺いしたいと思います。

○町長 横江淳一君

それでは、松本議員のご質問にお答えしたいと思います。

今、るる担当がお答えをさせていただきました公共施設にはきちんと配備をさせていただきますけれども、これも早い時期にしっかりとやっていきたいというふうに考えております。

過日、実は、うちの体育館でAEDを使った救急の事例が1件ございました。詳しく調べておりますと、AEDを使用した前に心臓マッサージをやったということで、心臓マッサージの適切なやり方が救命度を格段に上げるということが知られているわけでありまして、私もそうでありますし、うちの職員が救急救命の講習を受けてございます。切れたら、また継続して講習を受けるということで、まず、心臓マッサージのやり方も必要ではないのか。AEDというのは、心室細動と、心臓がそういう状況にならないと作動はいたしませんので、全てオールマイティーということではないというふうに考えております。

今ご質問いただきました24時間のコンビニの話であります。近隣では、弥富市がやっているようであります。我々も担当者と一遍話をしながら、どういう状況で入れたか、経緯等々も調べて、また、必要とあらば、予算的なことも、これは結構お金もかかるようでありますし、先ほどご指摘いただいたアウトドアに置くのはちょっとどうかと思いますが、インドアの場合でしたら、やはり、全てとは言いませんが、重要なところの幹線道路には、ひょっとしたら置く必要があるのかな、今の状況ではそう考えてございます。もうしばらくお時間をいただきながら、またお答えをさせていただきたいというふうに思っております。よろしくお伺いしたいと思います。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

コンビニにしっかりと設置できるように取り組んでいただければいいかなと思います。
次に、5点目であります。

当町の心肺蘇生教育の普及推進として、日ごろから町民の皆様が心肺蘇生の手順やAEDの正しい使い方を学んでおくことは、非常に大切であります。さっきまで元気にしていた方が、突然心臓や呼吸がとまってしまった。こんな状況になったときに人の命を救うために、そばに居合わせた人ができる応急手当のことを救命措置といいます。救急車が到着するまでに、住民による心肺蘇生が行われたほうが、行わなかったより生存率が高く、住民がAED自動体外式除細動器を使用し電気ショックを行ったほうが、生存率や社会復帰率が上がると言われております。このことから、救急車が来るまで手をこまねいては、助かる命も助からないこととなります。そうならないためにも、そばに居合わせた皆様一人一人が救命処置を行えるよう、心肺蘇生やAEDの使用方法を身につけておくことも、最も大切であります。

当町では、救急車で救急隊が到着するまでに心肺蘇生やAEDの使用で人命救助が行われ、命が救われたことが今まで実際にあったのかどうなのか、お伺いします。

また、救命率の向上の取り組みとして、心肺蘇生の救命講習会を各町内で行われる防災訓練や防災学習などのときに、人命救助としてAEDを含む心肺蘇生の知識と技能を習得できる救命講習に取り組む考えはないかお伺いしたいと思います。

○消防署長 後藤邦彦君

今の質問にお答えさせていただきます。

平成26年から平成30年5月31日までの本町の事案であります。平成26年、救急件数は1,623件、そのうち心肺停止事例が30件ありました。そのうち社会復帰は4件あり、うち、住民の方が心肺蘇生にて、1件が救急隊接触時前に自己心拍再開がありました。

27年では、救急件数1,630件中、心肺停止事例が29件ありまして、そのうち社会復帰は3件あり、うち、住民の方による心肺蘇生によって、2件が救急隊接触時前に自己心拍再開がありました。

平成28年、救急件数であります。1,689件中、心肺停止事例が38件あり、そのうち社会復帰は4件あり、うち、住民の方による心肺蘇生によって、4件が救急隊接触時前に自己心拍再開がありました。

平成29年、先ほども消防長のほうから話がありました救急件数ですけれども、1,756件中、心肺停止事例が49件ありまして、社会復帰はありませんでした。

ことしの5月31日現在までの救急件数ですが、731件中、心肺停止事例が15件あり、そのうち社会復帰は1件あり、住民による心肺蘇生及びAED使用について、1件の救急隊接触

時前に自己心拍再開がありました。

次に、救命講習の取り組みについてであります。町の広報誌や町内会の訓練等で救命講習の受講についてご紹介をさせていただいております。毎年、町内会、学校、保育所、事業所等を対象にした救命講習を開催し、過去10年間で8,244人が受講されております。近年、各町内会主催の防災訓練や防災学習会で盛り込んでおられますが、そういった機会を捉えて、AEDの重要性や取り扱い訓練などを行い、応急手当の普及啓発に努めてまいります。

以上です。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

今ご報告がありましたように、心肺停止という方が毎年あるということだそうなので、その中で救命された方もあるということでご報告がありました。いずれにしても、町民の命を守る上からも、AEDの講習会というのは非常に大切になってくると思います。そういう意味で、救命率向上に向けて、AEDの心肺蘇生の知識と技能習得に、町民が一丸となって取り組んでいけるよう、しっかりとサポートしていただけるようお願いしたいと思います。

そして、特に、住民の皆さんが参加しやすいイベントなんかも、町民まつりとかあると思うんです。そうしたときに消防署の方も見えていますので、そうしたところで救命講習会も実施ができればいいかなと思いますが、この点についてはどうでしょうか。

○消防長 伊藤啓二君

救急講習の取り組みについてということで、ご答弁させていただきます。

急病や事故などで心肺停止になった人を救うためには、やはり、救急車が到着までの間に、そばに居合わせた人が速やかに心肺蘇生をするなど、適切な応急処置が必要となります。心肺蘇生やAEDの取り扱いというのは、やはり、いきなり実践でやることは困難でありますので、できるだけ多くの方に救命講習等を受講していただき、知識、技術を身につけることが救命率の向上につながると思います。

毎年8月に行われている地域防災訓練では、AEDの操作訓練や心肺蘇生法の訓練を実施している町内会もございます。AEDの設置促進だけでは、必ずしも十分な救命率の改善は望めませんので、教育と訓練により、AEDを使用できる人材をふやすことが重要と考えます。今後は、安心安全課と調整をとりながら、各地区の防災訓練等の機会を捉え、応急手当の知識と技術が広く普及できるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

救命率向上ということで、講習会にしっかり取り組んでいただきたいと思います。そういう意味で、救命率向上のためのAEDを含む心肺蘇生の知識と技能の習得は大変重要であります。私たち議員も、2年に一遍の講習ですけれども、それは毎年やっていかないと、忘れ

ている部分も若干あります。そういう意味では、救命率を向上しようと思うと、絶えず講習、これが大事ではないかと思えます。心臓や呼吸がとまった人の治療は、まさに1分1秒を争う闘いと言ったらあれですけども、取り組みだと思えます。心臓や呼吸がとまった人の命が助かる可能性は、その後約10分間に急激に減っていくと言われております。だから、救急車が来るまで、手をこまねいているのではなく、しっかりと救命措置ができるように、日ごろからしっかりと講習を受けて、取り扱いができるようにしておかなければいけないと思えますので、この点についてしっかり要望して、終わりたいと思えます。

本日は本当にありがとうございました。よろしく申し上げます。

○議長 奥田信宏君

以上で松本正美君の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(午後4時18分)